

平成 20 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 5 日目）

平成 20 年 3 月 4 日（火曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 中村 善吉

副委員長 松村 敬子

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（1 名）

雨森 修一 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

納税課長 永澤 雄一

健康課長 岡田 まり子

介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

下水道課長 鈴木 典男

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

工務課長 長田 幹

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(行政経営担当) 郷家 栄一

管理課参事 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○中村委員長

連日御苦労さまでございます。

本予算特別委員会もきょうで最後でございます。皆様の慎重なる審議をお願い申し上げまして、開会のあいさつとします。

ただいまの出席委員は20名であります。本日は、雨森修一委員から、欠席届が出されておりますので御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

- 議案第27号 平成20年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

○中村委員長

初めに、議案第27号 平成20年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○中村委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料9の41ページをお願いいたします。

平成20年度国民健康保険特別会計予算策定資料に基づきまして、予算編成に係る主なものをあらかじめ御説明申し上げます。

初めに、医療費の推計方法ですが、基本的には、前3カ年の実績から算出しております。

しかしながら、本年1月31日の説明会で御説明申し上げましたとおり、新たな高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険制度の改正によりまして、被保険者の大幅な異動がございます。

また、昨年度までは69歳までを若人として、70歳からを前期高齢者としておりましたが、このたびの改正によりまして、平成20年度からは64歳までを若人として、65歳からを前期高齢者として資料を作成しております。

これらの点をあらかじめ御承知いただきたいと思っております。

なお、この資料の説明におきましては、款項目及び財源内訳の読み上げを省略させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、まず、1、一般被保険者医療費の推計、若人ですが、表の20年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が1万540人、被保険者1人当たりの診療費用額、入院が6万6,681円、入院外が6万8,541円、歯科が1万3,770円、計が14万8,992円、診療費総額が15億7,037万6,000円であります。

次に、前期高齢者ですが、これも20年度の欄で申し上げます。被保険者数の年平均が4,469人、被保険者1人当たりの診療費用額計が43万6,827円、診療費総額が19億5,218万円あります。

なお、被保険者数が大幅な増加を示しておりますが、これは退職者医療制度の変更等によりまして、退職被保険者が一般前期高齢者へ異動したことに伴うものであります。

次の表が、平成 20 年度推計で、若人に前期高齢者を加えたものであります。表の左側から順に合計の欄で申し上げます。診療費総額が 35 億 2,255 万 6,000 円であります。薬剤支給額は 7 億 6,932 万 2,000 円で、これは診療費総額に薬剤支給率を乗じたものであります。療養給付費支給額は 42 億 9,187 万 8,000 円で、これは診療費総額に薬剤支給額を加えたものであります。次の公費負担額はありまないので、同額が医療費になります。療養費は 9,044 万 7,000 円で、これは医療費に療養費割合を乗じたものであります。保険者負担額は 31 億 9,018 万 5,000 円で、これは医療費と療養費の計に保険者負担率を乗じたもので、これが一般被保険者に係る保険給付費の総額であります。

次に、歳出（保険者負担額）の内訳ですが、一般被保険者療養給付費は、E 欄の療養給付費支給額に実績給付率を乗じたもので、29 億 667 万円であります。

一般被保険者療養費は、H 欄の療養費に実績給付率を乗じたもので、6,125 万 5,000 円であります。

次の 42 ページをお願いいたします。

一般被保険者高額療養費は、療養給付費支給額と療養費を加えた金額に、実績給付率を乗じたもので、2 億 2,226 万円であります。

移送費は科目設定であります。

次に、療養給付費負担金ですが、これは一般被保険者に係る歳入であります。算出式を申し上げますと、保険者負担額から保険基盤安定繰入金医療分の税軽減分と支援分を加えた金額の 2 分の 1、それと前期高齢者交付金及び医療給付費等交付金の前期高齢者交付金相当額を差し引いた金額の 100 分の 34 で、5 億 9,569 万 8,000 円であります。

次に、2、退職被保険者等医療費の推計、若人ですが、表の 20 年度合計欄の診療費総額合計が 2 億 6,350 万 6,000 円であります。

なお、被保険者数が大幅に減少しておりますが、これは退職者医療制度の変更等によりまして、退職被保険者が一般前期高齢者へ異動したことに伴うものであります。

また、次の表の前期高齢者につきましては、全員が一般被保険者へ異動しております。

次に、下の表、平成 20 年度推計ですが、表の右端の保険者負担額は 2 億 5,968 万 9,000 円であります。

次のページにまいりまして、歳出（保険者負担額）の内訳ですが、これも先ほどと同じく、それぞれの金額に実績給付率を乗じたもので、退職被保険者等療養給付費が 2 億 4,326 万 8,000 円、療養費が 280 万 5,000 円、高額療養費が 1,361 万 6,000 円、移送費は科目設定であります。

次の、療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る歳入であります。算出式を申し上げますと、退職分歳出予算額から退職分歳入予算額に平成 20 年 3 月分療養給付金相当額を加えた金額を差し引いて、それに退職被保険者等に係る老人医療費拠出金及び前期高齢者交付金相当額を加えたもので、3 億 3,282 万 8,000 円であります。

次に、3、後期高齢者支援金の算出ですが、これは国保制度の改正による新しい科目であります。

(1)後期高齢者支援金は、被保険者 1 人当たり後期高齢者支援金に被保険者数、さらに該当月数の 12 分の 11 を乗じて求めたものであります。

(2)病床転換支援金は、被保険者1人当たり病床転換支援金に被保険者数、さらに該当月数の12分の11を乗じて求めたものであります。そして双方を加えた金額は5億6,934万9,000円であります。

(3)後期高齢者支援金に係る事務費拠出金は、後期高齢者に係る事務費拠出金単価に被保険者数を乗じて求めたもので、18万9,000円であります。

(4)後期高齢者支援金負担金の国負担金は、後期高齢者支援金から退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額を控除した金額に、100分の34を乗じた金額1億5,257万8,000円であります。

その下の、県負担金は、同じ金額に100分の6を乗じた金額2,692万5,000円であります。

次の、44ページをお願いいたします。

4、前期高齢者納付金の算出ですが、これも国保制度の改正による新しい科目であります。

(1)前期高齢者納付金は、被保険者見込数に負担調整対象見込額を乗じて求めたもので、41万4,000円であります。

(2)前期高齢者事務費拠出金は、被保険者見込数に事務算定基礎額を乗じて求めたもので、21万8,000円であります。

次に、5、前期高齢者交付金でございます。これも国保制度の改正による新しい科目で、退職者医療制度の廃止に伴う調整制度として創設されたものであります。

算出式は、調整対象給付費見込額に前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額を加えまして、それから概算調整対象基準額を差し引いたもので、13億1,019万9,000円であります。

次に、6、老人保健拠出金の算出でございます。

まず、(1)医療費拠出金の算出ですが、これは概算医療費拠出金平成20年度分から平成18年度概算医療費拠出金と確定医療費拠出金平成18年度分の差額に調整金額を加えたもので、2億5,149万7,000円であります。

(2)事務費拠出金は、基金事務費に基金支払事務費を加えたものに12分の1を乗じた金額121万9,000円であります。

(3)老人保健医療費拠出金負担金は、医療費拠出金から退職被保険者等に係る老人医療費拠出金相当額を差し引いた金額の100分の34で、2,051万7,000円であります。

次に、7、介護納付金の算出でございます。これは、次のページにまいりまして、平成20年度概算介護納付金から平成18年度概算介護納付金と平成18年度確定介護納付金の差額に調整金額を加えたもので、2億4,712万7,000円であります。

介護納付金負担金は、負担基本額の100分の34で、8,402万2,000円であります。

次の、8、高額医療費共同事業医療費拠出金の算出ですが、この金額は国保連合会から示されたもので、拠出金総額に対しまして宮城県内分と本市分の割合で算出いたしますと、9,287万5,000円であります。

なお、(2)ですが、高額医療費共同事業負担金として、国と県から負担金制度がございまして、高額医療費共同事業医療費拠出金のそれぞれ4分の1ずつの2,321万8,000円であります。

次に、9、保険財政共同安定化事業拠出金の算出ですが、この金額も国保連合会から示されたもので、拠出金総額に対しまして宮城県内分と本市分の割合で算出いたしますと、4億4,148万6,000円であります。

以上でこの資料の説明を終わります。

次に、予算書の説明を申し上げます。資料8の15ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費4,018万5,000円は、国保事務に要する経費でございます。これは保険証の印刷や郵送に係る経常経費のほか、13節委託料は3,398万1,000円で、この内訳は電算業務委託料として国保連合会に係る分が871万8,000円、本市の国民健康保険新システム構築業務委託料が1,900万円及びレセプト点検業務委託料が626万3,000円であります。

ここで、少し時間をいただきまして、ただいま御説明申し上げました電算業務委託料の国民健康保険新システム構築業務委託料について説明をつけ加えさせていただきます。

国保電算システムは、昭和61年10月からの住民基本台帳システムの稼働とともに、ホストコンピューターで管理されておりました。税制改正や医療制度等の改正があった場合には、国保年金課から電算担当課に改正等の内容の説明を行いながら、プログラムの改修に当たってまいりました。

しかしながら、その後、電算システムの容量が飽和状態となり、平成9年から平成11年までの3年間を費やしまして、電算システムの再構築を行っております。

そして現在に至っているわけでございますが、その後もたび重なる改修作業がありまして、改修マニュアルが不完全になりつつあり、さらにはホストコンピューターの入力作業等が非常に煩雑になってしまいまして、改修作業が困難かつ改修作業に危険が伴う状況になってきております。

このことによりまして、現在の電算システム稼働状況でございますが、国保業務の中で電算画面を8回から、多いときには15回まで切りかえる必要が生じております。

そして、この現状によりまして、国保業務の例を申し上げますと、国保加入時に保険税の金額を尋ねられた場合には、約10分、国保の加入者ごとの保険税の内訳を尋ねられた場合には、約15分の時間を必要としております。

このような状況の中で、1月31日の説明会でも申し上げましたが、平成20年度から後期高齢者医療制度の創設及び特定健診や特定保健指導などの医療改革に伴い、国保システムの大幅なシステム改修が必要で、改修には相当の期間、そして時間外勤務等の人件費の増加が見込まれる状況となっております。

また、現状のまま改修を進めると、将来に向けて二重の出費となることが想定される状況でもあります。

よって、現在のホストコンピューター方式から、国保電算システムパッケージを購入し、購入先の業者が管理するクライアントサーバー方式に変更して、窓口対応のみならず、電

話に対する問い合わせ等に対しましても、迅速な対応を図ってまいりたいと、そのように考えているものであります。

なお、この新システム構築業務委託に係る費用につきましては、一般会計より職員給与費等繰入金として国保会計に繰り入れし、一般会計に対しましては、国からの地方交付税により所要の措置が講じられることになっているものであります。

このことにより、国民健康保険新システム構築業務を委託することとしたものであります。

ここで、恐縮でございますが、資料 4 の 12 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為でございます。

これは、ただいま御説明申し上げました国民健康保険新システム構築業務委託につきまして、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、期間は平成 21 年度から平成 24 年度まで、限度額は 7,600 万円であります。

次に、資料 8 の 15 ページにお戻りいただきたいと思っております。

説明欄 18 節備品購入費は、保険証のカード化に向けての準備でございまして、窓口交付用のプリンターを 2 台購入するものであります。

2 目団体負担金 529 万 3,000 円は、国保連合会への一般負担金であります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費 4,043 万 5,000 円でございます。

まず、1、賦課に要する経費 280 万 5,000 円は、国保税納付書の印刷や郵送に係る経常経費が主なものであります。

○永澤納税課長

2 の、徴収に要する経費は 3,763 万円、前年度より 566 万 6,000 円増額して計上しております。

その内容は、納税勧奨収納等業務委託による 493 万 7,000 円、非常勤職員 1 名増員による 67 万 4,000 円の増が主なものでございます。

○鈴木国保年金課長

次の 19 ページをお願いいたします。

3 項 1 目運営協議会費 35 万 7,000 円は、経常経費でございまして、4 回の会議開催を予定しております。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目趣旨普及費 68 万 3,000 円は、窓口業務や保険証の更新時に配布するパンフレット作成に係る経常経費であります。

次の 23 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費から 4 目退職被保険者等療養費までは、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

5 目審査支払手数料 1,090 万 7,000 円は、国保連合会に対するレセプト審査支払事務委託料であります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費と 2 目退職被保険者等高額療養費、次の 27 ページをお願いいたします。3 項 1 目一般被保険者移送費と 2 目退職被保険者等移送費は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金 3,360 万円は、1 件当たり 35 万円で、96 件分を計上しております。

なお、平成 18 年 12 月から開始しております出産に係る費用を医療機関に直接支払う受領委任制度は、平成 19 年度に入りましてからは約 64%の方が利用している状況であります。

次の 31 ページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費 640 万円は、125 件分を計上しております。

なお、減額の理由でございますが、平成 20 年 4 月 1 日から支給額を 8 万円から 5 万円へ改正すること、及び 75 歳以上の方々が後期高齢者医療制度へ移行することによる件数の減少であります。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等、2 目後期高齢者関係事務費拠出金、次の 35 ページにまいりまして、4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金等、2 目前期高齢者関係事務費拠出金、次の 37 ページにまいりまして、5 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金、2 目老人保健事務費拠出金、次の 39 ページにまいりまして、6 款 1 項 1 目介護納付金、次の 41 ページにまいりまして、7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、2 目保険財政共同安定化事業拠出金までは、いずれも先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

3 目その他共同事業拠出金は、国保連合会が支弁することになりましたので、廃目でありませぬ。

次の 43 ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目保健衛生普及費 1,600 万 6,000 円でございます。

まず、1、保健衛生普及に要する経費 1,166 万円は、19 節負担金、補助及び交付金の検診負担金が主なものでありまして、国保加入者の胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、歯周疾患検診、肺がん喀たん検査、前立腺がん検診、骨粗鬆症検診に係る負担金でありまして、延べ 7,170 人の自己負担分の助成を見込んでおります。

なお、これらの経費におきまして 605 万 2,000 円の減額は、平成 19 年度に実施いたしました国保ヘルスアップ事業の終了が主な要因であります。

次の、2、医療費通知に要する経費 434 万 6,000 円は、年 6 回、医療費通知を行うための経常経費であります。

○岡田健康課長

次に、2目1、特定健診事業に要する経費で 2,899万 6,000 円の計上でございます。これはさきの説明会で国民健康保険特定健康診査等実施計画について御説明を申し上げましたとおり、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳から 74 歳までの国保加入者に対して実施する特定健康診査に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、13 節委託料で 2,811 万円は、国保連合会処理委託料として 106 万 7,000 円でございますが、これは特定健診等データ管理システム手数料等に係るものでございます。

また、特定健診業務委託料として 2,704 万 3,000 円でございます。委託先は塩釜医師会でございます。受診者 4,200 人を見込んでございます。

3 目 1、特定保健指導事業に要する経費で 785 万 2,000 円の計上でございます。これは特定健診の結果に応じて階層化を行い、積極的支援、動機づけ支援等の保健指導を実施するものでございます。

その主なものとしたしましては、指導に従事する保健師、栄養士等の非常勤職員の人件費 270 万 1,000 円と、13 節委託料の特定保健指導業務委託料 464 万 1,000 円でございます。これは特定保健指導対象者 300 人のうち、積極的支援 90 人分、動機づけ支援 90 人分の委託分と指導の評価を行うための採血の委託料でございます。

○鈴木国保年金課長

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目基金積立金 208 万 9,000 円は、財政調整基金の積立利子でございまして、増分は預金利率のアップによるものであります。

次の 47 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目利子 14 万 8,000 円は、一時借入金が生じた場合の利子であります。

○永澤納税課長

次の、49、50 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金は 350 万円、前年度より 150 万円増額して計上しております。積算内訳は、1 人平均 2 万 2,000 円、160 名分でございます。

2 目退職被保険者等保険税還付金 50 万円につきましては、昨年同額で計上しております。

次に、3 目一般被保険者還付加算金、4 目退職被保険者等還付加算金、5 目償還金につきましては、いずれも科目設定でございます。

○鈴木国保年金課長

次の 51 ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般会計繰出金も科目設定であります。

次のページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目予備費は 479 万 5,000 円であります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

初めに、国民健康保険税ですが、本年1月31日の説明会で御説明申し上げましたとおり、医療給付費分と介護納付金分の二本立ての課税の仕組みが、平成20年度からは医療給付費分と後期高齢者支援分及び介護納付金分の三本立ての保険税に改正されるものであります。

しかしながら、これらの準備等がまだ整っておりませんので、今回の予算編成におきましては、従前同様、二本立てで算出しておりますので、御承知いただきたいと思います。

それから、保険税の現年度分は、平成19年12月現在の調定額に平成18年度の収納実績等に乗じて算出したものであります。

滞納繰越分は、平成19年度末の調定見込額に予想される収納率を乗じて求めたものであります。

それでは、予算説明書に沿って御説明申し上げます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税12億9,534万2,000円でございますが、保険税の減額は、後期高齢者医療制度の創設及び退職医療制度の変更に伴う被保険者の異動に係るものが主な要因であります。

節ごとに申し上げますと、1節医療給付費分現年課税分11億3,839万1,000円は、調定見込額12億5,098万円に対し収納率を91%に見込んでおります。

2節介護納付金分現年課税分8,676万4,000円は、調定見込額9,534万6,000円に対し収納率を91%に見込んでおります。

3節医療給付費分滞納繰越分6,537万6,000円は、繰越見込額4億3,584万1,000円に対し収納率を15%に見込んでおります。

4節介護納付金分滞納繰越分481万1,000円は、繰越見込額3,436万7,000円に対し収納率を14%に見込んでおります。

2目退職被保険者等国民健康保険税6,470万1,000円でございますが、税額が大幅な減額になっております。これは退職医療制度の変更に伴い、被保険者の約86%の方々が一般被保険者の方に異動することが主な要因であります。

これも1目と同様に、調定額及び滞納繰越見込額にそれぞれの収納率を乗じて算出いたしますと、1節医療給付費分現年課税分5,181万3,000円、2節介護納付金分現年課税分979万円、3節医療給付費分滞納繰越分285万6,000円、4節介護納付金分滞納繰越分24万2,000円であります。

○永澤納税課長

2款1項1目督促手数料100万円につきましては、昨年同額で計上しております。

○鈴木国保年金課長

3款1項1目療養給付費等負担金1節現年度分8億5,281万5,000円でございます。

説明欄1の、国民健康保険法による療養給付費負担金から、次のページにまいりまして、説明欄4の、国民健康保険法による後期高齢者支援金負担金までは、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

2 節過年度分は科目設定であります。

2 目高額医療費共同事業負担金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

○岡田健康課長

次に、3 目特定健診負担金で 271 万 2,000 円の計上でございます。これは歳出で説明いたしました特定健診事業の国庫負担金でございます。

その内訳でございますが、政令で定める負担基準額に 40 歳から 64 歳までの受診見込数 1,800 人分と 65 歳から 74 歳までの受診見込数 2,400 人分をそれぞれ乗じたものを加えて算出したしております。負担割合は 3 分の 1 でございます。

4 目特定保健指導負担金で 76 万 5,000 円の計上でございます。これは新規事業であります特定保健指導事業の国庫負担金でございます。

その内訳でございますが、動機づけ支援の負担基準額に保健指導見込数 90 人分と、積極的支援の保健指導見込数 90 人分をそれぞれ乗じたものを加えて算出したしております。負担割合は 3 分の 1 でございます。

○鈴木国保年金課長

2 項 1 目財政調整交付金 1 節普通調整交付金は 1 億 7,557 円 8,000 円ですが、減額は、後期高齢者医療制度の創設に伴う老人保健拠出金の変更によるものであります。

2 節特別調整交付金は科目設定であります。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 1 節現年度分は、先ほどの資料で説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 節過年度分は、科目設定であります。

次に、9 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

○岡田健康課長

次に、2 目特定健診負担金で 271 万 2,000 円の計上でございます。これは新規事業であります特定健診事業の県負担金でございます。

その内訳でございますが、先ほど御説明いたしました国庫負担金と同様でございますが、負担基準額に 40 歳から 64 歳までの実施見込数と、65 歳から 74 歳までの実施見込数をそれぞれ乗じたものを加えて算出したしております。負担割合も 3 分の 1 でございます。

3 目特定保健指導負担金で 76 万 5,000 円の計上でございます。これは特定保健指導事業の県負担金でございます。

内訳につきましては、国庫負担金同様でございますが、動機づけ支援それから積極的支援の保健指導見込数それぞれを乗じたものを加えて算出してございます。負担割合も同様の 3 分の 1 でございます。

○鈴木国保年金課長

2 項 1 目財政調整交付金は 1 億 7,149 万 5,000 円でございます。

まず、1 号交付金といたしまして、療養給付費分、老人保健医療費拠出金分、介護納付金分、後期高齢者支援金分のそれぞれの基準額に係る 100 分の 6 であります。

2 号交付金は、レセプト点検や収納率確保・向上対策等に係る交付金でありまして、2,100 万円を見込んでおります。

2 目乳幼児医療費補助金 122 万 1,000 円は、当該事業に係る 2 分の 1 であります。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目 1 節共同事業交付金 9,287 万 5,000 円は、高額医療費に対する国保連合会からの交付金で、1 件当たりの費用額が 80 万円を超える部分の 100 分の 59 が交付されるものであります。

2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金 4 億 4,148 万 6,000 円も、高額医療費に対する国保連合会からの交付金で、1 件当たりの費用額が 30 万円を超えて 80 万円までの金額から 8 万円を控除した部分の 100 分の 59 が交付されるものであります。

8 款 1 項 1 目利子及び配当金 208 万 9,000 円は、財政調整基金の利子でございまして、増分は預金利率のアップによるものであります。

9 款 1 項 1 目基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金 1 億 4,349 万 1,000 円は、財源調整のため財政調整基金から繰り入れするものであります。

なお、繰り入れ後の基金残高でございますが、1 億 8,646 万 3,004 円になるものであります。

2 項 1 目一般会計繰入金 3 億 942 万 1,000 円でございます。

まず、1 節保険基盤安定繰入金 1 億 9,764 万円は、保険税軽減分と保険者支援分に係るものであります。

2 節職員給与等繰入金 7,248 万 7,000 円は、歳出 1 款の事務経費のうち、一般会計負担対象費用分であります。

3 節出産育児一時金繰入金 2,240 万円は、歳出 2 款の出産育児一時金の 3 分の 2 であります。

4 節財政安定化支援事業繰入金は 1,567 万 3,000 円であります。

5 節その他一般会計繰入金 122 万 1,000 円は、県の乳幼児医療費助成事業運営強化補助金と同様であります。

10 款 1 項 1 目療養給付費交付金繰越金と 2 目その他の繰越金は科目設定であります。

○永澤納税課長

次の、13、14 ページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金 100 万円につきましては、昨年同額で計上しております。

2 目退職被保険者等延滞金は科目設定でございます。

○鈴木国保年金課長

2 項 1 目市預金利子も科目設定であります。

3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 100 万円、2 目退職被保険者等第三者納付金 50 万円、3 目一般被保険者返納金 10 万円は、いずれも前年度と同額であります。

4 目退職被保険者等返納金は科目設定であります。

5 目雑入 546 万 1,000 円であります。

説明欄(1)の雑入は科目設定であります。

○岡田健康課長

(2)特定健診自己負担金 546 万円の計上でございます。これは特定健診受診者 4,200 人分の実費徴収分を見込んでございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

ここで休憩いたします。再開は 10 時 50 分でございます。

午前 10 時 42 分 休憩

午前 10 時 51 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより、歳入歳出一括質疑を行います。

○昌浦委員

それでは、歳出の方で、資料 8 の 16 ページなのですが、まずもって、18 の備品購入費のプリンタ購入、これは何か 2 台買って、保険証のカード化の準備という御説明があったのですけれども、以前、私、一般質問でカード化の問題を取り上げさせていただいているものですから、ちょっと関心があるので、これは普通の銀行などで使うようなカードなのか、あるいは、私が一般質問で御提示させていただきました富津市のようなラミネート式のもののなのか、その辺、どういうカードの種類なのか、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○鈴木国保年金課長

カード化の御質問でございますが、この平成 20 年度より、宮城県の場合は、国保連合会の指導で動き出したということでございます。

その中身でございますが、県一斉にやれば安く済むのだろうと、そういうような発想が根底にございます。

ただ、問題は、外字入力と申しまして、難しい名前の方がいっぱいいらっしゃいます。その関係が間に合うのかという問題、あともう一つが、一部の市で動き始めました、カード化。ところが、今問題になっておりますのが、カード化ですと字が非常に小さくなってしまふのです。どうしても書かなければならない事項があります。それで、見えない、読めないという苦情がありまして、必要最小限度を掲載するのに、いかなる方法がいいかということで、先ほど申しましたが、これらを国保連合会と協議しながら、県下一斉にやっついこうという話にはなっていますが、ちょっと具体化していないと、そのような点が多々ございます。

○昌浦委員

確かにそうでしょうね。難しい字とか、対応に苦慮するところでしょう。

しかしながら、このプリンタ購入ということになっていますから、これはいずれそういう目的のために、もう予算措置をしておるのでしょうから、平成 20 年度あるいは 21 年度に向けても、20 年度中でも購入して、いろいろ試験的な動きとか、そういう意味でのこの予算づけなのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○鈴木国保年金課長

ラミネート式といいますか、割と安価でできる、我々が自前で印刷できるような形のものと考えております。

それから、今おっしゃっていただきましたように、できるだけ早く実施したい、そういうような考えもございますので、また、実施に向けてはプリントアウトと申しますか、実際やってみたりする試行の時間も必要ですので、いずれにしても早い時間にこのプリンターを上げさせていただいて、しかるべき準備に入りたいとそのように考えたわけでございます。

○昌浦委員

もう 1 点なのですが、国保新システム構築業務委託の件は、詳細に御説明いただいたので納得したところですが、やはり同じ予算の中の委託料で、レセプト点検の業務委託料がありますね。これは大体この経費をかけて、どのくらいのレセプトを点検して、医療請求の中でのいわゆるミスを発見して、国保の方にどのくらいお金が戻ってきているのか。恐らくは当該医療機関、診療分から差し引くような形で相殺しているというのが現状でしょうけれども、その辺、費用対効果というのでしょうか、どのくらいなのか、あるいは平成 20 年度はどのくらいの目標なのかでも結構ですから、教えていただきたいと思えます。

○鈴木国保年金課長

効果の方から申し上げますと、毎年 1,000 万円を超す効果を得ております。ここで計上させていただいた 600 万円強のお金、これは 4 人分なのですが、600 万円かかるが、1,000 万円の効果を上げています、そのような内容でございます。

○相澤委員

2 点質問させていただきます。

最初に、資料 9 の 41 ページの説明がありましたが、これについてお聞きいたします。

まず、年齢の確認。若人が 65 歳、前期高齢者は 74 歳まででいいのでしたか。まず。

○鈴木国保年金課長

そのとおりでございます。

○相澤委員

これで見ますと、診療費総額が若人の分と前期高齢者では約3倍の開きがございますね。これの主な、要するに、私も個人的に、申しわけないのですが、若人のぎりぎりなのですよ。10年間でこんなに医療費が3倍も、どういう要因があってふえるのだろうかということをもまずお願いいたします。

○鈴木国保年金課長

本日の資料説明でも少しお話しさせていただきました。詳細については1月31日の説明会で申し上げましたけれども、退職者医療制度が近々廃止になります。その暫定措置といたしまして、60歳から64歳までは退職者医療制度に残すと、65歳以上の方については、すべて退職者医療制度を外れて、一般の方に入りなさい、そのような形に平成20年4月からなったわけでございます。

それで、先ほど申し上げましたけれども、先ほど86%と話しましたけれども、今、3月段階で退職者というのは3,813人と見込んでおります。530人残るだけで、3,283人は一般被保険者になる。そのような形で医療費の支払いをこれからはすると、そんなことになっております。

○相澤委員

ありがとうございます。

では、もう1点をお聞きしますが、資料8の16ページで、コンピューターの説明をいただきました。ホストコンピューターからパッケージシステムに変更することによって、従来10分ないし15分かかっていたものが、短縮される等の説明がありましたが、では、その従来10ないし15分かかっていたものが、どれぐらいの時間になるのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

パッケージの機械を導入している他市にデモといいますか、ちょっと視察に行ってきました。そうしましたら、私どもの半分以下の時間でやれると、そのように確認してきて、大変すばらしいなというものを感じております。

○相澤委員

そうすると、ホストコンピューターの方の負荷が少なくなるわけですね。その国保の分がなくなりますから、そうすると、他事務部門での費用などは、助かる部分というのが出てくるのでしょうか。コンピューターの負荷に対して。

○内海総務部次長(兼)総務課長

コンピューターそのものが、確かに負荷は少なくなると思います。要するに処理時間の関係ですとか、中央演算装置というのですけれども、それが動いている時間は少なくなろうかと思います。

○相澤委員

他部門での費用的なメリットはないのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

結局、処理能力が 100あるとすると、いろいろな形で別な使い方をしていくものですから、ホストコンピューターのあきが出てくるわけなのです。それによって費用が少なくなっていくかという、必ずしもそうではなくて、あくまで借りているもの全部の値段をお支払いするというふうな形になっております。

○相澤委員

今の説明でわかったような、わからないようなところもあるのですが、要するに、コンピューターそれぞれで、パッケージシステムに国保の方でお願いしますね。そうすると、コンピューターそのものにトータルでかかる費用は、メリットが出てくるのか、かえってデメリットになるのか、その辺ちょっとわかりやすく説明願います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

この辺、具体的にまだ積み上げていませんので、その辺、はっきりとした数字を伴った形で御説明できませんけれども、多分今のような形をずっと続けていった場合には、多分むだが生じることになろうかと思えます。

ですから、この辺でといいますか、そういった全体的な問題も含めて、再検討をする時期に来ているのかなというふうな感じでは思っております。

それで、昨年7月に、そういった問題もございまして、将来方向としてどういうふうな形に、多賀城市の情報システムを持っていけばいいのかというふうな形で、内部的に今、検討はしているところでございます。

○金野委員

関連になると思いますが、16ページの、今の委託料で、私、議員になって、あのサーバーを上を上げて、集中管理をやらう、集中管理やらうということを推進して、5階の方に免震耐震をやったのですが、このクライアントサーバー方式についてちょっと説明、私の認識と違っていればあれですけども、説明をお願いします。

○内海総務部次長(兼)総務課長

クライアントサーバーシステムと申しますのは、例えば、今回ですと国保の業務がございましてけれども、その業務ごとにサーバーという機械を持ちます。サーバーというそのコンピューターを持って、それがそこにつながるコンピューターとデータのやりとりをするというふうな形になります。

ですから、今、役所のここの中には、さまざまなサーバーがございまして。基本的には、委員おっしゃるとおり、5階のサーバー室でもってそれらの管理をしているというふうな状況になっております。

ただ、いろいろな都合で、各課の業務スペースのところにサーバーが置いてあるケースもございまして。ですから、必ずしも全部が5階でもって集中管理されているという状況では、今のところございません。

○金野委員

これは多分人件費の削減にもなると思うのですが、5階にあって、サーバーがあって、1階の市民課ね。5階は例えば17時になると、定時には職員はいなくなる、現在ですね。そし

て1階の方で動いていても、サーバーを通じて文書とかいろいろなものは出せるという、そういう認識でよろしいのですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

ホストマシンですと、時間から時間で、これは稼働時間が決まっております。ところが、そのサーバーですと、サーバーの側はもう24時間稼働です。(「わかりました」の声あり)

○竹谷委員

ちょっと医療費全体のことでお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。医療機関の関係も含めて。(「どうぞ」の声あり)よろしいですか。

ここの予算書にはほとんど医療費の関係で出ているわけですがけれども、特に私、気になっているのは、今話題になっていますたらい回しによる妊産婦の健康の問題、それから、小児科の病院の不足によるたらい回しというのが、全国的にいろいろ問題化されているように新聞等で見えるわけですがけれども、ここ2市3町を含め、多賀城が所管している状況の中では、そういう全国的な状況には今はないというふうに認識してよろしいのか。それとも、そういう状況の兆しがあるように見られているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○岡田健康課長

委員おっしゃるような、そういうたらい回しなどということについては、私どもの方では、今のところ特に聞いてはございません。

○竹谷委員

実は、先般、テレビでこの問題が、特集的になっているのかどうか分かりませんが、札幌では、夜間の産婦人科医療を中止するとかという、市と病院側が対立しているような感じで、医師不足からとてもじゃなく、医師が重労働になっていると。そういうことで、婦人科の夜間診療、緊急事態を拒否をするという事態が出ているわけですがけれども、ここ我が市がいろいろ関係している関係では、そういうものの兆候は見られないというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

それと同時に、多賀城、この2市3町近辺の産婦人科で対応できる、そういう緊急においても対応できる産婦人科数等については、管理というのか、情報としてお持ちなのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○岡田健康課長

産婦人科のただいまの夜間とかそういう休日の対応というふうな御質問かとは思いますがけれども、医療圏というか、例えば2次医療であったり、第3次医療である病院が、結構短時間で行けるところに、例えば国立医療センターなどは、そんなに時間がかからないで行くというふうな地理的な条件もございまして、私どもとしては、そういうふうな事例としては、今のところ特に聞いてはおりません。

○竹谷委員

全国的な状況にはないというのであれば、安心できるわけですがけれども、やはりこれから、こういう国保の全体の問題はありますけれども、そういうようなところにも目を向けていくことが、大事な環境になってきているのではないかというふうに思われてなりません。もし、これからいろいろ医師会との懇談とかいろいろあると思いますけれども、その

辺は十分注意をしながら、気配りをしていくことが大事ではないかというふうに思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○岡田健康課長

おっしゃるとおりだと思います。

○竹谷委員

国保問題で余り大きなことを言うとあれなのですけれども、この医療機関の問題についても、2市3町の医師会、塩釜医師会は大体2市3町を取り巻いていると思います。そうなってくると、この保険事業も、大きな目で見れば、2市3町の広域行政というものも視野に入れて検討していく段階に来ているのではないかと。特に後期高齢者医療は県でやるということになってくると、広域的な行政、大きく言えば、この健康保険問題も、県で統一的にやるという視野になってきているのではないかというふうに私は思っているのです。

今、こう見てみますと、国庫の補助金、県の補助金、二重、三重になっている。これをもっとスムーズ化すれば、財政コストがもっと減っていくのではないのかというふうに私は思っております。これはいろいろあると思います。大きいところは別としても、小さいところは、できるだけ均衡ある体制の中で行政のスリム化を図っていきながら、よりサービスを的確にしていけるような方向を持つ。

例えば、先ほどのコンピューターの問題もありますけれども、例えばそれを5台持っても、1台で大きなものを買った方がどれだけのコストが低減になるのか、いろいろあると思うのです。そういう意味では、私はやはりもうちょっと2市3町、広域行政、ひいては県の所管としてやるような状況に、事務的に持っていくべき時代に来ているのかというふうに思っているのですけれども、担当している課長としてはどのように思っておられるでしょうか。

○鈴木国保年金課長

国保年金担当課長の会議、もしくは、課長の中から国保問題研究協議会というような会合もございまして、その中で一番話題になるのが今の話でございます。

後期高齢者医療制度を創設される以前に、単位を、合併が進んでいるので、合併が終わった後の単位でやった方がいいのか、もしくは、もっと大きく県単位でやった方がいいのか、非常に論議されたようです。

最終的に、やはり大きい器の方がいいということで、合併が終わった単位を超えた県単位で後期高齢者医療制度がスタートしました。あれを、私たちは、一つの保険制度の試行のような形で進んでいって、やがてはこの国民健康保険の方も、広域的な形でこう見ながら進められていくのかと、そんなふうな思いを持っていますし、我々も話の中、あるいは書物等を読んでみますと、保険制度の一元化というふうに申しまして、さらに国保以外の保険もございまして、そちらとの兼ね合いもさらに、国の方、県の方、そちらの方で研究しているようでございます。私どももその話にはできるだけ機会をとらえて入って行って、今のような思い、そういうものを伝えていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

この種問題は、総論賛成・各論反対ということがよく言われるわけでございますので、私は、そういうふうに、できるだけ後期高齢者医療制度がやったような格好でスクラムが組めるのであれば、その方がいいのではないのかというふうに思いますけれども、それぞれ

の思いがある人がおられると思いますので、やはり総論賛成・各論反対の問題があるように、やはりこういう問題が出れば、逐一議会の方にも説明をしながら、理解を求めていって、そういう体制のときには、みんなが理解、納得の上で移行できるような状況をつくっていった方がよろしいのではないのかと。もし、流れとすれば、そういうふうになっているとすれば、そういうふうにしていただいた方がよろしいのではないかというふうにお問い合わせをしておきたいと思います。

それと、先ほど申し上げました産婦の問題、小児科の問題を含めて、そのような現状を十二分にいろいろな会議の中でトライしながら、そういう問題が発生しないように注意していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○根本委員

44 ページなのですけれども、先ほどの説明で、昨年まではヘルスアップ事業を行っていましたが、ことからは特定健診、特定保健指導を行っていくという、新規事業を行っていくということでもあります。

これは市長の施政方針にもありまして、病気の早期発見・予防に全力を傾けるということでもございました。

それで、特定の健診を行って、保健指導を行っていくという、この二つの事業は相関関係に当然あるわけでもございますけれども、その流れといいますか、その詳しい説明をお願いをしたいと思います。

それから、一般質問で脳ドック検診について申し上げました。市長からは、「導入の方向に向けて検討する」という、そういう答弁をいただきまして、年齢等、あるいは補助額についても検討していくということでもございますが、この特定健診の絡みで、その脳ドック検診の導入については、どういう方向性でその流れをつくっていくのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

○岡田健康課長

特定健診、特定保健指導の流れということでの、もうちょっと詳しい説明ということの趣旨でございますね。

特定健診につきましては、前にも御説明申し上げましたとおり、従来行っておりました基本検診の検査項目に腹囲が加わった検診でございます。対象者は40歳から75歳までを対象にしたものでございます。

そこで、一番最初の指導に移るポイントといたしましては、腹囲で男性が85センチ以上、女性で90センチ以上の方は、指導の対象になっていきますけれども、その中で振り分けられるのが、動機づけと積極的に振り分けられるその対象者といたしましては、まずは血液検査、それからあとは血圧の値がどうなのか、それから喫煙状況で積極的かどうかというふうなことで分かれてまいります。

その血液検査も、例えば一つだけ正常から外れる、そういうふうな判定が出た、比較的軽い方は動機づけの指導の方になります。

今回は、国の考え方がそうなのですけれども、特に若い人たちを中心に指導を徹底していくというふうなことで、例えば肥満、腹囲で正常値を超えた方に対して、幾つ追加リスク、例えば血糖値でも、それから脂質異常でも、いろいろなものが加わって、血圧も高いと、

三つそろっていたとしても、年齢で 65 歳から 74 歳につきましては、動機づけ支援というふうなことに振り分けられます。

あくまでも 40 歳から 64 歳の方に対して、そういったリスクを多く抱えている人に対しての積極的支援というふうなことの流れになります。

それで、あと、流れからいたしますと、そういうふうな大枠の流れで、大変申しわけありませんが、この計画書をごらんいただくと、より詳しく記載してございますので、それをごらんいただきたいと思います。

○鈴木国保年金課長

私の方から、脳ドックの関係について御説明させていただきます。

根本委員から一般質問がございまして、市長の方から回答を申し上げましたが、「検討中」というような回答を申し上げております。

その中身でございますが、この脳ドックの考え方に至る前段といたしまして、特定健診の施策に向かう前に、医療費といえますか、疾病の分析を行いました。

全国的に一番の死亡の病名はがん、2 位が心臓、3 位が脳血管です。全国的に。

多賀城は、1 番はがんは同じでございましたが、2 番、3 番が入れかわっておりまして、2 番目が、多賀城の場合は脳疾患でございました。

すなわち、こういう多賀城の特徴の中で、いかにして脳血管疾患を早く発見する、もしくは予防策を講じていく、そういう必要性を感じまして、脳ドック検診が有効ではないかと判断し、作業に入ったわけございまして、ただいま対象の年齢をどうしようか、費用は幾らにしよう、そして一番の問題なのでございまして、医療機関との折衝がございまして。うちの方の被保険者が行った場合、かくかくしかじかというような交渉がございまして。そういう交渉をこの平成 20 年度にやりまして、来年、1 年先になりますけれども、平成 21 年の当初予算からは、この経費を計上するように努力してまいりたいとそのように考えております。

○根本委員

平成 19 年度の補正予算の中でも、課長が、夏に特に脳疾患の病気が多かったと、何とかしなければいけないと、こういうような御答弁をされておりました。そういうことも踏まえて、本年度中に検討して、来年度導入へ向けて動き出していると、こういうことございまして、どうぞよろしく。どうせやるからには、本当に実のある、効果のある、実効性のあるものにしていきたいとこう思いますので、その対象年齢もよく吟味をしていただきたい。お年寄りだけがいいというわけでもないですね。ですから、40 歳なら 40 歳、あるいは 45 歳、50 歳という節目、節目に、検診の機会を与えるということは非常に大事だと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤原委員

脳ドックの件なのですが、これは国保の保険の中でやるわけではないですね。一般施策としてやるのではないのですか。

○鈴木国保年金課長

ただいまの御質問、一般会計、国保会計、私たちが今考えているのは、国保会計の中でやりたいと。今、胃がん検診などを助成しています。そのような感じで、脳ドックを受診した場合の一部を助成してまいりたいと、そのような考えでございます。

○藤原委員

がん検診は国保の会計の中でやっているのですか。

○鈴木国保年金課長

全市民を対象としていますから、実施するのは全市民対象、いわゆる一般会計でございますが、その方々、いわゆる国保の方々がかった場合、国保の方々が生じる自己負担金分を、国保の方で負担していると、そのようなことでございます。

○藤原委員

わかりました。

今回の医療の改正といったらいいか、制度変更といったらいいか、多分、昭和 59 年 10 月に退職者医療制度が導入をされて、それ以来の大幅な制度変更だったと。そういう意味では、24 年ぶりの大幅な制度変更だったというふうに思うのです。

それで、ちょっと幾つか確認しておきたいのですが、あのとき創設された退職者の医療制度というのは、60 歳から 70 歳までだったと記憶しているのですが、そして 70 歳以上が老人医療だったというふうに記憶しているのですが、どうでしたか。

○鈴木国保年金課長

制度の創設当初はそうだったと思いますが、途中で老人保健の方が 70 歳から 75 歳に引き上がりました。その中で、その 5 歳の方々は残る、そういうような形で、途中でさらに変化があったように思います。

○藤原委員

それで、その 70 歳から 75 歳までずうっと年齢が上がってきましたね。その 5 歳の人たちは、退職者に入っていた人もいるし、一般の方にいた人もいるしというふうな理解でいいのですか。

○鈴木国保年金課長

退職者医療制度に入る方々は、もともと長いこと社会保険とか共済保険にいて、そちらの方に保険をいっぱいかけた方々なのです。それで国保に入ってきて、悪い言い方ですけども、少し医療費を使うようになっている。でしたら、その社会保険、共済、そちらの方で負担すべきではないかというような考え方もありまして、バランスをとった制度でありました。

70 歳を超えた 75 歳未満の人で、そういう過去がなかった方、例えば農業とか商業者の方については、70 歳を超えても、あるいは 70 歳未満でも、退職者医療制度には入らない、そのような形で国保に一般被保険者として残っているわけです。

○藤原委員

そうすると、若いころにいわゆる社会保険に入っていた人たちは、退職者だったわけですね。そうすると、ことしの3月まで、實際上、退職者医療制度というのは、60歳から75歳までの制度になっていたというふうに理解していいのですか。

○鈴木国保年金課長

そうです。

○藤原委員

それで、60歳から65歳までの人が退職者に若干残るといことなのですね。要するに、65歳から75歳未満の人は前期高齢者ということに今度なるので、60歳から65歳までの間の人退職者医療で残ると、4月からも。そういうふうに理解していいのですか。

○鈴木国保年金課長

1月31日の説明でも申し上げましたが、退職者医療制度は原則的には廃止です。暫定措置としてこの5歳相当の方々が残る、そのように理解しています。

○藤原委員

ですから、それはわかったのですけれども、この暫定というのはいつまで続くのですか。

それから、もう一つですが、老人医療制度も廃止ですね。廃止なのだけれど、予算上には残るわけですね。私は、過去の清算分について、その清算するために老人医療が残るのだというのはわかるのですけれども、何か平成20年度分のようなものも出てくるのですけれども、そこはどういうふうに理解すればいいのかということなのですが。

○鈴木国保年金課長

暫定で残る期間でございますが、平成26年度まで、いわゆる5年間でございます。

それから、先ほどの清算金の話が出ましたけれども、いろいろな支払いにおいて、見込みで推計する分と、実績を加えまして、調整金額を加えて、最終的な支払い金額が確定します。そのような形で、どうしても2年ほどの差異、ずれ、そういうものが生じる形で、支払いもしくは補助を受ける、そんな形が現在の国保の状況でございます。

○藤原委員

そうすると、老人医療の特別会計も、あと平成20年度だけではなくて、21年度まで残るといふふうに理解すればいいのですか。

○鈴木国保年金課長

老人保健、この次説明する予定でおりますが、ちょっと触れさせていただきます。

老人保健がなぜ平成21年度も残ったかといいますと、医療費の支払いは3月分から2月分、これを1年度としております。ですから、平成20年3月分は21年度になってから支払うこととなります。さらに、ここに本当は原稿があるのですけれども、今、頭で思い起こせば、医療機関に受診した場合、医療機関の方では2年間請求権を持っています。いわゆる月おくれの請求というものが、2年間想定されます。ですから、老人保健は21年、22年、今後2年間は存続する。その中でもって必要な調整も行っていくと、そんな流れでございます。

○藤原委員

それから、5ページなのですが、退職被保険者等国民健康保険税、86%が一般に入ったので、2億9,916万円が減ったのだと。そうしたら、一般被保険者国民健康保険税の方がふえてもよさそうなのだけれども、逆に3,182万2,000円減っているのですね。これはどういうふうに理解すればいいのかと。

○鈴木国保年金課長

今まで一般に入っておりました75歳以上の方が、すべてここから抜けたわけです。75歳以上の方が抜けたところに、これからは退職者が入ってくる。それで、75歳以上の方々ですが、ほとんど世帯主、イコール資産をお持ちでした。そういう方が抜けていって、退職者が入っていても、抜け出た方々の分までの保険税を補うには至らなかったと、そのような形でございます。

○藤原委員

抜けて、入ったのですね。ですからマイナスになったと。大体そうすると、大ざっぱに言うとうと、入って、出ていった人の分は、退職者の方の収入の方で計上されているというふうに理解すればいいのですね。

○鈴木国保年金課長

資料をごらんいただくとわかると思いますけれども、老人保健拠出金、これまでは9億円幾ら出していました。今度2億円幾らです。その差は何かといいますと、今おっしゃいましたその方々の税相当分、今度保険料と変わりますが、それが後期高齢者医療制度の方に納入されると、そんな形になります。

○藤原委員

それから7ページ、療養給付費交付金、いわゆるこれが退職者医療制度に入った人たちの医療費から本人の税金を引いて、残りの分を現役の保険が負担した分でしたね、これは。それで、今までは10億9,300万円、約11億円来ていたと。それが3億3,200万円になりましたと。7億6,000万円減りましたと。それで、これは退職者が全く廃止になった場合、平成26年度まで続くと言ったのでしたか、これが全く廃止された場合に、この療養給付費交付金の3億3,282万9,000円というのは、どういうふうになるというふうに理解すればいいのですか。

○鈴木国保年金課長

この金額、5年間を経まして、最終的にはゼロになるはずでございます。

それで、次のページをごらんいただきたいのですが、9ページ、5款に、前期高齢者交付金13億円幾らの金額がございます。この金額がこれらに対する対価として新たに設けられたものでございます。

○藤原委員

ですから、私の関心事は、3億3,200万円というのは、これは全くゼロになると。どこかで次のページでふえるとかというようなこともない、65歳以上が前期高齢者ですから、3億3,200万円が減るだけの話になってしまうのですか。

○鈴木国保年金課長

では、ちょっと回答の仕方を変えさせていただきますけれども、この退職者医療制度の暫定措置で、60歳から64歳までの方が退職におられて、医療費を必要とするので、その必要を、税を除いた不足分について交付金があるわけです。制度がなくなって、医療費を必要としないで、この方たちが全部一般の保険者になってしまうわけです。ですから、その不足分に対する交付金というのは、将来的にはなくなる、そのように見ているわけでございます。

○藤原委員

いや、私が聞いているのは、これは制度がなくなるのだから、これはゼロになるのですね。ですけれども、どこかでその分ふえないのかと。一般になったら、療養給付費負担金で一般になるのですから、療養給付費負担金で国の方から、丸々は来ないはずだとは思いますが、何しろ退職者医療制度というのは、医療費から本人負担分を除いた残りが交付金で来ていたから、丸々は来ないのだけれども、一般に入ってしまったら、その一般なりの国からの負担金というのは当然それはあるでしょう。ですから、これ丸々3億3,200万円のマイナスになっちゃったら、とんでもないことですよ、これは。

○鈴木国保年金課長

先ほどちょっと触れましたけれども、5款に前期高齢者交付金、この13億円は、65歳から75歳までの方々、いわゆる退職者にいた方が入ってきたことにより、国保が大変になったことによる増です。今度、60歳から64歳までの人が、5年後入ってくると思います。そのときには、これと同じような交付金制度が新たに創設されるのではないかと、そのような期待を持っております。

○藤原委員

要するに、5年……、どうもわかりませんね。5年間残すということは、60歳の方がどんどん年をとって行って、65歳になるまで待つという意味なのですか。そうすると、いずれにしても、60歳から65歳の人たちが一般に入るわけですから、当然本人の保険税負担はある。ですけれども、その人たちが一般になるのだったら、国の負担金というのは当然それは出るのではないですか、どうなのですか。

○鈴木国保年金課長

今64歳の方が来年65歳、あるいは今63歳の方が再来年65歳となっていくですね。そのなっていく方は、いわゆる先ほどお話し申しましたけれども、65歳から前期高齢者ですね。ですから、この前期高齢者交付金の中にその方々がだんだん含まれていく。そして、今度、今73歳、74歳、そういう方たちは、だんだん、だんだん後期高齢者医療制度の方に推移していく。極端に言えば、プラス・マイナス・ゼロの感じでいくのかと、そんな見方もしております。

○藤原委員

いや、つまりこういうことなのでしょう。その65歳から、4月の段階では60歳から65歳未満の人たちは退職者にいるのだと。それが1年ごとにどんどん前期高齢者の方に上がっていくのだと。それは交付金という考え方があるので、前期高齢者の方に入っていくと、交付金があると。ですけれども、今度は59歳の方が60歳になる、60歳の方が61歳になる、その人たちはいわゆる国保の一般の方に入ってくるという意味なのでしょう。今度の制度は。そうしたら、5年たったら、65歳未満の人たちが丸々一般に入ってきますね。そうすると、その分は、要するに平成20年4月の段階と、平成26年の4月の段階で、時間を飛び越えて比べた場合、65歳未満はすべて一般になると。そして65歳以上から75

歳未満は前期高齢者になって、過去に社会保険にあった人は交付金が来ると。そして、その時点では、26年以降については、65歳未満はすべて一般になっているから、その分はほかの30歳、40歳、50歳の人たちと同じように、国からの負担金来ると。そういうふう理解しているのではないのですかというふうに言っているのですけれども、それはどうですか。

○鈴木国保年金課長

少し前にさかのぼりますが、一般の被保険者の窓口負担3割でした。後期高齢者医療制度の方は昔は2割負担でかかっていました。今どちらも3割です。本人たちにすれば、後期高齢者医療制度だからというメリットも何もなく、同じ国民健康保険の被保険者です。この補助のやりとりは、被保険者を介さず、我々が国や県との仲介のもとに、社会保険あるいは共済が支出する支払基金から交付金を得ているわけでございます。

その中で、国保制度が逼迫する部分に対して、それに応じて算出されるのがこの5款の交付金でございまして、今心配いただいたような形での、国保にとっての支出、そういうものが出た場合には、この交付金の算定方法、そういうものを変更も視野に入れながら、国の方で制度の移行を考えている、そのように我々は見えております。

○藤原委員

どうも私の質問の趣旨を理解していただけないようなので、後で聞きに行きます。

それで、この仕組みが変わって、退職者医療制度は給付制限もするから、そこまでのことから、国保の財政がよくなってよさそうなものなのですが、果たしてそれでこの制度変更で国保の財政はよくなるのかどうかと。私、減る分とふえる分をずうっと計算してみたら、ふえる分が13億円、減る分が12億4,800万円、12億5,000万円ぐらいですね。余りどうも国保の財政に貢献していないのではないかという気がしているのですけれども、どうですか。

○鈴木国保年金課長

今、藤原委員が細かい計算をされたようでありがとうございます。私も同じような試算をさせていただきました。今、歳入13億円というお話をいただいたのは、私も13億円幾らで同じです。ただ、歳出の方ですが、歳出の方におきまして、今、委員、15億円という金額を話されましたけれども、（「それは間違い。12億5,000万円」の声あり）新年度予算を編成する上に、医療費の伸びのプラスアルファ的な要因がございまして。そのプラスアルファの医療費の伸び要因を外して判断しますと、確かに国保にとって現状というものは余り好ましい状況ではありません。ただ、この金額は、私が試算しますと、9,000万円ぐらい大変かなというふうに思います。

この金額につきましては、最終的な調整は、現在特別調整交付金、科目設定でさせていただいておりますが、この調整交付金を私たちは申請するつもりですし、この金でもって調整をぜひしてほしいと、そのように考えております。

○藤原委員

私が先ほど話したのは、その歳入の中の増減を言ったのです。ですから、前期高齢者の交付金で13億円ふえていると。それ以外に歳入で減った分をいろいろ計算していくと12億4,800万円ほどになると。ですから、どうも余り後期高齢者で医療制限までやっているのに、どうも余り国保に貢献しないなという感想を持ったということです。

大まかに言えば、数値は細かく言うと違うかもしれないのですけれども、その点では認識は一致しているのだろうというふうに思います。

それから、12 ページ、4 節財政安定化支援事業繰入金のこの概念を教えてください。

○鈴木国保年金課長

このお金は、一般会計から国保会計に入れておりますが、同額が国から一般会計に入るものであります。

それで、この科目ですが、国から市に対する支給要件として、低所得者が多い市町村、病床が余りにも多い市町村、そして年齢構成差が激しい市町村、この三つの要件でもって支給しております。

多賀城の場合は、この3 番目に申しました年齢構成差が大きい、そのような形で、ここ3 年ほどこの金額をまさしく受け取っておりますので、これまでの科目設定にかえまして、前年実績金額を計上させていただいたと、そういうようなわけでございます。

○柳原委員

この特定健診についてちょっとお聞きします。健診の場所とか料金などは今までの健診と変わらないということをお聞きしたのですけれども、健診の結果、この数値が悪かった場合に、軽い人は情報提供で、次に悪い人は動機づけ指導というのがあって、6 カ月後に再検査をされるということで、もっと数値が悪かった人は積極的支援ということで、実践的な指導をされるということなのですから、まず、2 番目の、再検査の場合の費用はだれが負担するのかということと、あと、積極的支援の実践的な指導というのは、具体的にどうということなのかということをお聞きします。

○岡田健康課長

ただいまの御質問の、その再検査のということで、委員おっしゃったのですけれども、採血料のことでよろしいのでしょうか。再検査というのは、今回のその指導の中では、評価をするために採血の検査はございますけれども、それは個人負担はございません。

それから、もう1 点の、積極的支援の方の内容でございますか。（「はい」の声あり）積極的支援につきましては、3 カ月以内に集中的に個別面談でありますとか、グループ指導を継続的に行いまして、1 カ月後ぐらいにまた電話なりの確認とか、その方に、あくまでも個別対応になりますけれども、その方に合わせて確認をして、6 カ月後に評価というような流れになります。大体大枠ではそういった流れでございます。

○柳原委員

あと、特定保健指導を外部委託する場合もあると思うのですが、その場合の個人データの保護についてなのですから、そういう外部に委託した場合、個人データの保護というのはどのようになっているのでしょうか。

○岡田健康課長

契約を行う段階で、業者とその辺についてはきちんと確認をする予定でございます。

今回委託をするに当たっての基準が、国でも非常に細かい規定がございまして、そこを満たす業者でないと、むしろ国からの補助がおりないというような、厳しいものでございます。

個人情報につきましては、特に嚴重に注意といいますか、契約の中で取り交わしをして行う予定でございます。

○柳原委員

あと、平成 24 年度までに、メタボの該当者予備軍の 10%を減少するという目標なのですが、その目標を達成できない場合は、何か罰則があるのでしょうか。

○岡田健康課長

今回は、この制度につきましてはございます。後期高齢者の支援金の減算加算が課せられてございます。三つの目標達成、健診それから保健指導、それからその、今委員がおっしゃいました 5 年後の医療費の削減というところで、三つがそろわないと、プラス・マイナス 10%で減・加算されます。

○柳原委員

最後に、例えばメタボの人は、例えば市役所で採用するときに、採用を見送るとか、何かそういうこともこれから、私は心配しているのですけれども、そういう被保険者の負担がふえるなどということがあると、今後そういう太っている体型の人は、生きづらいようになるのではないかとというような心配もしているのですが、いかがでしょう。

○内海総務部次長(兼)総務課長

何かそういうふうな、多分差別的な取り扱いはできないのかというふうに思います。ただ、やはりお互いにその健康を保持していかなければならないということですので、やはり役所の職員もこれは財産ですので、財産を長くうまく活用していくというふうな形であれば、やはりそれぞれがそういった自覚を持つように促していきたいというふうに思っております。

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 27 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○中村委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

●議案第 28 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計予算

○中村委員長

次に、議案第 28 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○中村委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 9 の 46 ページをお願いいたします。

平成 20 年度老人保健特別会計でございますが、資料の説明に入ります前に、医療保険制度の改正点から御説明申し上げます。

この件につきましては、本年 1 月 31 日の説明会でも御説明申し上げておりますが、平成 20 年 4 月からの後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、老人保健制度は平成 20 年 3 月末で終了することになりました。

しかしながら、この老人保健制度の医療費等の支払いは、3 月診療分から 2 月診療分までを 1 年度としているために、平成 20 年 3 月診療分は、平成 20 年度になってから支払うこととなります。

また、医療機関からの医療費請求は、診療後の 2 年間可能であることから、その後においても月おくれの請求等が見込まれる状況であります。

したがって、この先 2 年間はこの老人保健特別会計が存続することになるものであります。

それでは、この資料に基づきまして御説明申し上げます。

1 の、受給者数ですが、これは平成 20 年 3 月末の見込みでありまして、国保と社保の合計欄で申し上げます。75 歳以上が 4,430 人、65 歳から 74 歳までの障害認定者数が 290 人、合計が 4,720 人であります。そして 75 歳以上の方々につきましては、4 月から後期高齢者医療制度の被保険者になるものであります。

なお、65 歳から 74 歳までの障害認定者の方々の移行は、任意となっております。

2、総医療費ですが、これは平成 20 年 3 月診療分の総医療費にその後の月おくれ請求分と過誤調整分を加えたものでございまして、国保と社保の合計、右端の欄で申し上げます。医療給付費が 9 億 4,320 万円、医療費支給費が 1,160 万円、合計が 9 億 5,480 万円あります。

次に、3、総医療費・支弁額に対する負担割合ですが、この表中段下の合計欄で申し上げます。総医療費が 9 億 5,480 万円、一部負担金が 8,204 万 4,000 円、支弁予定額が 8 億 7,275 万 6,000 円で、この金額が歳出 2 款の医療給付費等の金額であります。

そして、この支弁額に対しまして、それぞれの負担割合に応じて求めたものが、次の欄からの金額でございまして、支払基金交付金が 4 億 7,636 万円、国庫負担金が 2 億 6,426 万 4,000 円、県負担金と一般会計繰入金と同額の 6,606 万 6,000 円で、これらの金額が歳入の 1 款から 4 款までの金額であります。

次に、4、審査委託ですが、まず、ア、審査委託件数は、右端の合計欄で申し上げますと、国保分が4万3,330件、社保分が8,250件、合計が5万1,580件であります。

イ、審査支払委託料は、ただいま申し上げました件数に係るもので、560万円であります。

以上でこの資料の説明を終わります。

次に、予算書の説明を申し上げます。資料8の64ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費302万3,000円は、医療の給付事務に要する経費でございます。主なものは、事務補佐員1名分の人件費と13節委託料は機械共同処理等業務委託料及びレセプト点検業務委託料であります。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目医療給付費から4目審査支払手数料までは、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次の、68ページをお願いいたします。

3款1項1目償還金、2目還付金はいずれも科目設定であります。

次のページをお願いいたします。

2項1目一般会計繰出金も科目設定であります。

次の72ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は161万8,000円であります。

次に60ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目医療費交付金から2款1項1目医療費負担金までの1節現年度分は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

2節過年度分は、いずれも科目設定であります。

2項1目臨時財政調整補助金は、老人医療費適正化推進事業としてレセプト点検等に係る補助金でございましたが、制度の移行により廃目するものであります。

3款1項1目県負担金1節現年度分も、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

2節過年度分は科目設定であります。

4款1項1目一般会計繰入金7,069万9,000円でございます。

まず、1の、医療給付費等繰入金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次のページにまいりまして、2の、事務費繰入金463万3,000円は、歳出の一般管理費等に充てる分であります。

5款1項1目繰越金、6款1項1目延滞金、2目加算金、2項1目第三者納付金、2目返納金、3目過年度収入、4目雑入は、いずれも科目設定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第28号 平成20年度多賀城市老人保健特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○中村委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩に入ります。再開は午後1時であります。よろしく申し上げます。

午前11時55分 休憩

午後 0時59分 開議

○中村委員長

再開いたします。

● 議案第29号 平成20年度多賀城市介護保険特別会計予算

○中村委員長

ただいまより、議案第29号 平成20年度多賀城市介護保険特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○中村委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

では、よろしく願いいたします。

それでは、資料 9 の 47 ページをお開き願います。

資料による説明の前に、平成 20 年度の介護保険特別会計の全体像について御説明いたします。

平成 20 年度は、第 3 期介護保険事業計画期間の最終年度に当たる年であることから、計画の目標値を再確認し、目標達成に向け、これまで以上に全力を挙げて取り組むことはもちろん、これまでの事業内容を的確に評価し、高齢者がたとえ介護が必要な状態になっても、生き生きと住み続けられる地域社会を築き上げていくために、第 4 期事業計画の策定に取り組まなければなりません。そのような年度でございます。

また、事業や予算の方では、高齢者の増加に比例して要支援・要介護者数も増加し、あわせて給付費も増加していることから、健康増進や介護予防事業にさらに取り組んでいかなければなりません。

新年度の介護給付費は、平成 19 年度の最終見込みに対し約 2.7%増の 22 億 1,000 万円を計上させていただきました。介護給付費の金額は、特別会計全体事業費の約 93%を占めております。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1、高齢者人口及び要介護・要支援者数

(1)の、高齢者数でございますが、本市の高齢者数は、近年約 4%前後の伸び率で推移しておりますが、平成 20 年度は対前年度比 3.6%の伸びを見込みまして 1 万 776 人と推計いたしました。内訳ですが、75 歳未満の前期高齢者は 6,150 人で、対前年度比 1.9%の増、75 歳以上の後期高齢者では 4,626 人、5.8%の増加となっております。後期高齢者の増加が著しい傾向は、今後も続くものと予測されます。

(2)の、要介護・要支援者数でございますが、こちらも増加傾向に歯どめがかからず、平成 20 年度は対前年度比 6.6%増の 1,496 人を見込んでおります。

また、要介護度別の認定者数につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、2 の、介護給付状況でございますが、各サービスとも平成 19 年度の見込額をもとに推計し、計上したものでございます。

まず、(ア)居宅サービスにつきましては、訪問看護や訪問入浴等に若干の伸びはあるものの、ここ数年は(イ)の地域密着型サービスの利用が促進されていることから、居宅サービスについては大きな伸びはないものと考えております。

ただ、補正予算のときも御説明いたしましたが、今後、地域密着型の特別養護老人ホーム等の開設時期によっては、給付費が大きく変動することも予測されます。

次に、(イ)地域密着型サービスでございますが、既存の認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームにつきましては、今後、他市町村の方が利用できないことから、しばらくの間は利用者が増加すると見込んでおります。

また、地域密着型の特別養護老人ホームの開所も給付費の増加に拍車をかけることから、対前年度比で 22.1%増の 2 億 4,981 万円を見込んでおります。

(ウ) の、施設サービスでは、多賀城市に影響のある近隣市町村において施設建設の予定がないことから、待機者は若干増加しているものの、0.9%の増加にとどまっております。

(エ) 居宅サービス計画、いわゆるケアプラン作成費でございますが、平成 19 年度の見込額と今後の要介護認定者等の増加をもとに推計をいたしまして、3.4%増の 1 億 1,040 万円を計上したものでございます。

(オ) 審査支払手数料につきましても、平成 19 年度の見込額をもとに推計いたしまして、3.3%増の 277 万 4,000 円を計上したものでございます。

(カ) 高額サービスでは、平成 19 年度最終見込みより 15.9%減の 2,102 万 2,000 円を見込んでおります。これは平成 17 年 10 月の制度改正により、利用者負担の限度額が引き下げられたことが影響し、平成 18 年、19 年度と計画値を上回っておりましたが、平成 20 年度には制度改正の影響が低くなるものと見込んでおります。

(キ) の特定入所者介護サービスは、これも制度改正による食費、居住費の自己負担化に伴い、低所得者の負担軽減策として補足給付を行うものでございますが、平成 20 年度は平成 19 年度見込みより 1.8%減の 6,151 万 8,000 円と見込んでおります。このサービスも平成 20 年度には制度改正の影響が低くなるものと見込んだ結果でございます。

以上から、介護給付費の対前年度との伸び率は 2.7%、金額で約 5,800 万円増の 22 億 1,037 万 7,000 円を見込んでおります。

次に、介護給付費合計額 22 億 1,037 万 7,000 円の負担割合について、次の 3 と 4 表で御説明いたします。

3 表の、給付費に係る国庫等歳入状況と、4 表の平成 20 年度給付費に対する負担割合の表は連動しておりますので、あわせて御説明いたします。

まず、3 表の(ア)市負担金は、4 表の市 A と連動しており、介護給付費合計額 22 億 1,037 万 7,000 円の 12.5%で、2 億 7,629 万 1,000 円となっております。

また、4 表中、(ア)居宅サービスから(キ)特定入所者介護サービスまでの内訳は、朗読を省略させていただきますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

同じく、3 表(イ)県負担金は、4 表の県 B と連動しており、介護給付費合計額の 14.5%で、3 億 1,948 万 9,000 円となっております。

以下、3 表(ウ)国庫負担金は 4 表国庫 C と、3 表(エ)財政調整基金は 4 表国庫 D と、3 表(オ)支払基金交付金は 4 表支払基金 E と連動しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

また、4 表中、一番右側の保険料 F は第 1 号被保険者の保険料でございます。

ただいま説明いたしました給付費の負担割合につきましては、円グラフにまとめてありますので、49 ページをお開きください。

中段の平成 19 年度の円グラフと上段平成 20 年度の円グラフでの相違点は、財政調整交付金で 0.3%が減額となっていることで、その減額分は第 1 号被保険者保険料で増額になっております。この理由は、財政調整交付金の基準交付率は 5%でございますが、所得階層や後期高齢者の比率によって交付率が調整されるもので、本市の場合、全国的に見ると高齢化率は低く、また高齢化率の進展も遅いことから、平成 20 年度は前年度に比べ 0.3%減の 2.6%と見込んでおります。

この 0.3%減額になった分が、第 1 号被保険者の保険料に転嫁されることとなりますので、基準負担率 19%に財政調整交付金の減額率 2.4%が加わりまして、21.4%が本市の第 1 号被保険者の負担率となるものでございます。

48、49 ページの図は、これまでに御説明いたしました高齢者数や要介護者数の状況及び給付費の予算額と財源の割合をグラフ化したものでございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、50 ページをお開きください。

続きまして、地域支援事業費について御説明いたします。

まず初めに、地域支援事業費の限度額についてでございますが、算出根拠が政令で定められており、平成 20 年度以降は介護給付費の 3%になることが決められております。

それでは、1、介護予防事業費に対する負担割合の表について御説明いたします。

まず、(ア)職員人件費がゼロになっておりますが、平成 20 年 4 月から介護支援室が廃室となることに伴い、事務職員の人件費がなくなるものです。

次の、(イ)特定高齢者施策事業費と(ウ)一般高齢者施策事業費で行われる介護予防事業につきましては、後ほど歳出の項目で詳細の説明をいたしますが、この二つの事業は、平成 20 年度から健康課で行うことにいたしました。

その主な理由でございますが、平成 18 年、19 年度に基本健診の中で行われていた高齢者の生活機能評価業務が、平成 20 年度から(イ)の特定高齢者施策事業の中に組み替えられたことによるものでございます。いつまでも生き生きと生活していただくためには、介護予防事業が健康増進や疾病予防の延長線上にあることから、一貫した健康指導を行うため、これまで介護支援室で実施してまいりました転倒予防教室などの各種事業を、健康課へ一本化したものでございます。

それでは、改めて 1、介護予防事業費に対する負担割合について御説明いたします。

市の負担、A の欄で 12.5%、これ 1 の表の上の方にありますが、中ほどから A があります。右の方向へ保険料 E の欄 19%まで表示されておりますが、先ほどの事業勘定で説明いたしました内容と考え方は同様でございます。違いは、財政調整交付金 5%がこの表にはないということでございます。その 5%分につきましては、国庫負担金に上乗せされております。個別の予算額の朗読は省略させていただきます。

次に、2、包括的支援事業・任意事業費に対する負担割合について御説明いたします。

まず、大きな事業の変更につきましては、4 月 1 日から中央地域包括支援センターを社会福祉協議会に業務委託することになりましたことを、改めて御報告させていただきます。

このことにより、介護支援室が廃室となるわけでございますが、4 月からは現在の高齢福祉係を高齡支援係と名称変更し、保健師 1 名、介護支援専門員 1 名の 2 名を係内に配置し、3

力所の地域包括支援センターの育成指導や権利擁護、虐待といった困難事例を中心に専門的に扱い、高齢者のさらなる支援に努めてまいりたいと考えております。

平成 20 年度事業費の歳出でございますが、(ア)職員人件費で 909 万円、これは 2 名分の人件費でございます。

(イ)地域包括支援センター運営費の 3,715 万 2,000 円は、3 力所の地域包括支援センターの委託料でございます。

(ウ) 任意事業費で 11 万円は、家族介護慰労金で、事業費の合計は 4,635 万 2,000 円となります。

歳入に係る財源内訳でございますが、市の負担金、A の欄 20.25%から保険料 D の欄 19%まででございますが、これも 1 の介護予防事業費と同様でございますので、内容の方は省略させていただきます。

そこで、1 の介護予防事業費と 2 の包括的支援事業の大きな違いは、支払基金、いわゆる第 2 号被保険者の分の負担がないことで、その分の負担は市と県が 7.75%、国が 15.5%を上乗せして案分されております。

下の円グラフは、ただいま説明いたしました負担割合と負担額をグラフにしましたので、ごらんになっていただきたいと思います。

それでは、歳入歳出の説明をいたしますので、資料 8 の 87 ページをお開き願います。

まず、保険事業勘定の歳出から御説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 2,643 万 3,000 円で、前年度より 1,615 万 8,000 円の増額でございますが、これは第 4 期事業計画の策定及び制度改正に伴う介護保険システム改修委託料及びパンフレット印刷費等を計上したことにより、増額となったものでございます。

増額の内容は、13 節委託料で介護保険システム改修業務委託料 1,500 万円、第 4 期事業計画の策定に係るアンケート調査委託料 223 万円などでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費 232 万 9,000 円でございますが、その主なものは、11 節需用費で印刷製本費は納入通知書等の印刷代でございます。

12 節役務費の通信運搬費 146 万 4,000 円は、ただいまの納入通知書の郵送代でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費 3,742 万 7,000 円でございますが、主なものは、1、認定審査会に要する経費で 19 節負担金、補助及び交付金で 3,028 万 6,000 円は、塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業負担金でございます。

2、認定調査に要する経費 701 万 4,000 円は、前年度に比べ 696 万円ほど増額になっておりますが、これは補正予算の際にも御説明いたしました。新年度からは認定調査の業務を地域包括支援センターに委託することになりましたので、委託料として 450 万円、また、調査結果を入力する作業は、これは委託することができないため、派遣職員で対応したいと考えております。その手数料として 250 万円を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 項 1 目運営協議会費で 46 万 8,000 円でございます。これは介護保険運営協議会 10 名分、6 回の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

95 ページの、2 款 1 項 1 目から 99 ページの、3 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費までの 2 款保険給付費につきましては、先ほど資料 9 で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

101 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目財政安定化基金拠出金 45 万 1,000 円でございます。これは 3 年間の標準給付費の 0.02%を、国、県、市町村がそれぞれ 3 分の 1 ずつ、3 年間同額を拠出するものでございます。

○岡田健康課長

次の 103 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目特定高齢者施策事業費で 2,537 万円の計上でございます。その主なものでございますが、13 節委託料で 2,390 万 4,000 円でございますが、前年度から実施しております元気回復ももらないで事業の委託料 461 万 6,000 円、特定高齢者生活機能評価業務委託料として 1,839 万 5,000 円でございます。これは平成 19 年度までは老人保健法の老人保健事業の基本健診の中で特定高齢者を選定してまいりましたが、20 年度からは、介護保険法に基づく地域支援事業の中の、介護予防事業の生活機能評価業務として実施することになったものでございます。前年度と同様に 65 歳以上の方を対象に、特定健診等の流れに組み入れて選定を行う予定でございます。3,580 人分を見込んでございます。

介護予防教室業務委託料として 89 万 3,000 円でございますが、これは生活機能評価で特定高齢者に選定された方を対象に実施する事業でございますが、前年度と同様、転倒予防教室等の事業内容を予定いたしております。

14 節使用料及び賃借料で 74 万 9,000 円でございますが、タクシー、バス等の借上料でございます。

2 目一般高齢者施策事業費で 120 万 9,000 円の計上でございます。その主なものでございますが、報償費で 70 万 5,000 円でございますが、前年度から実施いたしております介護予防サポーター養成講座や予防教室に係る講師謝金でございます。

13 節委託料 40 万 3,000 円でございますが、一般高齢者を対象に行う水中ウォーキング事業に係る委託料でございます。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目包括的支援事業費で 5,226 万 4,000 円でございます。

2、地域包括支援センター運営に要する経費 3,715 万 2,000 円で、その主なものは、13 節委託料で高齢者台帳システム及び地域包括支援センター運営システムの保守料で 31 万 5,000 円、包括的支援事業業務委託料で 3,600 万円です。

この包括的支援事業業務委託につきましては、先ほども述べましたが、中央地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託することから、昨年に比べ 1,200 万円の増額になっております。現在は、4 月 1 日からの開設に向け、随時打ち合わせ会議等を行い、担当者レベルでの業務引き継ぎを開始しているところでございます。

2 目任意事業費で 11 万円でございますが、これは家族介護慰労金を支給するためのものでございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目基金積立金 3,058 万 4,000 円でございます。介護保険事業財政調整基金の元金及び利子積み立てでございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目利子でございますが、一時借入金利子として科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 37 万 9,000 円でございますが、転出、死亡等による還付金でございます。

2 目は科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目、2 目につきましては、いずれも科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目予備費 159 万 1,000 円でございますが、各科目に不足が生じた場合に充当するためのものでございます。

以上で歳出の説明を終わりますが、次に歳入を御説明いたしますので、79 ページへお戻り願います。

これから歳入の説明をさせていただきますが、予算額が 1,000 円で計上されている項目はすべて科目設定でございますので、説明は省略させていただきますことを、あらかじめ御了承願います。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料で 5 億 1,807 万 8,000 円でございます。

1 節現年度分 5 億 1,321 万 9,000 円でございますが、調定見込額の 98%を見込んでおります。

2 節滞納繰越分 485 万 9,000 円は、調定見込額の 21%を見込んでおります。

2 款 1 項 1 目督促手数料は 6 万 6,000 円で計上させていただきました。

3 款国庫支出金、次のページをお願いいたします。81 ページ、4 款支払基金交付金、5 款県支出金につきましては、全額が介護給付費に係る法定分の歳入であり、先ほどの資料 9 で御説明しておりますので、省略をさせていただきます。

次の 83 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目 利子及び配当金 69 万 5,000 円でございます。これは介護保険事業財政調整基金の利子積み立て分でございます。

7 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 3 億 6,310 万 3,000 円でございます。

1 節、2 節、3 節は給付費に係る市の負担分で、先ほどの資料で御説明いたしましたので、ここも省略させていただきます。

4 節 その他繰入金で、1、職員給与費等繰入金 592 万 2,000 円は、職員給与に充当するための繰入金でございます。

2 項 1 目 2,000 円でございますが、これは科目設定でございます。

3 項 1 目 介護サービス事業勘定繰入金 10 万円でございますが、これまで多賀城市が要支援の方々の介護予防ケアプランを作成してまいりましたが、4 月からは中央包括支援センターが社会福祉協議会で行われることとなりますので、本市での業務は 3 月末で終了するものでございます。

しかし、給付費の支払いは翌々月となることから、2 カ月分の収入に対応したもので、人件費に充当するため介護サービス事業勘定から繰り入れるものでございます。

以上で介護保険事業勘定の説明を終わります。

続きまして、介護サービス事業勘定の説明をいたしますので、126 ページをお開き願いたいと思います。

初めに、この介護サービス事業勘定が平成 20 年度をもって廃止になることについて御説明させていただきます。

平成 18 年度の法改正により、全国の市町村に地域包括支援センターの設置が義務づけられ、要支援 1、2 に該当となった方の介護予防ケアプランの作成については、地域包括支援センターが作成することになりました。

この法改正により生じた介護報酬を受け入れるため、介護保険特別会計の中に介護サービス事業勘定を設けて予算管理をしてまいりましたが、これまでも説明いたしましたとおり、中央地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託することで、市で行う作成する業務が平成 20 年 3 月で終了いたします。その後は新たな業務が発生しないことから、平成 20 年度末をもってこの介護サービス事業勘定を廃止することとさせていただきます。

このことから、予算規模につきましては、20 万 8,000 円と昨年に比べ大幅に減額となっております。

それでは御説明いたします。

1 款 1 項 1 目 一般管理費 4,000 円でございます。その主なものは通信運搬費で、記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

2 款 1 項 1 目 介護予防支援事業費 13 節 委託料で 6 万 4,000 円です。これは介護予防ケアプランの一部を民間の居宅支援事業所に委託するもので、約 15 件分を見込んでおります。

次のページをお開きください。

3 款 1 項 1 目は科目設定です。

2 目保険事業勘定繰出金 10 万円は、先ほど御説明いたしました居宅支援事業所としての収入の一部を職員人件費に充当するため、介護保険事業勘定に繰り出すものでございます。

次のページをお開きください。

4 款 1 項 1 目予備費で 3 万 9,000 円でございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、124 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目介護予防サービス等計画費収入で 20 万 5,000 円でございます。平成 20 年 2 月、3 月に作成いたしました予防ケアプランの報酬で、約 50 件分の収入を見込んでおります。

2 款は科目設定でございます。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○佐藤委員

ちょっと確認をしておきたいのですが、資料 9 の 50 ページ、特定高齢者施策事業のところ、健康課に移る部分がありますね。そのところでの、移るのはいいのですけれども、介護保険とかそういうところで積み重ねたさまざまなノウハウというか、そういうものも含めて、人も含めてですが、どういうふうな関係になるのか、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

今現在、介護支援室の職員は 6 名体制、室長を除いて 6 名体制で行っております。1 人は事務職、あと残りは専門職というふうなことでございます。

それで、5 名のうち 2 名が現在の高齢福祉係、高齢支援係となるのですが、一応そちらの方に 2 名が残りまして、専門職の 3 名が事業を背負ったままといいますか、持ったまま、そのまま健康課の方に移らせていただくということでございます。

○佐藤委員

わかりました。

次に、その下の 2 番の、包括支援事業のところの、家族介護慰労費 11 万円がありますけれども、この事業の内容をちょっと教えてください。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

これは、制度当初発足からあったのでございますが、要介護度の 4、5 相当の方で、1 年間介護保険の保険給付費、いわゆるサービスを使わなかった場合に、家族の方に対して給付をするというふうなものでございます。

○佐藤委員

お金でやっているのですか。慰労金とありますね。私、メモしたのですけれども。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

そうです。現金で10万円を支給するものでございます。

○佐藤委員

それで、関連するかしらないか、虐待防止事業にも力を入れていくということ、さっきお話ししていらっしゃいましたが、家族で介護をしている方の慰労というところも含めると、お金を10万円差し上げるのもいいのですが、御苦勞を共有し合って、何というのですか、あしたへの元氣をつくるというような状況が、往々にして介護する人たちの元氣づけることがあるのですけれども、そういう部分の事業というのはどの程度やってらっしゃるのですか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

程度と言われますと、ちょっと物差しがなかなか難しいとは思いますが、今、約1,400名の要介護者の方々を、市の職員ですべてお世話するということができませんので、これは2カ月に1回、ケアマネジャー会議、市内のケアマネジャーすべて参加していただいて、ケアマネジャーは毎月訪問しなければならないというふうなことでございまして、その中で、例えば御家族の苦勞や身体状況にちょっと変化が見られるような、そういう場合には、すぐうちの方の保健師に報告をいただいて、タイアップしながら御家庭に訪問して、そういった事件、事故、悲惨な事故が起こらないよう手当てしているところでございます。

○佐藤委員

個別のそういう対処も重要だとは思いますが、仙台などでは、そういう人たちの集まりがあって、1年に何回か集まって、苦勞を共有しながら、例えば1泊で温泉に行ったり、その間は施設できちんとお預かりして、1泊で温泉に行って慰勞したりというようなこともやられているようなのですが、個別だとなかなかあたりの状況が見えないということで、自分だけではないのだということも含めると、そういう皆さんで一堂に会したような慰勞も必要ではないのかと思うのですが、考慮の中に入れていってはいかがでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

介護保険制度がスタートする以前、同様の事業を高齡福祉係の方でやっていたという経緯がございしますが、実は参加者が非常に少なく、中止をしたという経緯がございまして。募集をしても、3人とか4人ぐらいなどの参加ということになると、なかなか、今度、市のバスがなくなります、前はバスで行っていたりもしたのですけれども、当分ちょっと見合わせようということで、現在に至っておりますので、今後またそういう事業の必要性については、いろいろ考えてみたいというふうに思っております。

○佐藤委員

全国でいろいろな状況が起きたりしていますけれども、個別に対処できるところはしながら、目配りをして、そしてその介護している人たちの元氣を続けていただくというようなことでは、努力をしていっていただきたいというふうに思います。

○柳原委員

要介護1以上の人は、認定を受けると、障害者控除または特別障害者控除を受けることができるのですけれども、障害者控除のこの認定書の申請に来られた人の人数などというのは、今わかりますでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

ちょっと今手元にはございません。たしか70名台ぐらいだったと思います。70人ぐらいだったと思います。

○柳原委員

自宅で介護をされている人がいるお宅では、この制度は大変喜ばれていますので、ぜひ多くの人に周知徹底をお願いしたいと思います。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第29号 平成20年度多賀城市介護保険特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○中村委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第30号 平成20年度多賀城市下水道事業特別会計予算

○中村委員長

次に、議案第30号 平成20年度多賀城市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○中村委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木下水道課長

初めに、昨日お願いいたしました差しかえにつきまして御説明いたします。

資料No.9でございます。No.9の52ページ、53ページをお願いいたします。

昨日お渡しいたしました資料でございますが、よろしいでしょうか。

まず、52ページにつきましては、説明の記載が漏れておりましたので、差しかえをお願いいたしました。上の棒グラフで、アンダーラインをしておりますけれども、平成19年度のうち、雨水事業公債費、雨水事業建設費、污水事業公債費の欄、また、同じように、20年度のうち、雨水事業公債費、污水事業公債費の欄が数字だけで、説明が漏れておりましたので、差しかえをお願いしたものでございます。

裏面の53ページにつきましては、数字の記載誤りがございました。これもアンダーラインをしておりますけれども、一番上、公共下水道債の右から2列目の雨水、污水の内訳が、数字の誤りがございました。アンダーラインをしております。

それに伴いまして、その一番下の欄、合計は変わりませんが、雨水、污水の内訳の数字が変わります。

同じく、それに伴いまして、一番右の欄の雨水、污水の内訳欄が、上から2番目と一番下の欄のところは数字が変わります。

以上でございます。大変失礼いたしました。

それでは、歳出の方から御説明申し上げます。

No.8の144ページをお願いいたします。

初めに、今回、若干事務事業の統廃合がございましたので、あらかじめ御承知おき願いたいと思います。

それでは、1款1項1目一般管理費8,411万7,000円でございます。

2の、一般管理事務に要する経費の主なものは、19節負担金、補助及び交付金のうち、水道庁舎使用負担金400万9,000円は、庁舎使用に係る光熱水費や各種委託の使用負担金でございます。

3の、下水道地震対策緊急整備計画策定に要する経費につきましては、委託料として945万円を計上しております。近い将来予想される宮城県沖地震により、下水道施設が被災した場合、多大な影響が予想されるため、避難所や緊急輸送道路を中心とした緊急の地震対策として実施するものでございます。

これは地域の特性、いわゆる震度や液状化等を分析し、緊急的に耐震性の向上を図るべき施設の整備計画を策定するものでございます。今後はその計画に基づき、実施効果の高い施設から優先して、耐震工事を実施する予定でございます。

次のページをお開きください。

2項1目雨水管理費2億5,686万4,000円でございます。

2の、雨水管理事務に要する経費の主なものは、13節委託料で、下水道台帳整備業務委託料として86万1,000円を計上しております。

3の、雨水施設維持に要する経費の主なものについては、11節需用費のうち、修繕料として6,449万9,000円を計上しており、ポンプ場修繕料のほか八幡雨水幹線の板柵の補修など、排水路の修理を予定しております。

次に、13節委託料として1億2,912万8,000円ですが、施設維持管理等業務委託は雨水幹線等の清掃、雨水幹線等の除草、各ポンプ場の電気設備点検、機械設備点検、除じん機設備点検業務などの委託料でございます。

また、ポンプ場の運転管理業務委託につきましては、昨年の鶴ヶ谷地区の浸水被害を教訓といたしまして、平成 19 年度までは中央、八幡雨水ポンプ場でそれぞれ常時 1 名の 24 時間業務で対応しておりましたが、中央雨水ポンプ場については常時 2 名体制とし、モニター監視している浮島、丸山両ポンプ場に異常が発生した場合に、1 名が異常のあった雨水ポンプ場へすぐに出動できる体制の整備を図るものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金ですが、仙台市雨水排水施設維持管理負担金として 2,200 万円を計上しておりますけれども、中野雨水ポンプ場の運転に要する費用のうち、多賀城市負担分として仙台市へ支払うものでございます。

次のページをお開きください。

3 項 1 目賦課徴収費で 6,425 万 5,000 円でございます。

2 の、賦課徴収事務に要する経費の主なものは、委託料として 5,044 万 7,000 円でございます。これは下水道使用料徴収業務委託で、多賀城市分が 23 万 1,000 件、塩竈市分が 2 万 9,000 件、計で 26 万件を見込んでございます。

2 目汚水管理費で 3 億 1,068 万 9,000 円でございます。

なお、仙塩流域下水道維持管理負担金につきましては、前年度まで 4 目流域下水道維持費として計上しておりましたが、見直しにより、この汚水管理費に組み入れております。

2 の、汚水管理事務に要する経費の主なものは、13 節委託料として下水道台帳補正業務委託で 249 万 2,000 円でございます。また、公課費として消費税及び地方消費税を 2,600 万円計上しております。

次のページをお開きください。

3 の、汚水施設維持に要する経費の主なものは、11 節需用費の修繕料として 333 万 1,000 円は、マンホール修理及び高崎汚水中継ポンプ場の分解整備を予定しております。

13 節委託料で、施設維持管理等業務委託料 588 万 1,000 円ですが、汚水管清掃、汚水ポンプ場の清掃などがございます。また、管路調査・補修業務委託料として 1,028 万 9,000 円を計上しております。

16 節原材料費 300 万円につきましては、交換が必要となった場合に支給するマンホール用鉄蓋、塩ビ柵等の購入でございます。

4 の、水洗便所普及に要する経費の主なものは、19 節負担金、補助及び交付金として水洗便所改造資金利子補給金 42 万 9,000 円を計上しております。これは平成 16 年度から 20 年度までの融資件数 65 件分を見込んでおります。

5 の、汚水処理に要する経費については、19 節負担金、補助及び交付金で相互流出負担金として 743 万 2,000 円を計上しております。これは仙台市、塩竈市、七ヶ浜町に対するものでございます。

次に、仙塩流域下水道維持管理負担金ですが、汚水量を約 730 万トンと見込みまして、2 億 4,096 万円を計上しております。

3 目水質規制費で 1,194 万 3,000 円でございます。

2 の、水質規制に要する経費については、水質検査業務に係る委託料として、35 施設を検査する予定としております。

次の、流域下水道維持費につきましては、先ほども申しあげましたとおり、2目污水管理費へ組み入れましたので廃目でございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目公共下水道建設費で2億8,869万7,000円でございます。

1の、公共下水道建設事業（起債単独）については、9,122万5,000円でございます。主なものとしましては、15節工事請負費として、污水施設整備工事で8,800万円でございますが、市川地区など4カ所の污水管の施工を行うほか、市内10カ所の污水柵の設置を行う予定でございます。

22節補償、補填及び賠償金100万円は、施工上支障となる地下埋設物等の移転補償を予定しています。

2の、公共下水道建設事業（単独）については587万6,000円でございます。主なものは、13節委託料として、污水施設測量設計等業務委託料280万5,000円を計上しておりますが、これは宮城県において施行しております玉川岩切線道路改良工事に伴う浮島1号污水幹線移設の設計で、全額県が負担するものでございます。

また、15節工事請負費で雨水施設整備工事300万円ですが、国庫補助事業で行う浮島雨水幹線の附帯工事として、国府多賀城駅北側の遊水池に素掘りの水路を築造する予定でございます。

3の、雨水施設整備に要する経費（防衛施設周辺整備事業分）1億156万5,000円ですが、これは丸山雨水ポンプ場の3台目のポンプを設置するもので、平成20年度分の予算でございます。

4の、雨水施設整備に要する経費（浸水対策事業分）につきましては、9,003万1,000円を計上しております。本年度から公共下水道国庫補助事業の名称が、雨水事業については本名称となり、污水事業については未普及解消対策事業という名称に変わりました。

主なものは、15節工事請負費として雨水施設整備工事で8,833万円ですが、これは丸山二丁目の丸山雨水幹線と鶴ヶ谷雨水幹線の接続点、接点のところから北に延びる丸山雨水幹線約50メートル及び旧東北歴史資料館南側の玉川岩切線横断部の浮島雨水幹線約75メートルを施工するものでございます。

なお、これらの下水道整備事業概要につきましては、資料9の54、55ページの一覧表と位置図を参照願いたいと思います。

154ページをお願いいたします。

2目流域下水道建設費で1,466万5,000円でございます。これは仙塩流域下水道建設事業負担金で、仙塩流域下水道の建設事業費4億3,500万円に対する多賀城市の負担金でございます。本年度は管渠及び処理場の耐震化などを行う予定でございます。

次のページをお開きください。

3款1項1目公債費で20億7,594万9,000円でございます。

1の、借入金償還費（元金）については12億9,273万2,000円で、雨水事業分6億2,571万8,000円、污水事業分6億6,701万4,000円でございます。

2の、借入金償還費(利子)については7億8,321万7,000円で、雨水事業分3億7,890万5,000円、汚水事業分4億123万2,000円でございます。一時借入金利子につきましては308万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費で582万1,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

138ページをお開きください。

1款1項1目下水道事業受益者分担金で172万4,000円でございます。

1の、下水道事業受益者分担金については172万3,000円を計上しております。

2の、滞納繰越分は1,000円の科目設定でございます。

2項1目下水道事業受益者負担金で174万3,000円です。

1の、下水道事業受益者負担金については168万2,000円を計上しております。

2の、滞納繰越分は6万1,000円を計上しております。

2款1項1目下水道使用料で8億2,134万1,000円でございます。なお、前年度より5,500万円ほどの減は、平成18年度企業会計清算分がなくなったことによるものでございます。

1の、下水道使用料については8億1,627万9,000円を計上し、有収水量636万6,000トンを見込んでおります。

2の、滞納繰越分は506万2,000円を見込んでおります。

2項1目総務手数料で41万7,000円でございます。

1の、総務手数料40万円ですが、排水設備の計画確認及び検査の手数料で、それぞれ400件分を見込んでございます。1件500円でございます。

2の、督促手数料1万7,000円でございますが、受益者負担金、分担金、下水道使用料の分を見込んでおります。

3款1項1目下水道事業国庫補助金で1億3,209万2,000円でございます。

次のページをお開きください。

歳出の2款1項1目公共下水道建設費で御説明いたしました事業のうち、補助対象事業の国庫補助金で公共下水道事業が10分の5で4,700万円、防衛施設周辺整備事業が10分の8で8,509万2,000円でございます。

4款1項1目県事業費委託金で300万円でございます。歳出の2款1項1目公共下水道建設費のうち、公共下水道建設事業(単独)で計上しておりました玉川岩切線道路改良に伴う汚水施設測量設計等業務委託に係る宮城県からの委託金でございます。

5款1項1目財産貸付収入で229万5,000円でございます。これは管路敷を民間に貸し付けしている分の占用料でございます。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 13 億 9,869 万 6,000 円でございます。

7 款 1 項 1 目繰越金で 1,000 円の科目設定でございます。

8 款 1 項 1 目、2 目延滞金、加算金は、それぞれ 1,000 円の科目設定でございます。

2 項 1 目雑入 108 万 9,000 円で、前年度に比べ大幅な減は、前年度に計上しておりました平成 18 年度下水道企業会計清算分がなくなったことによるものでございます。

1 の、相互利用負担金（流入） 108 万 7,000 円ですが、仙台市、塩竈市、七ヶ浜町からの流入負担金でございます。

2 の、仙塩流域下水道維持管理負担金返還金及び 3 の、水洗便所改造資金融資未償還金のそれぞれ 1,000 円は、科目設定でございます。

次のページをお願いします。

9 款 1 項 1 目下水道事業債で 7 億 5,060 万円でございます。

1 の、公共下水道事業債 1 億 4,000 万円は、歳出の 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で説明した事業のうち、補助事業債として 10 分の 5 で 4,700 万円、単独事業債として 10 分の 10 で 9,300 万円でございます。

2 の、流域下水道事業債については 1,340 万円でございます。これは歳出の流域下水道建設費で説明しました事業費から元利償還分を除いた額の 100%が認められるものでございます。

3 の、資本費平準化債につきましては 5 億 1,080 万円でございます。

4 の、下水道事業債（特別措置分）については 8,640 万円でございます。

次に、資料 4 をお願いいたします。24 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為でございます。

水洗便所改造資金利子補給及び損失補償につきましては、記載のとおり期間、限度額で債務負担行為を設定するものでございます。

次のページでございます。

第 3 表、地方債でございますが、公共下水道事業、仙塩流域下水道事業、資本費平準化債、下水道事業債特別措置分で、限度額計 7 億 5,060 万円の借り入れを見込むものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

ここで休憩いたします。再開は午後 2 時 10 分であります。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 10 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○相澤委員

145 ページの委託料、下水道地震対策緊急整備計画策定業務委託料についてお聞きいたします。緊急施設の整備計画というのは、具体にはどのようなものか、御紹介いただけますでしょうか。

○鈴木下水道課長

これは、近い将来、大規模な地震が発生すると予測される地域を対象といたしまして、平成 18 年度に下水道地震対策緊急整備事業という制度が設けられました。

その中には、いわゆる避難所と処理場を結ぶ送水管、あるいは緊急輸送道路となる道路に埋設されている管のそれぞれ耐震化、それからマンホールシステムと申しまして、避難所の近くに直に大便、小便のできるそういう施設を、避難所を中心として地震の対策として、そういうものにも補助対象としましょうということで設けられました。

その事業を受けるには、この計画をつくらなければならないということでございます。

○相澤委員

ありがとうございます。

それから、149 ページで、多賀城市分 26 万件というお話に聞こえたのですが、間違いですか。それでいいのですか。149 ページの 13 節委託料、26 万件と聞こえたような気がしたのですが。

○鈴木下水道課長

26 万件……、23 万件でしたか、それは多賀城市の水道部に委託する件数と、塩竈市水道部に委託する件数、1 軒、1 軒分でございますので、そういう件数になるということでございます。年間で。

○相澤委員

済みません。ちょっと私、理解が不足なので、わかるように教えていただきたいのですが、世帯数掛ける幾らという格好なのですか。ちょっとお願いいたします。

○鈴木下水道課長

1 メーターごとですが、1 軒に一つメーターがあると思うので、それごとの件数でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○松村委員

153 ページの 3 です。雨水施設整備に要する経費のところ、今回、丸山ポンプ場に 3 台目のポンプを設置するという御説明がありましたが、浮島ポンプ場の 3 号ポンプの設置の予定は、いつ、どのようになっているのかということと、あと、あそこの遊水池を回避するのでしょうか、撤去するための今後の計画予定というのがありましたら、教えていただきたいと思います。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

実は浮島ポンプ場はあと 1 台残っているのですけれども、きのうもお話ししましたように、東北本線の横断までは、一応今年度で大体終わって、今の東北本線やっているところはあるので、それで、それ以降、雨水幹線をずうっと延ばしていかなければならない。そうしないと、ポンプだけ増設しても水が入ってこないというような状況なものですから。今の段階で、いつと言われると、まだちょっと返事できないところなのです。

それで、今いろいろ事業認可の変更などでやってはいるのですけれども、あと、来年度あたりから、その辺を含めて、一応雨水の整備計画というのをきちんとしていきたい。その中で、そのポンプ場もいろいろカウントしたり、入れたり、そういう関係をまずつけてからやっていきたいと思っております。

ことし、一部、先ほど説明があったのですけれども、玉川岩切線のところ、来年度、横断をしまして、それを素掘りで国府多賀城駅の方まで持っていくと。そういう状況が来年度でできるものですから、水の流れとしては相当よくなるのかと。

あと、もう 1 点は、国府多賀城駅まで、駅広場まで雨水幹線は延びているのですけれども、それ以降の整備も一部残っているのです。ですから、その辺の整備の兼ね合いを見て、遊水池の必要、不必要度を検討していきたいというようなことでございます。

○松村委員

では、今後優先度を高めて取り組んでいただける方向にしていだけますでしょうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

その辺は、そこばかりではないので、いろいろ市内全域を見ながら、検討していきたいと、そういうことでございます。

○昌浦委員

先ほどの相澤委員と同じなのですが、145 ページの、下水道地震対策緊急整備計画策定業務委託料、地震を想定してということなのですが、これは市内の全域、どういう箇所を想定して、恐らく下水道管なのでしょうけれども、幹線的に何本ぐらいとか、そういう具体的にちょっと調べていただいて、どういう計画的なものになるのかということと、もう 1 点は、どこにこの委託をするのか、これをちょっと教えてください。

○鈴木下水道課長

まず初めに、委託先につきましては、恐らく入札になるかと思っておりますので、今ちょっと申し上げられません。

それから、地区割といたしますか、基本的には全市域でございます。その中で、もちろん下水管が入っているところ、あるいはポンプ場を含めて、全市域を対象にするということになります。

○昌浦委員

私の聞き方がちょっとまずかったようですが、いわゆる地域ごとの震度などを想定する云々となると、やはり特殊なそういうことを研究している団体があったのかと思ったものですから、入札ということなのですから、具体的にどういうコンサルタントなのか、その辺ちょっと知りたいのです。

○鈴木下水道課長

そうですね。設計のコンサルタントになるかと思いますが、中身につきましては、一応地域防災計画とか、避難所、緊急輸送道路がどこになっているのか、そういう基礎データ、それから地形、土質、液状化の関係、それから活断層がどこにあるのか、それから過去の地震のデータですね、そういうものをまず基礎データを集めまして、それから下水道台帳、竣工図、施工時期等を見まして、耐震強度の整理をしまして、それから現地調査でいろいろな想定される震度ごとに、下水道施設の影響予測をして、それから、それをもとに中長期、あるいは緊急の防災対策の目標の設定、その後に耐震化が緊急に必要な対処施設を特定して、その優先順位、そのどういう対策を施行したらいいのかという検討、それから、それを実施した場合の実施効果ですか、そういうものの内容を計画としてつくりまます。あと、最後に、事業の年度計画ですか、そういうものをつくりまます。

○昌浦委員

私の経験なのですから、宮城県沖地震のときに、多賀城中学校、もう45号線のところの送水管だと思うのですけれども、物すごい破裂をして、5メートルぐらい水が吹き上がっていたのを記憶しているのです。

そういうこともあるので、やはりライフラインとして下水道も重要な市民生活に役割を果たしているものですから、やはりこういうことは鋭意やっていただいて、それを受けて、耐震化というか、その工事に進んでいくということで理解していいのでしょうか、やはり継ぎ手とか何か、そういう強度というものも、その業務の中には診断に盛り込まれているのかどうか、その点を1点、どうなのでしょう。

○鈴木下水道課長

今言われたとおり、その継ぎ手の補強とか、それから浮き上がりの防止とか、それから可撓性というのだと思うのですが、弾力性のあるものにかえると、そういうものが主な工事になるようでございます。

○竹谷委員

ちょっと一つだけ教えてください。去年もあったのですが、下水道事業債で特別措置分、8,600万円の起債がありますね。この特別措置分というのはどういう意味合いで特別措置分なのか。起債の関係です。

○鈴木下水道課長

意味合い的には、実は下水道事業の建設改良費、いわゆる元利償還費になるかと思いますが、これに対する国の地方財政制度が変更になりまして、変更に伴いまして平成18年度から創設された制度でございまして、いわゆる17年度までは、地方財政措置というものは、全国一律に合流、分流ともに公費負担7割、私費が3割という比率で、その公費負担分に対して国の財政措置がなされていたわけですが、18年度からその比率が見直しされまして、分流式の場合に5段階に変更されました。

その結果、多賀城市の場合、人口密度の関係なのでございますが、公費負担が6割、私費負担が4割という比率となりました。つまり、全国的に7が公費で3が私費だった財政措置、7割来ていたものが、いわゆる国の見直しによりまして、多賀城市の場合に6対4となったことによりまして、その6割にしか財政措置がなされなくなったわけでございますが、その1割減った分に対して起債を発行してもいいですというふうになった制度でございます。

○竹谷委員

そうすると、100に例えた場合に、今までは100の場合は7対3、70の30だったと。制度改正によって60の40になったと。今までの30なら差し引きの10分、10分を起債で認めますということになったという意味合いですか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

これ、非常に言葉で説明するのはややこしいのですけれども、一応、今、下水道課長が言ったのは、一応今までは、雨水と汚水の割合が日本全国では雨水が7割、そして汚水が3割というふうな振り分けでずうっときていたのです。

しかしながら、最近の情勢を国の方で全国を調べました。その結果、雨水が1割、汚水の方が9割というふうな結果が出たわけなのです。ただし、汚水の方にも公費負担があるでしょうと、というようなことで、先ほど人口割ということになっているのですけれども、これは5段階の人口密度があるのです。多賀城はその人口密度の中で5割分を公費として賄ってもいいですよということです。

したがって、先ほど言いました雨水の1割と、その汚水の方で公費負担する分の5割をプラスした6割が、公費として出してもいいですよということだったのです。

それで、以前から7割でずうっとしていたものですから、そこで1割の差が出るわけです。その1割分は国の方で面倒を見ますということで、この制度が始まったということなのです。

○郷家市長公室長補佐(財政経営担当)

ちょっと補足させていただきます。地方財政措置というのは、結果的に交付税措置のことになります。今、部長の方からもお話がありましたように、従来は7:3で汚水、雨水の考え方が整理されておりました。これは全国统一で、地方財政措置上です。

これが平成18年度から、分流式に関して言いますと、合流式よりも分流式の方が建設費が余計にかかるので、そういう部分については、例えば公害防止とか水質汚濁防止とか、水質保全とか、そういう意味で公費負担の考え方も地方財政措置上、考慮しましょうということになりました。

そして平成18年度の交付税の算定から、その、多賀城はたまたま6:4の区分に入るのでございますけれども、交付税の計算そのものを、もう18年度からは、その新しい考え方での計算方法に直したのです。

ただし、それは平成18年度から直したものですから、従来、平成17年度以前に行ってきた事業は、7:3の考え方で交付税措置をするということで、事業をずうっとやってきた。元利償還金についてはまだまだ残っているわけです。それが国の財政措置の考え方が、たまたま多賀城は6:4に変わったのですけれども、6:4の区分に移ったのですが、17年度までに事業を行って、起債を借りて、そこに交付税措置が7:3の考え方で来ていたのです。そ

の考え方は維持しましょうと、国の方で。償還が終わるまで。その差が出る分については、交付税の計算も一律新しいやり方で計算しますので、過去の分との差が出る分、これはこの起債、特別措置分という起債をもってあてがってください。ただし、その起債に対しては交付税措置、その起債の元利償還金は従来どおり交付税措置しますと。それで、最終的には7:3の、17年度以前に借りた起債については7:3の考え方での地方財政措置を維持しますと、そういう制度でございます。

○竹谷委員

そうすると、もう一回確認しますが、平成17年度以前にやった起債とかいろいろな工事については、交付税措置として7:3でやってきましたと。しかし、それを6:4にしたことによって、以前のものと今の制度改正によって差額が出たと。その差額を、国としては一応会計上は起債でその分は認めるけれども、交付税でそれは賄ってあげますと。それは一般財源として交付しますという制度になったと。やりくりとしてはそういう内容だということになるのですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

そのとおりでございます。

○竹谷委員

そうすると、これは、国のことですから、余計なことは、現段階では、平成17年度以前にそういう事業でお借りした金は、ゼロになるまでこういう措置をしていきますという、基本的な考え方だということに理解しておいてよろしいですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

当然そうになっていただかないと困ると思っておりますし、それが従来からの国との約束だというふうにとらえております。

○竹谷委員

この中で、いろいろ水道事業所の管理者を設置する条例の説明、議論の中で、いずれは下水道も企業会計化に持っていかなざるを得ない状況が出てくるやの話もありました。その場合には、これはどのように変化してくるのですか。そういう場合には、こういうものはどういうぐあいに变化するのですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

先ほども申しましたように、この考え方は、地方財政措置上の考え方です。例えばその7:3の考え方、あるいは、今回たまたま6:4というふうに移ったのですが、これは全国一律の考え方、平均的にこうだと。では、多賀城市が7:3なのか6:4なのかというのは、またちょっと別の議論になると思います。

地方財政措置上、つまり交付税措置の考え方上、国では統一的にそういうふうな考え方に、今回改めたのだと。改めることによって、交付税が、多賀城市で言えば1割下がった分、交付税が減額相当になるわけです。その分は下水道事業に対して一般会計からの繰り出しがあるべきだと。そして、その分、交付税が下がった分、繰り出しも下がりますので、小さくなりますので、その分、下水道事業側で財源の不足が出ると。それについてはこの特別措置分の起債を認めますと。その元利償還金は交付税措置をしますということです。

それに対して、下水道事業側が企業会計か特別会計か、これについては、あくまで交付税措置上の、過去平成 17 年度以前に借りた起債の元利償還金に対する交付税措置上の話ですので、これは特別会計であっても企業会計であっても、変更はないものだと私どもでは現在認識しております。

○竹谷委員

そうすると、資本費平準化債とは、ある意味では異なった性質のものであるというぐあいに理解しておいてよろしいですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

現時点では、計算方法で見ると、資本費平準化債は簡易的な計算方法、それからきちんとした減価償却を用いての計算方法、そこで大きな差が出ていたと。

この件に関して言えば、過去の起債の元利償還金に対する計算方法の違いによる差額ですので、そういった大きな差異は出てこないものだと認識しております。

○竹谷委員

わかりました。どうなるかわかりませんが、今の段階ではそういう考え方だということ、ではわかりました。

先ほど、浮島ポンプ場の問題が、御質問がありました。私、その前に、今度玉川岩切線の関係で、前にもお話ししておりましたけれども、設計をして、工事をやると。そして素掘りで城南の区画整理をやったときのあのボックスに持ってこようという計画ですね。その設計に当たって、雨水の量がこのぐらいあると、ここにこのぐらいの雨が降るから、このぐらいの水が出るから、こういうふうに設備をしなればいけないという一つの基本的な考えがあると思うのですけれども、設計委託の場合、その辺の基本的な考え方はどのように考えておられますか。何も考えないで、ここに水が来るので、この水を流せばいいという考えの設計なのか、それとも、そういうものを想定しての、ボックスをつくってやるようにするのか、その辺はどのように基本的には考えておられますか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

今回の設計委託に関しましては、東北本線から北側の雨水排水に関しましては、以前は 1 系統で国府多賀城駅の方まで持ってくるような計画だったのですけれども、一応それを 2 系統に分けました。

1 系統は、先ほども言いましたように、国府多賀城駅の駅広まで今現在ボックスが入っているのですけれども、それを延伸して、そしてどちらかという東側の方を、浮島ニュータウンの方を拾う範囲です。

あと、もう 1 系統、それが今回設計している分ですけれども、それは玉川岩切線を横断しまして、あとそこからずっと北の方の範囲を拾ってくる。

したがって、そういう面積を業者の方をお願いして、それなりに流量計算をして、断面を決定していくと。そういうふうなことで、今のところ 2 系統に、あそこの分は、分けて計画していると、そういうことでございます。

○竹谷委員

それはわかるのです。ニュータウンの方はニュータウンで、遊水池があって、遊水池から国府多賀城駅のところから流しているのですね。国府多賀城駅のところの前の下水道の、あそこニュータウンで独自に、自前でやって流した、放流するときの池があったはずですが、その池を今活用して、あそこは遊水池のようにしていますね。そこからあふれた水を浮島ポンプ場に流れるように、たしかボックスカルバートが入っているはずですが、それでもあそこは飲み込みがだめで、あの辺のニュータウンも、雨が降った場合は水浸しになっているというところが一部あるのです。それはそれでまずいいです。

今度のものは、その玉川岩切線から北ですね。その雨水をそこにとまるものですから、そこを一つのボックスから浮島ポンプ場に持っていこうという計画なのです。

ですから、そのときの雨水計画、時間雨量どのくらいの量に対してどうしたのかという、業者さんは基本的な計画を組んで、このくらいの穴があれば、この水は消化できるという基本データがあると思うのです。そういうのはちゃんと想定してやっておられるのかどうか、それちょっと心配なのです。実は後から具体的なことを言いますが、

○後藤建設部長(兼)下水道部長

今、ちょっとその資料は手元にはないのですけれども、当然、雨水整備をする場合には、それなりの面積、降雨強度を想定して、きちんとした計算でもってやっているのだから、その辺は間違いないと思っております。

○竹谷委員

実は、あそこの地形は、御承知のとおり、政庁に、今までは政庁はある程度木が生えていたり、草が生えていたりしていた。今、きれいに整備したものですから、政庁に降った雨が一気に滝のごとくあそこに来るのです。滝のごとく。そして、玉川岩切線ができますと、そこが堤防のようになってしまうのです。堤防のようになるはずですが、ならなければおかしいのです。そこがうまく水をはけないと、今走っている岩切線、あの辺が全部冠水してしまう。旧県の博物館、あの周辺。極端に言えば、あやめ園のあの辺がなる可能性が大なのです。

この辺の地形と若干違っているものですから、私、心配しているのです。その辺まで考慮に入れて設計をされているのかどうか。これを考慮に入れていないとすると、はっきり言って、あそこの、今、県の資料館の裏が常に水があふれて、雨が降ると水浸しになっているというのが、そういうような原因もあるように私は見ているのです。はき切れない。そして、こちらにまた横断されますから、特にその横断渠を、それらに対応する横断渠をつくっておかないと、なかなかあそこの水害対策になっていかないのではないのかと。この間の地域懇談会のときも、私、出席しておりましたが、地域の人たちは、その辺も心配して、どうなのだろうという御意見が出ていると思うのですけれども、そこまで配慮しておられるのかどうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

下水道の雨水計画を策定するときのお話もあるのですけれども、今現在、下水道課の方では、10年確率ですべて雨水の方は計画をしております。

したがって、それに伴ういろいろな流出係数とかあるのですけれども、今ここのところを調べてみたら、0.5の流出係数でやっているというようなことなのです。

その辺、状況も若干変わっているということもあるのですけれども、個々は違うのですけれども、総体的には0.5でやっているというようなことなのです。

一番は、先ほども言いましたように10年確率というような考え方なのです。ですから、これは10年に1回降る大雨を想定したものに对应できる施設ということになるのです。

したがって、例えば、以前大雨が降った昭和61年の8.5ですか、あのくらいの大雨には当然耐え得ないと。今の計画では、ですから、もし、あれに耐えられるものであれば、10年確率ではなくて、今度は20年確率ですね、確率年度を今度だんだん上げていかなければならないのです。そうしますと、砂押川の河川のようなそういう大きな断面がだんだん出てくるというようなことで、下水道計画としては、そういうふうに確率年度ですべてやっているものですから、その辺、確かに文化財の方、切られて、いろいろそういうことで、雨が来るといえることになるとは思うのですけれども、今のところはそのような計画で整備を考えていると。

したがって、そういうので受け切れないところは、やはりある程度遊水池的なものは、今後検討していかなければならないのかというようなところも、反映してくると思うのです。

○竹谷委員

あそこは10年確率じゃなくて、3年確率で水浸しになってしまうのです、あそこは。本当に雨が降ったら、大体雨がばあっと降ったら、あそこは一番最初に水浸し。それが、今言ったように、政庁跡からいきなり入ってくるので、一挙に来るのです。私はあそこで暮らしているので、よくずうっと20年も30年も暮らしているので見ているのです。

それで、玉川岩切線を見ますと、今の道路より大分上がるのですね。堤防になってしまうのです。今までですと、ばあっと来て、こんなことを言うと失礼ですけれども、中央公園の話をする、中央公園とかああいうところも、水路があって、水浸しになる可能性があるのです。今度はとまってしまうので、そういうところで私は心配しているのです。

せっかく浮島ポンプ場もできて、それなりの稼働もできるし、手前に遊水池があるわけですから、あれを総合的に活用すれば、その対策はできるのかなというような気がしておったのもので、最低でも、少なくとも通常の雨でもいってるような状況を、回避してやらないと、この工事をやって、「何だ、玉川岩切線ができたおかげでこうなったのだ」と言われるのも、住民の皆さんに申しわけないし、「いや、そのことでこういう対応をしたのだ」と言っても、1メートル30センチのボックスでしょう、大したことないですね。たしか水の入線のボックスが1メートル30センチの1メートル30センチぐらいのはずです。浮島ポンプ場に行っている主要のボックスはたしか4メートルの2メートル50センチですか、たしかそうですね。4メートルの2メートル50センチですよ、基本のものは、そこまで大きくしろとは言わないけれども、少なくとも、最低でも2メートル50センチ角ぐらいのものをやらないと、あそこの水ははけ切れないのではないかと。

そうすると、それに対応するための浮島ポンプ場の強化というものも考えていかなければいけない。水の入線も大体1メートル30センチの1メートル30センチだと思いました。いや、こちらはそんなものかな。私もあのような工事をやってわかっているのですけれども、そういうことを考えると、私はその辺もうちょっと、再チェックをしてみて、考えた方が、どうせやるのですから、二度手間にならないように考えたらいかかと思って、ずうっと気をつけて見ていたのですけれども、いかがでしょうか。もう一回、その辺も含めて、考慮しながら工事計画を、予算上いろいろあると思いますけれども、考えたらいいのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

今現在、玉川岩切線を横断する箇所は、4カ所か5カ所で横断を今考えております。確かに1カ所だけで抜くのであれば、大きな断面が必要だと思っております。それで、今回整備しようとしている場所のすぐ隣にも、既設の900ミリか幾らくらいの、そんなに大きくはないのですけれども、900ミリか幾らになるのですけれども、それも生かしながら、今回もやると。そして、先ほども言いましたけれども、今度国府多賀城駅の方からもう1本、こちらの方にも抜いていくと。あと、中央公園のわきも、今現在もう終わりましたけれども、高平踏切のところにも1本抜いたと。あともう1本どこでしたか、忘れましたが、もう1本たしか（「あそこありましたか、ないない。つぶれている」の声あり）矢中の排水路もあるというようなことで、ですから、そういうことで、4系統ぐらいであそこは抜けるような、そういうふうな計画で今やっているのです。

したがって、そこだけ断面を大きくしても、反対に、無意味というか、いろいろ構造上の関係もあるので、そういうことの計画で今現在進んでいるということなのです。

○竹谷委員

私、中央公園も利用していますから、よくあの辺を見ているのですが、ではそこに抜いたと。その水をどこに持っていくのかと。どこに持っていくの。今までは農水路だったので、農水路の関係ですから、全部踏切を皆横断しているのです。線路を横断して、みんな城南の区画整理の方に流れてくるような仕組みだったのです。今、私も役員だったので、あそこをやったために、水の入線のあるところにある、たしか1メートル30センチの1メートル30センチぐらいのボックスでしたか、あれが1本入っていますね。それが1本。それから、その隣がサッカー場、サッカー場をつくったところに入ってくる水路、あれもではどう行っているのかと。どこに来ているのかというと、東北本線のところを横断して、あちらに行っているわけです。あれは900ミリぐらいの小さいものですね。

ですから、行くのは行くのですけれども、その肝心かなめのところに落とす水路が、これでいくと、遊水池にしているところだけの水路工事になっていますね。ですから、もうちょっと全体を見て、まだ水を運べる場所はないか、ちょっと見て、手を加えないと。せっかくなっても問題になるのではないかというような気はしているのです。

私の老婆心だと思いますので、ひとつ担当課でもう一回、現場をよく見ていただいて、私が今お話ししていることが該当するとするならば、その点を修正してください。該当しなくて、あなたの言うのは老婆心だよ、絶対大丈夫ですよというのなら、そのまま結構ですけれども、その辺をひとつ、ここでどうのこうのと言っても、現場を見てみないとわかりませんので、その辺ちょっと研究をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○後藤建設部長(兼)下水道部長

竹谷委員はあの辺、十分御存じですので、我々も現場を見つつ、計画上も重ね合わせながら、検討してみたいと思います。（「よろしくお願いします」の声あり）

○吉田委員

147ページ、3の、雨水施設維持に要する経費の中の11節需用費と、それから19節負担金、補助及び交付金との関係なのです。関係というのは、水ですから、流れが関係していて、その事業の中身について何うものであります。

一つは、御承知のとおり、仙台の雨水排水施設中野ポンプ場の現況であります。ポンプを現在3台、当面の措置として設置が終わって、稼働されていて、いずれ全体で5台にするということで、計画ではあと2台設置方針が定まっているわけです。

この事業に取り組むに当たって、いわゆる臨海鉄道から向こうの水は、こちら側に来ないということで、全部仙台港に流すようなシステムができ上がったわけです。

それとの関連で、修繕費の中でもお話しありましたが、八幡雨水幹線との関連があるわけです。現状の状態を見ていると、ほとんど臨海鉄道から向こうへ中野ポンプ場で9割以上の水が全部もうポンプ場を通じて流れ込んでいて、砂押川方向への八幡雨水幹線を通じての流入というのはほとんどないわけですが、万々がーというようなことで、いまだ現状は八幡雨水幹線については、旧来は板柵で処理していて、ここ数年はコンクリートで工事をされている。

ただ、この八幡雨水幹線の修繕というのは大変費用がかかって、距離も長い、しかも全部単費だということで対応して、ずうっと来ているわけです。そこで、一つは、もう1台中野ポンプ場のポンプを設置することによって、この八幡雨水幹線の以前から整備計画としては定まって持っている計画に、着手できる状況下になるのではないかとこう思うのです。そうすれば、何千万円という単費をかけないで、八幡雨水幹線の整備工事に着手できる。言うなれば、中野ポンプ場にもう1台ポンプを設置することができないでいる仙台との関係の中で、膨大な単費を投入して、八幡雨水幹線の修繕工事に携わっていて、八幡雨水幹線の整備工事に多賀城市としては着手できないでいる。こういう相関関係にあるのですね。

ここをどうやってクリアするかということで、一つは、市の内部で、これだけ毎年、毎年八幡雨水幹線の修繕費等に単費を投入するのは大変だと、そういう取り組みを少し見直してみようかというようなことで、内部的な協議を図っていただいて、ここを事業化に着手できる八幡雨水幹線への取り組みに進めるためにも、仙台市との協議をしながら、中野ポンプ場のポンプの設置の方策について、協議していくというような兼ね合いについての所見を伺います。

○鈴木下水道課長

八幡雨水幹線はおっしゃるとおりの現状だと思います。なかなか頭を悩ましながらやっているわけですが、一つ仙台市の方につきましては、ここ当分の間はそのもう1台、2台ですか、あるのですけれども、その予定はないということなのでございますが、機会をとらえまして、またちょっとお話といたしますか、をしていきたいというふうには思っております。

八幡雨水幹線の方につきましては、今おっしゃったとおり、毎年少しずつやっているわけですが、板柵をコンクリートに直しているわけですが、結局、どうしても危険な付近に住民がいらっしゃいますので、危険なところから順次やっているわけですが、今、委員のおっしゃったその今後の絡みの中での検討を、平成20年度、21年度あたりで内部で検討していきたいというふうには思っております。

○佐藤委員

149ページの、賦課徴収のところ、大代のアパートの賦課漏れのところの請求は、どのように今なっていますでしょうか。

○鈴木下水道課長

その後も、大家さんとその施工業者さんの方で協議を続けておりますが、2月末でございますが、その大家さんの方に、施工者の方から、「今、本社の方と急ぎ協議しているところです」という返事が来ております。今、そういう段階でございます。

○佐藤委員

たしかここは、その原因は、請求できなかった理由、届け出がしていなかったとか、探してみたらその会社では書類もなかったというようなことだったと思うのですが、そのとおりですね。

○鈴木下水道課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

そうすると、原因は、一にかかって業者にあるわけですね。こちらが見落としていたということもあるけれども、届け出をしなかったということの、やはり業者に大きな原因があると私は思うのですが、もう発見して2カ月以上たちますね。そうするとやはり一定の、今月いっぱいとか、そういう条件をつけて、きっちり催促すべきですし、20年の間それがわからなかったという点では、こちらの方の落ち度もあるのですが、届けられなかったというところでの請求のことにに関して、迷惑料といいますか、損料というか、そんなことなどは考えられないのかと思ったのですけれども、どんなものですか。

○鈴木下水道課長

そういうものはないかと思えますけれども、下水道課としましては、家主さんに基本的に言うしかないのでございますが、今、佐藤委員がおっしゃったように、そういうふうにも言いたい気持ちがありますけれども、今のところ、やはり对大家さんしかちょっと基本的にはないので、大家さんをお願いするしかないのでございますが、とにかく余りせっついてもあれなものですから、その辺の絡みで、幾らかでも早く期限を申し上げながら、またやっていきたいと思っております。

○佐藤委員

大家さんも気の毒なような気もしないでもないのですが、企業イメージにも響くと思うのです、早く解決しないと。ですから、大家さんを通してということではなくて、役所の方からも、きちんと期限を切って、できれば今月中にとか、3月いっぱいとかというふうに厳しく解決を迫っていかねばいけいけいではないかというふうに思うのですけれども。

○鈴木下水道課長

こちらのやれる範囲で最大限やっていきたいと思えます。

○藤原委員

No.9の51ページの、真ん中のところなのですが、資本費の平準化債5億1,080万円、下水道事業債特別措置分8,640万円、これはそれぞれ返済のときに平準化債は50%の交付税措置、それから特別措置分は70%の交付税措置ということだったと思えますが、これは枠はいっぱいに使っているということによろしいのでしょうか。

○鈴木下水道課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

今のこの下水道の財政状況を大ざっぱに見ると、公債費が20億7,594万9,000円、まあ大ざっぱに言って21億円の公債費になると。そのうちの約6億円近い金額を平準化債と特

別措置分であがっていると。ですから、残りの分の15億円を下水道料金だとか一般財源で払っていると、そういう関係なのだと思うのです。

その15億円に対して交付税の措置がおおむねどのくらい来ているのかというのは、概算で言えるものなのかどうかと。何かどうも下水道が使っている起債は、もう本当にその種類が多くて、まちまちのようなのですけれども、トータルでおおむねどのくらい交付税措置されているのかというのは、回答いただけるかどうかということなのですがいかがですか。

○郷家市長公室長補佐（財政経営担当）

平成20年度につきましては、今後これからの交付税算定ということになりますが、現時点で19年度ベースの算定等に当てはめてみますと、おおむね7億8,000万円程度は基準財政需要額に算定されるだろうというふうに考えております。およそ半分程度というふうに考えております。

○藤原委員

それから、資料8の138ページ、下水道使用料の5,526万円の減なのですけれども、これ清算分の返還がなくなったのだという話でしたね。ということは、平成19年度までですべて返してもらったというふうな理解でいいのですか。トータルで幾ら返してもらったのかというのは、数字わかりますか。間違いました。ごめんなさい。

私の勘違い。済みません。141ページでした。141ページの仙塩流域下水道維持管理負担金返還金、これは、去年、たしか4,000万円、5,000万円近くあったような気がしたのですけれども、違いましたか。

○鈴木下水道課長

いわゆる平成19年度は4,300万円何がし返還されております。

○藤原委員

それはもう平成20年度はないのですか。

○鈴木下水道課長

これはあと3年、平成22年度までの予定でございます。

○藤原委員

平成22年度までであるのだけれども、当初予算段階では算定できないので、科目設定だけしておいたということなのですか。去年ぐらい来ると考えるわけにはいかないということですか。

○鈴木下水道課長

その予想としては同じくらい来るものと考えておりますが、一応科目設定にしております。
（「わかりました」の声あり）

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 30 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○中村委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。再開は午後 3 時 20 分であります。

午後 3 時 05 分 休憩

午後 3 時 21 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

- 議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

○中村委員長

これより議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○中村委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木国保年金課長

それでは、資料 9 の 56 ページをお願いいたします。

平成 20 年度後期高齢者医療特別会計でございます。

この件につきましては、2 月 18 日の本会議で議決をいただきまして、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度の創設に向けて、新たに設置する特別会計であります。

それでは、この資料に基づきまして予算編成に係る主なものをあらかじめ御説明申し上げます。

1、歳出でございます。

まず、総務費でございますが、業務執行に係る事務費といたしまして、一般管理費と徴収費で 1,151 万 2,000 円であります。

次の、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の療養給付費等に係る納付金でありまして、3 億 7,740 万 2,000 円で、この特別会計のメーンをなすものでございます。

なお、この納付金は、県広域連合保険料等総額が 162 億 176 万 7,000 円でありますので、当市賦課総額を県内市町村賦課総額で除した割合は 2.329388%になるものであります。

財源内訳は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金であります。

2、歳入でございます。

まず、後期高齢者医療保険料ですが、これは被保険者から徴収する保険料でございますが、ただいま御説明申し上げました歳出財源内訳の後期高齢者医療保険料と同額の 3 億 1,348 万 5,000 円であります。

なお、保険料は、所得割が 7.14%、均等割が 3 万 8,760 円で、広域連合が算出したものであります。

次の、繰入金は、一般会計からの繰入金で、一般会計事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の合計額 7,651 万 1,000 円であります。

以上でこの資料の説明を終わります。

次に、予算書の御説明を申し上げます。

資料 8 の 171 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 976 万 8,000 円は、後期高齢者医療事務に要する経費でございます。これは、経常経費のほか、13 節委託料は、後期高齢者医療事務システム保守管理業務委託料及び後期高齢者医療事務委託料として 1 名分の人件費に係るものであります。

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目徴収費 174 万 4,000 円は、徴収事務に要する経費で、いずれも経常経費でございます。

次の 175 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目予備費は 108 万 6,000 円であります。

次に、169 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料は、先ほどの資料で御説明申し上げましたので省略させていただきます。

2 款 1 項 1 目督促手数料は科目設定であります。

3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金 1,259 万 4,000 円は、歳出の一般管理費と徴収費及び予備費に係るものであります。

2 目保険基盤安定繰入金 6,391 万 7,000 円は、被保険者の保険料の軽減分に係るもので、低所得者分と被用者保険被扶養者分であります。

4 款 1 項 1 目延滞金、2 項 1 目預金利子、3 項 1 目雑入はいずれも科目設定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○中村委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○中村委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○竹谷委員

今回のものを見ますと、保険料と保険基盤安定繰入金、全額を結果的に連合会にやって、その他の経費は全部一般会計で補えというふうに拝見するのですけれども、そういう見方でよろしいのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

端的に申し上げまして、そのとおりでございます。

○竹谷委員

県のこの事業に対する繰入金はどのような状況になっているのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

県の広域連合に対しましては、国から入ってまいります。私たちの方の特別会計では、被保険者からいただく保険料を、全部私の方を経由して広域連合に上げると。

また、先ほどお話しありました保険基盤安定負担金については、被保険者の保険料の減額分が主なものでございまして、そのお金の 4 分の 3 が、先ほどの話とちょっと矛盾しますが、県から入ってまいります。それに 4 分の 1 を市の一般会計を加えまして、4 分の 4 として広域連合に納入するものであります。

○竹谷委員

そうすると、この会計システムを考えると、何もそういう、入れたり出したりする必要はないのではないかと。県サイドで全部やるような方向をとって、この会計にかかわるものについては、県サイドでそれなりの事務費なりを各市町村に執行しながら、事業を進めていくというやり方にすることが、この広域連合をつくった意味合いではないかというふうに思うのですけれども、そういうのは事務方では議論になっていないのですか。

これ見ますと、二重三重のいわば行政のデメリットを持つ仕組みになっているのではないかというふうに思うのですけれども、今、行政改革、行政改革と言われているときに、なぜこういう二重三重の手間をかけるような仕組みをつくっていかねばいけないのか、若干私疑問を感じるようなところがあるのですけれども、その辺は事務方の意見交換の中ではどのようになっているのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

事務方の意見交換の中で、この会計が存在してきたわけではありませんで、国、いわゆる厚生労働省の方から、今回、国から県の方の会計はこういう枠でつくりなさい、市町村の特別会計はこういう枠でつくりなさいというひな形が示されまして、その示された内容に基づいて、県及び各市町村がこのような予算の組み方になっているものでございます。

○竹谷委員

では、国とかかわる問題ですから、この辺は、やはり担当の市長なり副市長、事務方のことまで目は届かない問題もあるし、いろいろあるわけですが、事務方としてそういう問題点を、やはり私は上げるべきでないのか。そして、国の制度の改革に持っていくべきだと思うのです。

一方では交付税を外して、地方財政を危機にして、一方ではこういうもので地方財政の一般財源を活用させるという制度は、私はおかしいと思います。

ですが、これは国の制度がそうなっているのだとすれば、これは私は市町村でどう考えるかわかりませんが、そういう改善を私はしていく姿勢を持つべきではないかというふうに思うのですけれども、担当課に聞いてもしょうがないと思うので、その辺、市の首脳の方々はどうのような見解を持っておられますか。

○鈴木副市長

これは、後期高齢者については、今度新たに制度化されたものでありまして、細部までよくきっちりまだ固まっていないというのが実情だと思うのです。

その中で、今、竹谷委員が言われた、国と地方との関係、そういったことについては、広域連合の中のそれぞれこの事務方以外の、いわゆる管理者層での会議等もございまして、制度がきちんと見えてきた段階で、当然そういったことは議題になってくると思いますので、そういった機をとらえて、十分我々としても訴えてまいりたいというふうに思います。

○竹谷委員

そうじゃなく、固まってしまったら終わりなのです。今が、はっきり言って、半分、半額免除にしようということになっていますね。6カ月間、何だかそういうふうな政府で見解を出しましたね。であれば、今の時期なのです、こういう制度を、今がやらなければいけない。今が、この1年以内にそういう制度を改革していく運動を起こさないと、決まってしまうと、何だかと一緒なのです。なかなか大変になってしまいます。何とかという、また政府になってくると、また何とかというものが裏にまた出ますので、その前にこういうものは地方から声を出して、改善をしていくという姿勢が大事だと思うのですけれども、ひとつ、ここでどうしろと言っても、なかなか見解出ないと思いますけれども、その辺も踏まえて検討していただきながら、そういう大きな幹事会なり、管理者会議があるのであれば、多賀城としてはこういう意見がありますということ、そういう場でひとつ発言していただきながら、各市町村の意見をまとめて、宮城県の後期高齢者はこうやっていくのだ

と、いや、国の方にこういう問題を申し入れていくのだという、ステップにすべきだというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木国保年金課長

先ほど私の説明の中で申し上げましたように、県から一応市の方に入って、同じ県では違いますが、広域連合に戻す、そんなシステムは確かにございます。

それで、先ほどお話しいただきましたけれども、後期高齢者を担当する課長の会議がございます。そういう席で、行ったり来たりではなくて、もう少し早く集める方法もあるので、そちらの方をぜひ採用してくれと。この関係ぐらいいは、固まってしまうたら直せない範囲ではないと思いますので、その辺は検討を進めてまいりたいとそのように思います。

○竹谷委員

課長、政治はそういうものではないのです。多賀城市のように、本当に柔軟な発想でやってくれる国なら、いろいろな問題は起きないのです。族とか何とかという、新聞には出ないですよ。その前にこういうものは、地方分権時代ですから、その前に声を上げていって、改善していくことが、私は長年政治を見てきた一人として、大事ではないかというふうに思いますので、それはあと見解はいいですから、ひとつ市長、副市長、その辺も事務担当とも十分打ち合わせしていただきながら、ぜひそういう方向で動いていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○佐藤委員

この制度に関しては、いろいろかに非道な制度かというのは、何回か折に触れ紹介してまいりましたが、いよいよ4月1日から始まります。お金も1万5,000円以上の人は、もう無理やり年金から引かれるということで、1万5,000円というか、1万5,000円だけで暮らしている人はどのぐらいいるのかわかりませんが、引かれて、その生活に困る人が、困るであろうなというような人がどの程度いるとか、そういう分布状態というか、そういうことは調べていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

端的に申し上げますと、細部までは至っておりません。なぜかと申しますと、4月1日から始まる制度でございまして、それ以降、入っている方、そして入っている方でも途中から抜けていく人もあるかと思えます。また、今現在は74歳の方が、やがて入ってきます。非常に流動的なわけでございます。

そんなこともあって、なかなか算出が困難である、そのような理由があって、詳細な点はまだはじいていないと、そのような状況でございます。

○佐藤委員

国会の方には、見直し法案、廃止法案を4野党でもう提出してあります。廃止になればいいなというふうに思うのですが、とりあえず今生活している高齢者ですが、本当に1万5,000円から引かれるということは、あしたの食事にも困るというような状況が発生しないとも限らないという意味では、どのように気を配っていくのか、そういうところで考えているところがありましたら。

○鈴木国保年金課長

一般的な例として申し上げますと、今、国保に入っている方が、後期高齢者医療制度に入った場合、現在の保険料よりも後期高齢者医療制度の保険料の方が少し下がります。それで、実際窓口で負担する費用は同じでございます。ですから、今話した方々にとって、大変な制度であるとはちょっと私思いません。

ただ、大変な点は少しあります。それは、今現在社会保険の扶養家族になっている方々です。この方々は今保険料を出しておりません。でもやがて生じます。その方々については、大変な制度であるなという認識はございます。

が、しかし、この制度が設けられたときには、同じ老人間で片方は1割分をみんなで拠出し合っている、社会保険の扶養に入っている方々だけは出さないと、それでは均衡を失するのではないかというような思いもあって、現行のような制度に固まってきたように私は聞いています。

○佐藤委員

今現在、現局面では、今よりはひどくならないであろうということはあるようです。しかし、このことが国会の行方によってどうなるかわかりませんが、お年寄りの生きる権利まで奪うことのないようなそういうところから配慮をしていくというか、窓口でも気を配っていくべきだというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○藤原委員

今話題になりました社保の家族ですけれども、半年は無料でしたか、残りの半年が5%、ちょっと、ずうっと、それでいつから本則徴収になるのか、ちょっと詳しく教えてください。

○鈴木国保年金課長

ただいまの件ですが、半年間が無料でございます。その次の半年間が10分の1でございます。その後1年間が2分の1でございます。3年目からは普通の状態に戻る、そのような内容でございます。

○藤原委員

それから、保険基盤安定繰入金なのですけれども、これと国保と同じだと理解していいのですね。国保は7割、5割、2割減免でしたか、それは自動減免でしたか、申請減免ではないですね。

○鈴木国保年金課長

考え方は国保と全く同じでございます。

それで、今、申請減免の話をちょっと最後に言われたので、お話ししたいのですが、7割、5割が自動的、2割は今まで申請減免でございました。それが今度改められまして、2割も事務方でできるようになりましたので、7、5、2すべてを状態でもって減免できるようにこの平成20年度からやっていくと。国保と後期高齢者医療制度の保険基盤安定基金につきましては、考え方は同じでございます。

○藤原委員

それから、説明会のときに、ちょっと説明を受けて安心した記憶があるのですけれども、例えばお年寄りが2人いまして、1人が後期高齢者、1人が国保に残った場合、何か調整措

置がありますね。あれは当面の間ではなくて、ずうっとああいう制度をつくられるのですか。当面の間の暫定措置なのですか。

○鈴木国保年金課長

その事由が変わらない間という感覚で覚えていただきたいと思います。その家庭に、例えばだれかが転入して、もっと家族がふえたとか、中身が変わるとまたちょっとややこしくなるわけでございまして、また、1人が後期高齢者がいて、1人が残っても、その人がまた75歳に到達して、2人とも後期高齢者に行ったりする場合もございます。ですから、まあケース・バイ・ケース、ただ、現状には対応した状況にはなっていると、そのように理解していただきたいと思います。

○藤原委員

私が聞いたのは、例えば国保の方にいたとしても、それは75歳になれば、どっちみち後期高齢者に行くのだけれども、いわゆる国保の方と後期高齢者の方で家族が二つに分かれた場合に、その調整する措置というのはずうっと続くのかと。それとも社保の家族のように、扶養家族のように、6カ月、6カ月、1年、3年目からそういう調整措置はなくなるというふうなことになるのか、そういうことを聞いたのですが。

○鈴木国保年金課長

現在知り得ている情報では、5年間という頭打ちがございます。

○藤原委員

そうすると、5年たったら、例えば、その片方が後期高齢者で、片方が国保に残ってしまったと。そうすると、後期高齢者の方はいわゆる資産割だとか、そういうのもないと。ないのだけれども、要するに残った人の方が、世帯割のことを平等割と言っていますね。平等割だとかいろいろあって、重い負担になってしまうわけですね。国保に残った人の方が。それも5年間だけの措置だと。その後については、申しわけないけれども、重い国保税を払ってくださいというようなことに、なってしまうということになるということですか。

○鈴木国保年金課長

現状では、ただいま委員がおっしゃったとおりでございます。

○柳原委員

まず、今までの国保では、資格証明書というのは、老人の場合は発行していなかったと思うのですけれども、今度後期高齢者の場合は資格証明書はどうなるのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

原則的に、滞納が続きますと、資格証明書は発行する、そのような制度になっております。

ただ、それはむやみやたらにやるわけではございまして、県の段階で統一した見解を持ちたい、そのような形で事務方では話し合いを進めているところでございます。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 31 号 平成 20 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○中村委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算

○中村委員長

次に、議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算を議題といたします。

- 収入支出一括説明

○中村委員長

それでは、収入支出一括説明を求めます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 9 の 57 ページをお開き願いたいと思います。

業務比較表から御説明申し上げます。

平成 20 年度の予算編成に当たり、この 1 年間の業務の基礎となる予定量をあらわしたものでございます。

業務の予定量は、平成 19 年度の実績をベースに算定しております。

給水区域内人口 5 万 6,386 人、給水人口 5 万 6,379 人と見込み、平成 19 年度と比較して 402 名の減であります。給水戸数 2 万 1,852 戸、97 戸の増、普及率 99.99%で見込んでございます。年間総配水量 633 万 8,225 立方メートルで 6 万 2,749 立方メートルの減、1 日平均配水量 1 万 7,365 立方メートルで 124 立方メートルの減、内訳は、仙台分水 5,000 立方メートル、仙南・仙塩広域水道 1 万 2,000 立方メートル、岡田自己水源 365 立方メートルであります。次に、1 日最大配水量 1 万 9,960 立方メートルで 145 立方メートルの減、年間総有収水量 592 万 2,437 立方メートルで 5 万 7,353 立方メートルの減、有収水量率 93.44%で 0.04%の増を見込んでございます。次に、職員人数 27 人、昨年同様 27 人でございます。供給単価 302 円 0 銭で昨年同様でございます。給水原価は 293 円 06 銭で 20 円 53 銭の減でございます。これは市川配水池耐震化修繕、マッピングシステム導入及びコンビニ収納サービス開始などが完了したことによるものでございます。仙

南仙塩広域水道受水費 133 円 98 銭で、平成 19 年度より 2 円 94 銭の増、これは受水量減少に伴うものであります。仙台分水受水費 125 円 72 銭で、24 銭の増加、これは上河原地区暫定分水の使用料の増でございます。

次に、次の下の表で、費用構成及び給水原価調べを御説明申し上げます。

人件費 2 億 2,070 万 3,000 円で、昨年度より 84 万 4,000 円の減、職員人数 26 名で平成 19 年度と同数です。動力費 1,113 万 1,000 円、11 万 9,000 円の増、これは森郷配水池に夏場の高温による次亜塩素酸ナトリウムの劣化を防止するため、管理施設にエアコンを設置するための動力費の増であります。薬品費 173 万円で 5 万 7,000 円の減、受水費 6 億 6,046 万 5,000 円、仙南仙塩広域水道よりの 1 万 2,000 立方メートル、仙台分水 5,000 立方メートル、上河原地区暫定分水に係る受水費であります。次に負担金 1 億 5,657 万 2,000 円、仙台分水に係る設備負担金であり、平成 19 年度と同額です。修繕費 3,164 万 5,000 円、7,447 万 3,000 円の減、市川配水池耐震化修繕、庁舎外壁修繕完了による減でございます。減価償却費 2 億 5,638 万 3,000 円、284 万 5,000 円の増です。支払利息 1 億 9,980 万 1,000 円、891 万 5,000 円の減、これは起債充当率の効果であります。その他物件費 1 億 9,722 万円、4,561 万 1,000 円の減、これはマッピング、料金システムの導入完了に伴うものであります。費用合計 17 億 3,565 万円で、前年度対比 1 億 3,956 万 1,000 円の減で、大幅な費用削減となっております。マッピングシステム導入、料金システム導入、コンビニエンス収納システム導入、市川配水池耐震化修繕等完了に伴うものであります。

次に、欄外の米印に記載のその他につきましては、1 の、安定給水確保のための配水ブロック化基本計画書の策定業務委託、2 の、災害対策として危機管理マニュアル策定及び末の松山浄水場の耐震化設計業務委託、3 の、安全な水を供給するための末の松山浄水場バイオアッセイ設置工事を行うものであります。

次に、58 ページから 64 ページまでは、予定損益計算書等の内訳が記載されておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、資料 4 の 29 ページをお開き願いたいと思います。

平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算でございます。

第 1 条は、総則です。

第 2 条は、業務の予定量で、(1)から(3)までは、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

(4)の、主要な建設改良事業は、配水管整備事業で 2 億 859 万 4,000 円を予定しております。配水管改良事業は 7,923 万 6,000 円でございます。

次の、第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。

収入第 1 款水道事業収益 19 億 6,671 万円。

これに対する支出第 1 款水道事業費用 18 億 2,216 万 2,000 円でございます。

次に、30 ページをお願いいたします。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。

中段の、収入、支出から御説明申し上げます。

第1款資本的収入 10億 5,311万 4,000円。

支出 14億 8,863万 3,000円。

その結果、上段の部分の括弧書きであります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4億 4,169万 3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,332万 8,000円、当年度分損益勘定留保資金 2億 6,347万円、建設改良積立金 1億 6,489万 5,000円で補てんするものでございます。なお、当年度発生する水資源開発負担金 588万円につきましては、積立処分といたすものでございます。

次の、第5条は、債務負担行為でございます。パソコン借上料 97万円で、期間及び限度額を示したものでございます。

次に、31ページでございます。

第6条は、企業債でございます。第2条で御説明申し上げました主要な建設改良事業を行うための起債で、2億 859万 4,000円のうち、1億 400万円を借り入れするもので、下の9億 3,780万円、これは公的資金補償金免除繰上償還制度に伴う平成20年度分で、いずれも借り入れ利率を5%以内と定めるものであります。起債の方法、償還の方法については記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金で、借り入れ限度額を 5,000万円と定めるものです。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合の項目を定めたもので、営業費用、営業外費用、特別損失については流用ができるということでありまして。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めたもので、職員給与費 2億 2,882万 9,000円、交際費 20万円でございます。

第10条は、たな卸資産購入限度額を定めたもので、その限度額を 1,228万 6,000円と定めるものであります。

次に、資料8の 193ページをお開き願いたいと思います。

平成20年度多賀城市水道事業会計予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出で、収入から御説明いたします。

1款水道事業収益 19億 6,671万円、1項営業収益 19億 6,262万 9,000円、1目給水収益 18億 7,800万 4,000円です。これは水道料金で有収水量 592万 2,437立方メートルに供給単価 302円と消費税を掛けたものでございます。

2目加入金 3,718万 5,000円で、新設、増設等の加入金で 361件を見込んでございます。

3目受託工事収益 22万 7,000円は、給水装置工事収益 12件分で 22万 6,000円、その他受託工事収益 1,000円を見込んでございます。

4目その他営業収益 4,721万 3,000円は、給水工事申し込み等手数料 734件で 318万 3,000円でございます。次の材料売却収益の 1,000円は科目設定でございます。下水道負担金は、下水道料金の徴収に伴う負担金 23万 1,000件分 4,244万 7,000円、下水道排水設備等申請受け付け 1,518件分 8万 2,000円を見込んでございます。雑収益は督促手数料 150万円でございます。

2項営業外収益 407万 8,000円でございます。

1 目受取利息及び配当金として預金利息 1,000 円は、科目設定でございます。

2 目雑収益 6 万 8,000 円で、不用品売却収益 1,000 円は科目設定、その他雑収益 6 万 7,000 円で、土地使用料としての土地貸し付けに伴う収益でございます。

3 目他会計負担金 400 万 9,000 円で、庁舎使用料、下水道会計負担金でございます。

3 項特別利益の 3,000 円につきましては科目設定でございます。

○長田工務課長

それでは、支出について御説明申し上げます。

194 ページをお願いします。

1 款水道事業費用 18 億 2,216 万 2,000 円、1 項営業費用 15 億 8,841 万 4,000 円、1 目原水及び浄水費で 9 億 7,018 万 8,000 円の予定額でございます。

給料から法定福利費につきましては、職員 2 名分の人件費となります。

旅費から通信運搬費までは経常経費のため省略いたします。

次に、195 ページをお願いします。

委託料 7,685 万 7,000 円は施設維持管理費としまして、末の松山浄水場の運転管理の委託 5 件で 6,334 万 4,000 円、各施設の機械保守点検委託 6 件で 542 万 4,000 円、法上の水質検査等で 808 万 9,000 円からの費用となっております。

次の、手数料から賃借料までは経常経費のため省略いたします。

修繕費 459 万 3,000 円は、主に末の松山浄水場におきます送水ポンプ 3 台の修理 282 万円、その他の機械修理 7 件からの費用となっております。

動力費 1,137 万 3,000 円は、各井戸での揚水及び浄水場での水処理に要する電力料金となっております。

薬品費 55 万 2,000 円は、水処理に要する薬品購入代でございます。

負担金 1 億 6,440 万 3,000 円は、仙台分水に係ります釜房ダム設備負担金でございます。

受水費 6 億 9,348 万 9,000 円は、仙台分水から 1 日当たり 5,000 立方メートル、仙南広域水道につきましては 1 万 2,000 立方メートル、上河原暫定分水につきましては 4 立方メートルからの基本料金及び従量料金から成っております。

食糧費、保険料は省略いたします。

2 目配水費で 1 億 2,999 万 3,000 円の予定額となっております。

給料から手当、次の 196 ページの、法定福利費までは、職員 9 名分の人件費となっております。

旅費から通信運搬費までは省略いたします。

委託料 2,415 万 5,000 円の主なものといたしましては、各配水池におきます機械及び電気工作物等の保守点検に要する費用に 307 万 5,000 円、漏水調査業務委託に要する費用 594 万 3,000 円は、森郷系の漏水調査を行うもので、調査戸数が 1 万 2,000 戸、管路延

長 117 キロメートルを予定してございます。危機管理対策マニュアル策定業務に要する費用 793 万 8,000 円は、近い将来、高い確率で予想されております宮城県沖地震などの大規模地震や風水害の自然災害に対し、迅速かつ的確に応急対策が可能となる具体的な行動マニュアルを策定するものでございます。

手数料、使用料につきましては省略いたします。

賃借料 196 万 6,000 円は、主に工事積算システム器具の借上料として 126 万 8,000 円からとなっております。

次に、197 ページをお願いします。

修繕費 2,163 万 8,000 円の主なものは、公道内におきます給配水管の漏水修理費用に 1,141 万 4,000 円、それに施設修理といたしまして森郷第 2 配水池の屋根改修に 945 万円をあわせて計上してございます。

路面復旧費 378 万円は、公道内修理に係る舗装復旧費となります。

動力費は省略いたします。

薬品費 126 万 5,000 円は、森郷配水池におきます薬品代でございます。

負担金から保険料は省略いたします。

3 目給水費で 2,021 万 3,000 円の予定額でございます。

備消耗品費から印刷製本費までは省略いたします。

委託料 1,569 万 5,000 円は、検満となります量水器 3,084 個の交換業務に 859 万 1,000 円、それに夜間における修繕受付業務委託で 526 万 6,000 円、マッピングシステムデータ補正業務委託として 183 万 8,000 円を計上してございます。

賃借料と修繕費は省略いたします。

4 目受託工事費で 21 万 1,000 円の予定額でございます。工事費 1,000 円は科目設定でございます。

5 目業務費につきましては、管理課の方から御説明申し上げます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

次の、5 目業務費 1 億 943 万 3,000 円は、水道料金調定、徴収及び検針等に要する経費でございます。

給料から、198 ページの法定福利費までは、職員 7 名分の給与費でございます。

旅費、被服費、備消耗品費までは、経常経費のため省略いたします。

次の、印刷製本費 148 万 8,000 円は、水道料金納入通知書、検針のお知らせ票等の印刷代でございます。

通信運搬費 460 万 6,000 円は、納入通知書、督促状等 8 万 9,520 件の郵送代を見込んでおります。

委託料 1,637 万円は、転出・転入に伴う 5,483 件の開閉栓業務委託、検針・徴収事務委託と検針システム機器保守点検に要する委託料でございます。

次の、手数料 1,907 万 8,000 円は、20 万 400 件の口座振替手数料と 3 万件のコンビニ
収納取扱手数料、29 万 1,000 件の検針手数料を見込んでございます。

賃借料 600 万 9,000 円は、自動車 2 台の借り上げ、検針用ハンディターミナル 19 台の
借上料、料金システム機器借上料、マッピングシステム機器借上料でございます。

修繕費、保険料については省略いたします。

次の、6 目総係費 9,816 万 9,000 円は、事業活動の全般に要する経費であります。

給料から法定福利費までは、管理者と職員 7 名分の給与費でございます。

旅費から次のページの広告料までは、経常経費のため省略いたします。

次の、委託料 351 万 3,000 円は、庁舎清掃、庁舎警備、冷暖房用等分 10 件分の委託料で
ございます。

次に、手数料、使用料については、経常経費のため省略いたします。

賃借料 335 万 1,000 円は、財務会計システム機器の借上料が主なものであります。

修繕費 681 万 8,000 円は、庁舎窓等修繕費が主なものであります。

交際費から食糧費につきましては省略いたします。

負担金 595 万 3,000 円は、市の電算使用負担金や市役所へ支払う総務管理負担金等でご
ざいます。

次に、201 ページの、保険料につきましては省略いたします。

7 目減価償却費 2 億 5,638 万 3,000 円は、平成 20 年度分の有形固定資産減価償却費であ
ります。

8 目資産減耗費 382 万 3,000 円のうち、たな卸資産減耗費 1,000 円は科目設定でありま
す。固定資産除却費 382 万 2,000 円は配水管等の除却費でございます。

9 目その他営業費用 1,000 円は科目設定であります。

2 項営業外費用 2 億 2,702 万 9,000 円であります。

内訳といたしまして、1 目支払利息 1 億 9,980 万 1,000 円で、企業債利息 1 億 9,951 万
3,000 円と、平成 20 年度一時借り入れ予定 5,000 万円の借入利息 28 万 8,000 円でご
ざいます。

2 目消費税及び地方消費税 2,722 万 7,000 円は、納付予定金でございます。

3 目雑支出 1,000 円は科目設定であります。

3 項特別損失 651 万 9,000 円。

内訳といたしまして、1 目固定資産売却損 326 万 4,000 円は、使用不能メーター 20 ミリ
から 75 ミリまで 857 個の量水器売却に伴う売却損でございます。

2 目過年度損益修正損 20 万円は、水道料金の過年度還付でございます。

3目その他特別損失 305万 5,000円で、平成18年度分で247件の不納欠損処分 305万 4,000円と災害復旧費 1,000円、科目設定でございます。

4目予備費 20万円でございます。

○長田工務課長

次、202ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

初めに、収入で、1款資本的収入で10億 5,311万 4,000円の予定額でございます。

1項企業債で10億 4,180万円でございます。

1目配水管整備事業債1億 400万円は、支出におきます配水管整備事業費2億 859万 4,000円の50%を企業債として借り入れるものでございます。

2目借換債9億 3,780万円は、公的資金補償金免除繰上償還借換債に係る借り入れでございます。

2項1目他会計負担金497万 9,000円は、配水管整備で生じます消火栓の新設改良7基及び防火水槽給水工事1基に係る一般会計からの負担金でございます。

3項1目水資源開発負担金617万 4,000円は、宅地分譲、集合住宅など16件分を見込み計上してございます。

4項1目有形固定資産売却代金16万 1,000円は、不要となった量水器の売却代金でございます。

次に、203ページをお願いします。

支出について御説明申し上げます。

1款資本的支出14億 8,863万 3,000円、1項建設改良費2億 9,384万 5,000円、1目配水管整備事業費2億 859万 4,000円の予定額でございます。

給料から法定福利費までは職員1名分の人件費でございます。

旅費から印刷製本費までは省略させていただきます。

賃借料145万 4,000円は公用車及び工事積算システム器機等の借上料でございます。

修繕費、保険料は省略いたします。

工事費で1億 9,816万 7,000円の予定額となっております。工事内容につきましては、後ほど議案関係資料等で改良工事事業とあわせて御説明申し上げたいと思います。

2目配水管改良事業費7,923万 6,000円の予定額でございます。

委託料2,022万 3,000円と、次のページの、工事費5,901万 3,000円につきましても、後ほど御説明申し上げたいと思います。

3目量水器購入費で549万円は、給水装置に係ります量水器13ミリから75ミリまで1,218個の材料購入代でございます。

4目その他で52万5,000円は、災害用備品等の購入費でございます。

2項1目企業債償還金11億9,458万8,000円は、政府債及び公庫債に係る繰り上げ償還を含みます元金償還金でございます。

3項1目予備費として20万円を計上してございます。

済みません。恐れ入りますが、資料9の、議案関係資料をお願いいたします。

これの最後のページになります。65ページ、66ページをお願いします。

平成20年度の建設改良事業について御説明申し上げます。

箇所図も添付してございますので、あわせて御参照願いたいと思います。

初めに、配水管整備事業費ですが、先ほど整備事業債で御説明申し上げましたように、事業費2億859万4,000円の2分の1を起債充当しまして、老朽配水管の更新、あるいは管末におきます残留塩素不足の解消を図るためのループ化工事を予定してございます。

工事件数、工事場所、口径等につきましては、記載のとおりとなっております。

更新管路に当たりましては、漏水や濁りの発生しやすい塩ビ管、鋼管あるいは老朽化しています铸铁管を対象としており、より一層安全な水を安定的に供給できるように努めるとともに、あわせて管路の耐震化を図ってまいります。

次に、配水管改良事業でございますが、設計委託で4件予定してございます。

電気防食に係る調査委託、これは管路の腐食状態を調査するもので、下馬第1踏切ほか3カ所を予定してございます。

高平減圧弁室移設実施設計業務ですが、当該の減圧弁の保守点検は年2回の保守点検と、それに減圧弁の使用頻度から、5年サイクルで分解しているところでございますが、作業に当たって、著しく支障を来すことから移設するもので、理由といたしましては三つございます。

一つは、現在の減圧弁室には排水施設が設けられていないため、濁りの発生するおそれがあること。

二つ目は、バルブを操作する、あるいはそれを指揮監督しますノウハウのあるベテラン職員が間もなく退職すること。

三つ目に、市道拡幅、今現在行われております踏切拡幅工事が終わりますと、施設自体が道路センターに位置しまして、安全性の確保が難しくなることなどの、今後の維持管理の面から、現在ある場所から上流側、中央公園、そちらの方に移設します実施設計を行うものでございます。

次に、末の松山浄水場浄水池耐震化実施設計業務でございますが、平成14年に行いました水道施設の耐震化診断に基づき耐震化するものですが、案としましては、現在施工中の市川配水池修繕と同じような桝打ちコンクリート工法で検討しておりますが、昨年、末の松山浄水池の清掃の際、内部を点検したところ、劣化が著しく、これは上スラブといまして、天井が爆裂しまして、コンクリートの中性化によって一部鉄筋が腐食膨張して、コンクリートがはがれる。鉄筋が露出している状態。また、側壁や仕切り壁にはっきりした亀裂が発生しているなどの、想像以上の傷みが進んでいることから、貯留量の確保、あるいは土地利用の観点から、再構築の設計を行うものであります。

次に、配水ブロック化基本計画書策定業務その1でございますが、本市の現在の配水方式は、森郷配水池、市川配水池、天の山配水池から配水していきまして、すべての管路が接続されていることから、完全ブロック化がされていない状況であります。

ブロック化の利点としましては、管末へ監視機器の設置が適正にでき、水運用情報、これは流量、水圧、流高、水質の把握が容易になること、また、水圧管理、水質管理、水量管理が十分でき、それに伴いまして、直結給水の管理が容易になる。

また、ブロック間の相互流通を図ることによって、災害や事故等への対応が容易になることなど、多くの利点があることから、その1では、既存送配水施設の現況調査、将来的な見直し、配水分析、それに現況管網の評価などから抽出された課題について整理・検討し、費用対効果の高い具体的な整備事業計画を立案するための基本調査を行うものであります。

次に、管布設の配水管改良工事は、ふくそうして埋設されております個人給水管の統合、あるいは使用戸数に対し、口径不足により水圧低下している給水管を、配水管として布設がえするものでございます。

施設整備で7件予定してございます。

初めに、電気防食工事ですが、前年度行いました管路の腐食調査の資料をもとに、配水管の電気防食を施し、管路延命を図るもので、鴻ノ池水管橋ほか2カ所を予定してございます。

次に、末の松山浄水場の残留塩素計及びろ過制御盤更新、岡田集水場気中開閉器更新、岡田水源1号井インバーター更新の4件につきましては、耐用年数を超える老朽化から、設備の更新を行い、施設の強化を図るものであります。

次に、森郷配水池薬品室冷房装置設置工事は、水道水は塩素消毒しておりますが、特に夏場の気温変化に伴って、消毒用次亜塩素酸ナトリウム中の塩素濃度が上昇しますと、水道水へ塩素酸が多く含まれることが明らかになったことから、ことしの4月から塩素酸が水質基準項目へ追加されるのを受けまして、次亜塩素酸の適正な管理を行うため、森郷配水池の薬品室に冷房装置を設置するものであります。

次に、末の松山浄水場バイオアッセイ設置工事ですが、当事業体は、水質検査を外部委託している実態から、岡田水源や末の松山浄水場、これは凝集沈澱池であります。毒等が投入された際、即時に水質の異常を監視できない状況にあることから、新たにテロ対策の一環として、生物、これはヒメダカを用いますが、そういうものによって、水道水への毒物混入を24時間連続監視装置バイオアッセイを導入するもので、より安全な水を安心して飲んでいただけるように努めていくものであります。

消火栓等は、配水管整備事業に合わせて消火栓改良7基、防火水槽への給水装置改良1基分に係る工事費を計上してございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

ここで休憩いたします。再開は午後4時35分です。

午後4時25分 休憩

午後4時37分 開議

○中村委員長

再開いたします。

休憩前に説明は終わっております。

● 収入支出一括質疑

○中村委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○昌浦委員

資料9の57ページ、まず基本的なことからちょっとお聞きしたいのですが、この業務企画表の27人の職員数、これは管理者も含めてですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

管理者を含めて27名でございます。

○昌浦委員

それでは、資料8の196ページ、委託料なのですが、休日等修繕業務委託、これは読んで字のごとしなのでしょうけれども、具体的にどういう委託なのでしょう。

○長田工務課長

土・日、祝祭日の日中に、お客様の方から、漏水とか、あと故障して何かしても水が出ないとか、そういったときに、委託先は多賀城の管工事業協同組合の方に委託してございまして、日中そういった電話が入った場合、これは市役所の警備員の方に連絡が入るわけなのですが、それが入りましたら、その当番をしている管工事業組合の方で現場に行き、お客様の方に行き、その日できれば修理をしたり、あと公道内で修繕があれば、修理するとか、そういった休日当番をやっていただく内容でございます。

○昌浦委員

それでは、逆の質問なのですが、本管が破損して、大量の水があふれている場合を想定してください。そのときは、職員などが行って、応急処置などに当たられるのでしょうか。

○長田工務課長

本管、大きい漏水なども、昨年ありました。そういうときは、当然、うちの方の職員全員が出て、そのバルブ操作をしたり、濁りとかそういった対策を講じてやってございます。当然修理は自前でできないので、管工事業組合の方に当番している業者に来ていただいて、組合、市職員、合わせてそういった漏水工事に当たってございます。

○昌浦委員

今、自前でできない云々というふうにおっしゃったのですが、職員はそういう技術力は持っていないということとイコールなのでしょうか。

○長田工務課長

ベテランの職員、ノウハウを持っているそういう職員は、大きいといえますか、昔は職員などでもちょっとやっていたという話を聞きますけれども、今現在は直接現場の方でやっていませんし、技術、ノウハウは持っていますけれども、市、水道部として現場は、そういった機械も持っていないので、そういった形で組合の方に移譲しているのが大きいです。

○昌浦委員

これは、なぜ今質問したかといいますと、2月18日の議案第14号でも、私同じような質問をしているのです。形を変えて質問させていただきます。

というのは、仙台市でも、隣の塩竈市でも、一朝事あるときは、自分たちの組織内ですべてのことをやっているのです。工事から含めて復旧まで。いわゆる組織内ですべてを賄える自己完結型の組織なのです。いわば技術力のある技術者を職員としてずうっとキープしているというような状態の水道組織なのです。

しかるに、本市の水道部は、今お聞きしたところ、いわゆる技術者の方たちが、いわゆるそういう専門職の方が、先ほどの説明でもあったのですけれども、専門職の方がおやめになる云々とおっしゃいましたね。説明のときに。それから、あと、技術屋さん、市長部局の方に何年かいると、異動していませんか。この辺、どうなのですか、そういう状況にあるのかどうかだけ。

○長田工務課長

確かに、人事異動に伴いまして、水道職員が、水道で育った職員が、市の本庁に行ったり、あと、私のように本庁から水道部に来たりした、そういった交流はあります。

確かに、委員が言いますように、水道の技術というそういったものは、なかなか維持するのは大変だというふうには私は思っています。

○昌浦委員

いわゆる水道の技術職と一口に言っても、浄水の方とか、あるいは配管とか、物すごくそれぞれ専門性を帯びているのです。技術屋さんは、やはり水道事業、これがいわゆるほかの技術職と違う一大特色だと私は認識しているのです。

それで、一番古い職員の方は何年なのでしょう。水道にずうっとおられると。そして、何をやってらっしゃるのか。上位3人お答えください。

○長田工務課長

勤務年数までちょっと今わかりませんが、確かに3人おります。生え抜きで2人、全然水道から異動しない方が2人。あと、一時本庁の方に異動しまして、また戻ってきたという職員、すべて50歳を超えております。

○昌浦委員

実は私、上位3人と言ったのは、大体そういう人だろうと想像したので、上位3人なのです。何年かというわけでなくて、生え抜きがお二人とおっしゃいましたね。これがやはり水道には大事なことだと私は思うのです。その方の能力は、決してよその本庁の方の技術屋さんとしてやっていくかもしれないけれども、例えば継ぎ手とか、マッピングシステムなどもそうでしょう。ちょっと、何といえますか、水道管の設計というのは特殊ですね。それを覚えるだけでも大変なのです。工業高校を出てこられた方であったにしても。実は

私、そういうことをちょっと見させていただいていたので、わかっておったのですけれども、いわゆる水道という、自治体の中では特殊性を持った事業の職員は、かなりの年数を水道に携わって、ようやく一人前というか、わかるわけです。

それで、冒頭、私聞きましたね。自己完結型なのですかと言いましたら、ないのだというお話ですね。これはやはり水道という特殊な職業では、いわゆる途中で技術者が、本庁から出向されていて、また出向で帰ってくるとか、そういうものではないような気がするのです。いわゆる経験則に照らし合わせて、技術を磨いていくという職種ではないのかと思うのです。

そういう点で、そのことに対して人事担当部局はどのようにお考えでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

おっしゃられることは理解はできるのですけれども、現在、こういった形で職員を将来に向けて絞り込んでいくという状況の中で、例えばこういった経験をどんどん重ねていって、技術者を養成するというふうな形については、なかなか困難なのではないだろうか。

こういった部分については、やはり外部の、民間の会社の方々にお任せをする方向が、多分選択肢なのかなというふうな感じに思っております。

○昌浦委員

確かにそういうお考えはあるかもしれませんが、しかし、一朝事あった後と、何回も私言っていますね。間に合わないでしょう、それでは。一番最初にライフラインの水道の復旧が一番急務ではないですか。私、8.5などを経験しているのですが、職員が集まらなかったのです。自分の家が水につかっているのですから。その逆もありますけれども。民間企業の方に頼むといっても、一番最初に自分の生活ですよ。やはり使命感を持って、大もとの避難所の中でも、ここのところだけは確保するとか、あるいはバルブとめたときに、どこまで水圧が影響して、どこまでとめればいいのかという判断ができる職員、こういう職員が水道にはいなければならないと私は思うのです。

その辺をもう一度、私は専門職としての自負を持った職員の育成というものを視野に入れた人事、これは必要ではないですか。どうでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

繰り返しになるかと思えますけれども、なかなかそういった形で、いわゆる本当にその道一筋というふうな形で、技術を持った方を組織の中に、将来に向けて抱えていくというのは、大変難しい話だと思います。

ですから、確かにそういった形は理想形なのかもしれませんが、民間とのその協力や何か、そういったものもきちんと視野に入れた上で、対応が図れる体制をとっていくことが、多分ベターな選択かというふうに思います。

○昌浦委員

では、質問を変えましょう。水道管理者を置くときに、技術の継承というふうに理由づけがあったのです。管理者を置いて、技術を継承するのだと、資料に出ています。それはどういうふうに通っていくのか、どなたかわかる方。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

技術の継承については、今お話しされたように、我々だけでできない部分があるということで、それらについては総務の方ともいろいろ協議をしながら、今でも技術的な職員について、新規採用とか、途中で採用してもらったりして、その辺については技術を継承できるような形をとっておりますが、また今後におきましても、やはり管理者を筆頭にしながら、総務の方ともいろいろ協議をしながら、進めていかなければならないだろうというふうに考えております。

○昌浦委員

それでは、いわゆる企業ですね、水道は。今度は管理者が、11対9で管理者を置くようになったようですから、水道独自に職員採用の道はどのようなのでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

今までもそうですけれども、今後もその方向には変わりはないと思っております。

ただ、選択肢としては、水道部として人を採用するということは可能だと。

○昌浦委員

ちょっとよくわからないのです。水道部として独自に職員採用は不可なのですね。可なのですか。可なのね。

私はなぜ聞いているかということ、企業会計ですから、組織というのはやはり人事採用等を含めると、ようやく一人前なのです。ですから可なのですね。わかりました。

それで、やはり私は、本人が希望すれば、その職に定年というのか、一応定年ありますね、そこまでしてもらっても構わないと私は思うのです。水道一筋、「多賀城市の水道はおれがわかっているのだ」、そういう専門性を持った職員、あるいは、逆に言えば、例として妥当かどうかわかりませんが、考古学を専攻して入所した職員は、考古学を生かすような職種ですずっと定年まで働いてもらったらいいのではないのかと、私はかねがね思っていたのです。どうも多賀城市はその辺は、どこか別な部門の方に異動されたりんだり、まあ本人の経験、スキルというのですか、それを上げるためなのかわかりませんが、あるのですね。もう今、どのようなのでしょうか。スペシャリストの養成というものも視野に入れておかなければ、水道という一つの、いわゆる本当に、ほかとはちょっと比べようもないと言ったらおかしいですけれども、表現としていいのかどうかわかりませんが、非常に専門性を持った技術屋さんの集団なのです、水道は。その点はどのようなのでしょうか。次長ですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

これも考え方だと思っておりますけれども、結局、組織の中にそういった方だけがおるといふような形になったときに、果たしてその人が、例えば何かの故障があつてとかというふうな場合には、その対応ができなくなってしまうのではないだろうか。

それから、その人の立場といいますか、将来的な地位をどういうふうな形で保障してやるかというふうな部分も出てこようかと思えます。

ですから、今、人事的なその考え方、方向性としては、やはり人がどんどん減っていくということを前提にしますと、いろいろな業務分野に、ある程度広く知識を持った職員を養成していこうと。その中で、いろいろな分野の仕事ができるような形の職員を、組織として育てていくと。その方向が、多分多賀城市が将来に向けて選択していく方向なのではないかというふうに思っております。

○昌浦委員

では、最初に戻ります。まず、私は水道一本やりとって、その人の立場云々とあなたおっしゃったけれども、その方の下の方たちに、技術を継承していけば、その人が何もいなくなっても、下の方たちがちゃんと覚えていればできるのです。ですからその心配は要りません。

それから、もう1点、最後に聞きます。最後でもないですが。やはり水道技術者の技術職としての採用をして、そこで一生を、一生ということはないですが、公務員人生を全うするということは可能なのですか、それでは。

○内海総務部次長(兼)総務課長

それは可能だと思います。あくまで任命権者サイドの考え方で、その辺の位置づけは可能だと思います。

ただ、やはりその技術を伝承するというふうな、先ほど委員の方からもお話がありましたように、やはり伝えていくと、そして次の人が出てきて、またローテーションでかわっていくと、そういうふうな形で動かしていけば、組織そのものはうまく回っていくのだろうと思うのです。

ですから、技術の伝承云々も含めて、そういった方向で組織的に対応していくというふうなことが必要なのではないだろうかというふうに思っております。

○昌浦委員

どうも堂々めぐりですから、私と認識がちょっと違うのではないかとそう思うのですけれども。

先ほど言ったベスト3、上位3人、この方たちが抜けたとき、水道部としてはその技術をちゃんと伝承されて、伝承というのでしょうか、その方たちの持っているものを、ちゃんと継承する職員がいるかどうか、では最後に。

○長田工務課長

大変なことは大変でございます。ただ、そのためにも、やはり若い職員に来ていただいておりますので、その方、職員に対して、個別に毎日現場に連れて行って、我々が一番懸念するのが、バルブ操作なのです。バルブ操作の、何ですか、持っている人の勘、何回もそれを経験値で体験して、初めてそのバルブが操作できるものですから、そういったものを、今、その若い職員の方々に日夜、つきっきりで別な職員が教えているような状況になっております。

ですから、本来であれば、もっともっと時間があればいいのですけれども、あと5年もすると、今の3人の方、特に一番知識を持っている、ノウハウを持っている職員がやめてしまうと、その辺はなかなか苦しいかと思っておりますが、日夜そういった形で、若い職員たちを鍛えていると言うと、おかしいかもしれませんけれども、そういった形ではやっているつもりでございます。

○中村委員長

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

○昌浦委員

今をお聞きになりましたか。水道というのはバルブという圧力がかかっているのです。これの操作を間違えると大変なことになってしまうのです。今、まさに水道の課長が答弁したとおりなのです。5年、10年というのではないのです。ですから、水道の特殊性というものをやはり考えた人事というものを構築していかなければならないし、今、私の質問を聞いていただいて、やはり企業としての技術職の独自の採用方法というのも視野に入れて検討してください。

よろしいですか。いわゆる総体的にいろいろな人が、いろいろな経験値云々というのではないのです、水道は。そこを御理解いただかないと、私質問しても意味はないでしょうから、要望にとどめておきますけれども、いわゆる水道の技術者というのは、一朝一夕にはできないのだということです。今まさに、現場の生の声で御答弁いただいたのです。この辺をしっかりと胸におさめていただいて、それこそ現場主義なのでしょうから、現場のことは現場できちんとお考えいただきたい。

このことは、この間の2月18日の質疑の中で、私の身内、水道とか水道局にいっぱいいるのです。その人たちとたまさか会うときがあって、いろいろ話をしたら、「水道というのは生易しいものではないぞ」と言われたわけです。「どういうことなのだ」と聞いたら、「ああ、こういうことがあったのか」と。ですから今質問したのです。

その辺で、ひとつ水道の特殊性というものを認識した人事、これをお考えいただきたいと、要望にとどめておきます。（「ちょっと関連」の声あり）

○竹谷委員

大変、昌浦委員の質問を聞いて、なるほどなど。私ももともと技術屋さんですので、思い出しまして、私も水道の配管から全部配管できます。それをやるには、一人前にやるには10年かかります。バルブ開閉などというのは、これこそ大変です。一丁間違えれば爆発しますから。それだけ、長田課長はよくわかっていると思いますけれども、それだけこの種の技術屋というのは重要なのです。

ですから、今3人おられた。その後続く人が5人なり6人いて、ローテーションを組んでも、ある程度やるようにしておかないと、先ほど言った業務委託で事を済ませようということは、業者ですからいいですけれども、それを指示して、的確に、責任を持ってやらなければいけないというのが、そこにいる職員ではないかと思うのです。

そのノウハウもない職員がいても、間違えて操作した場合に、「いや、職員が立ち会ってやったのだから」ということで、その職員、市役所に、水道に責任が来る。実際に下水道事業で丸山ポンプ場での問題があった。あれは工事中だから、ああいうふうになったかもしれない。あれが今、昌浦委員がおっしゃったようなことで問題が起きたとすればどうなるのか。ですから、技術の継承というのは大事だと、私は思っていますけれどもいかがでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

竹谷委員のおっしゃるとおりであると思います。

○竹谷委員

だから、そういうのであれば、今までの水道事業所の人事管理というのはどうしてきたのか。3人しかいない。そして5年たてばそういう方々が全部やめてしまう。退職してしまう。

それに後を継ぐ人がいない、切れる、こういう人事管理をなぜしてきたのかというのが問われるわけです。私はそう思うのですけれども。

私は、それはあなたに問えばいいのか、こちらに問えばいいかわかりませんが、水道事業所として単独で雇用体制は持たないという基本方針で、市が来たとすれば、市の人事担当がどう思っているのかということになるのではないかと思います。当然市長が管理者を兼務しているという状況から見ても、その辺を、水道事業所の人事というものを、どういうスタンスでやってきたのかということ、私はきちんとその辺は整理をしておかないと、問題があるのではないかとこのように思うのですけれどもいかがでしょうか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

今、竹谷委員がおっしゃるような部分も確かにあるわけなのです。採用それ自体も、やはり全体をにらんだ形での職員の採用というような形で、水道に対しては、そういったこともあって、職員の配置も技術職の職員を配置している部分もございます。若手の職員です。

ですから、まるっきりそういった部分について配慮してこなかったということではなくて、そういったことも意識した上で、全体のそのローテーションの中でうまくそういったものが回るようにしてまいりたいというふうに思っています。

○竹谷委員

そうなってくると、この間、私も言いましたけれども、きょうちょっと資料を置いてきたのですけれども、あなたたちが出した人事異動の基本方針、あれと相反してきますね。最高で5年間、以外は回しますと、特殊な部署については、少なくとも技術の継承として、こういう特殊事情があるということをおそこに記載をしていなかったら、人事基本政策としてはおかしいのではないかと、このように思うのですけれどもいかがですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

あの方針を決めたというのは、結局、職員が、例えば自分の業務の幅を広げるというふうなことを考えたときには、より多くの分野の仕事を経験させないと、より高いレベルで仕事ができるようにならないというふうなことを前提として、形をつくったということです。

確かに、部分、部分によっては、非常に特殊な業務があるということについても、それはわかっているその話で、原則はこういうふうな形で定めたというふうな状況です。

ですから、必ずしもこれをきちんとというふうな形にはならない、要するにいろいろな事情があって、動かす予定が動かすことができないというふうな部分もあろうかと思えますけれども、ただ、組織全体を眺めてみれば、そういった原則で対応していかないと、なかなか全体として調和が保てないというふうな状況です。

○竹谷委員

いや、それはわかるのです。全体から見て。ですけれども、その中に1項目つけ加えておくことが必要だったのではないですかと、私は言っているのです。

いいですか。私は反対した立場ですから、何だかんだ言えないのですけれども、あなたたちは管理者を置くときに、大量退職に伴う技術の継承という、これをうたっています。今、あなたの答弁を見れば、5年間という枠を固めていながら、管理者に技術の継承をすることをやれといても無理でしょう。そこに矛盾が来るのです。管理者に責任があるとすれば、少なくとも市の基本方針の中に、1項、特殊技術的なものについては、このものにこだわらないと、その事情によっては、これにはこだわらないという一筆を入れておいてもよろし

いのではないのかと言っているのです。技術の継承からいけば。私の過去の経験から言っても。余りにもコンクリート固めみたいな感じの基本方針をつくり過ぎたのではないのか。だから、1項そこに入れてもいいのではないのかというのが、私の提言なのです。そうでないと、管理者が技術の継承をするといってもできないですよ、それが多賀城市の人事の基本ですから。それを逸脱することをやったら大変なことです。と思うのですけれどもいかがですか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

今ここで明確にお答えがちょっとできない部分もあるうかと思えますけれども、その辺につきましては、今の御指摘も踏まえて、上司の方と相談してみたいとは思っています。

○竹谷委員

きょうはそこまでしか答弁できないでしょう。気持ちはわかります。だから、無理押ししていろいろなことをつくらうとすると、ひずみが出てくるのです、だんだん。だんだんそういうのが出てくるのです。

いや、私も、この休日等の修繕業務等委託、こういうのは、まさかこういうものでないと思っていたのです。何か問題があれば、その技術者がつながっておって、いつでも行けるものだと思っていた、私自身。それが、聞いたら、そうでないような状況なので、これは大変なことだと思ったのです。

ですから、やはりそういう点は現場とよく話を決めていかなければ、問題が出てくるのではないかということ指摘しながら、今、昌浦委員の要望もありましたけれども、私の意見も耳に入れながら、総体的に、技術の継承というものは、そんなに生易しいものではないということ肝に銘じてやっていたかできなかったら、問題があるのではないかと。そういう意味で、その辺を指摘しておきたいと思えます。

いいですか、次の質問して。いいですか。（「はい、どうぞ。どのぐらいですか」の声あり）次に私は、今、予算説明を受けました。平成20年度で大きな事業としてあるものは、資料9の57ページの下にある、その他という、ここに1、2、3がありますけれども、これが20年度の大きな主体的業務ではないかというふうに見ておりますが、そういう見方でよろしいですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

57ページの、その他の物件費ですか。一番下ですか。米印のその他の部分でございますか。申しわけありません。

これらについて、そのとおりでございます。

○竹谷委員

そうあれば、このことは、今の体制でも経常業務でやっていけるというぐあいに私は見ております。そういうふうに見ておりますがいかがですか。

○長田工務課長

ここでやっているのは、委託関係、業務委託が主なので、これらにつきましても、やはり先ほど来からお話ありますように、やはりノウハウを持っている職員を入れまして、例えばその配水ブロック化、いろいろ多賀城はそれなりの地域性というのですか、特性を持っていますので、そういった水道の持っているノウハウを、その配水ブロック化の基本計

画の中に、若手職員もベテラン職員も入れて、きちんとそういった形をつくって、将来の多賀城の水道の基本的なものをつくっていくとか、そういった計画部門は結構ありますので、平成 20 年度はそういったものでしっかりやっていきたいと思います。

あと、工事に関しては、バイオアッセイなのですけれども、これは工事ですけれども、これにつきましては、ある程度そういった施設自体が構築されておりますので、今の体制でやっていきたいと思います。

○竹谷委員

そうですね。これは今の体制でもやれますね。技術者の継承は、先ほど言ったように、人事の問題ですね。そういうことで、ある程度人事を緩和してもらえば、継承できる体制はつくれるというぐあいに私は認識するのですけれども、そういう認識でよろしいですか。

○長田工務課長

そのとおりです。

○竹谷委員

それでお聞きしたいのですが、管理者を平成 20 年度から設置します。管理者を設置して、新しいものとしてこれだとなれば、管理者を置かなくともやっていける事業だということを確認しました。あえて管理者とは言わない。「今の体制でやれるのではないですか」と。「やれる」と。あとは、継承は人事問題でしょうと言いましたら、人事問題だということはわかりました。

そうすると、本来であれば、この新年度のものに、水道管理者の設置について、こういうことをやらなければいけないというものを、少なくとも我々に説明したのものについて、今年度平成 20 年度の方針、それから今後 4 年間の方針として明らかにするのが、今回の予算委員会の役割ではないでしょうか。私はそのように思いますけれどもいかがでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

管理者の設置については、前にもお話ししたように、今までも事業そのものは行ってきましたが、今後、水が売れない時代が到来する、そのほか、この前もお話ししたように、いろいろな案件が出てくる、そこで、経営をさらに安定化させるために、専任の管理者を置くということで提案させていただいたものですから、それらを、もちろん、さらに水が売れなくなってきている時代に、それを長期的に安定的にやっていくには、やはり専門の経験、識見を有した方に軸足を経営の方に移していただく、それらもありますし、あと技術的な問題もいろいろあって、それらを専門的に、統括的にやっていただくために管理者を設けたということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○竹谷委員

理解できないから聞いているのです。少なくとも、最低でも、今年度の、先ほどいろいろ事業をお聞きしました。森郷の問題も言っておりますね。森郷の整備もしなければいけない。いろいろやりますね。なぜ森郷にあってはテロ対策は入らないのですか。テロ対策の管理体制はなぜ入らないのか。いいから、次長、まだ待っていて。そういうことは 1 行も触れていない。

老朽化した設備工事、今度の配水管整備、それは出ている。大規模地震の耐震化、末の松山浄水場に耐震工事をやると出ている。いいですか。管理者がいなくても、今の体制でもできるお仕事ではないですかと私は言っているのです。前のことを掘り返すわけではない

ですけれども、余りにも説明しているのと、実際に予算が出てきて、こういうものが出てきているのと、余りにも違い過ぎないかということです。

少なくとも整合性のある予算計上、そして平成 20 年度、これからの水道事業の計画的なものも、ここに網羅されてしかるべきではないのかと私は思いますけれどもいかがでしょうか。それは、あなたは事務方ですから、大変答弁しにくいところもあると思いますけれども、決まったことに私は何だかんだ言うのではなく、少なくともそういうものはここに載ってこなければいけないのではないかと、私は思うのですけれども。管理者、いかがでしょうか。

○菊地市長

私の方から答えさせていただきます。

私も詳細、管理者は管理者でございますけれども、こんな中身まで、非常に詳細までには私自身わかりません。はっきり言いまして。だから管理者を置くのです。だから管理者を置くのですよ。人事問題、言いましたけれども、これだってどのくらい必要なのか、ころころ変わられたら、人事問題配慮できません。なぜ多賀城が今 27 人と、昌浦委員がおっしゃいましたけれども、塩竈どのくらいいますか。たしか五十何人ですよ。そのとおりですよ。半分以下です。人口的に同じでも、面積が違う、給水量が違うかもしれませんけれども、そのくらい多賀城の先輩たちが本当に改革に改革をずうっと続けてきた、その証左だと私は思っております。

そして、先ほど、万が一の地震の場合はどうするのですかという話がありました。御存じないですか。管工事組合と、万が一の場合はということで、締結したのを御存じないですか。そういうことで、それなりに委託をしているわけでございます。ですから、その辺の御理解もいただかないと、私は問題解決できないのではないかと。腰を据えて、管理者にやっていただくのです。ですから、ここで大きなことが載っていないじゃないかと言われました。管理者いない状態で今までの体制でどこにできますか。これからやっていくのです。それを御理解いただきたい。

○竹谷委員

私、今、市長の答弁聞いていて、そういう発言を聞くとは思っていなかった。27 人の問題、私は一つも言っていない。私は一つも言っておりません。（「昌浦委員が」の声あり）だって私の質問に答えたのでしょうか。（「関連づけて言ったのでしょうか。ちょっと待ってください。昌浦委員の関連で竹谷委員が言ったのでしょうか」の声あり）はい。ちょっと休憩。休憩。

○中村委員長

では暫時休憩いたします。

午後 5 時 19 分 休憩

午後 5 時 32 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

○森 委員

再開の冒頭に、先ほど私の不規則発言があったことについて、おわびして訂正していただきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○中村委員長

ただいまの発言、野次ですね、野次に対しては、不規則発言でありますので、会議録からは削除いたします。以上であります。

再開いたします。

○竹谷委員

今、森委員からそういうお話がありましたので、多少いろいろありますけれども、そういうことでおさめておきたいと思います。

やはり、発言というのは、発言内容をよく聞いて、もし問いがあるのであれば、手を挙げて質問された方がよろしいのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、管理者である市長から、私が申し上げたことについては、細かいところまでわからないので、今回載せられなかったと。記載できなかったということでありました。そういう認識でよろしいでしょうか。

○菊地市長

そのことも含んでいるでしょうけれども、私自身が、市長として、要するに管理者を置くようになったということは、その専門では私はございません。なかなか深いところまでは知り得ない、ですから4年任期の管理者を置いて、私が、あのときも申し上げましたように、4年では済まないだろうと。恐らく8年はかかるだろうなというふうな思いでございまして、人事から何から、それも含めて、管理者にやっていただきたいという思いでございまして、御理解いただきたいと思います。

○竹谷委員

そうしますと、先ほど来言った人事の枠の問題についても、管理者の意向を十二分に聞きながら、技術の継承も行っていくという姿勢で臨んでいきたいというふうに思ったと。

ただ、今年度については、予算編成をするときに、管理者が決まっていなかったもので、管理者設置についてのいろいろな課題については、平成20年度の当初予算の課題としては記載することに相ならなかったと。

今後は、こういう問題についても、十二分に研究しながら、計画的に多賀城の水道のあり方についても、はっきりとした方針を掲げて進めていくのだという意気込みだというふうに解しておいてよろしいでしょうか。

○菊地市長

そういうふうな方向で、管理者にしっかりとお願いしていきたいと思います。

○竹谷委員

ひとつ、私はこれから一、二年、いろいろと水道事業所の内容については、いろいろとチェックをしながら、その都度意見を申し上げていきたいというふうに思っておりますので、そういう意味で、この質問について終わります、平成20年度の当期利潤については、1

億 3,000 万円というぐあいに予算上は出ているというぐあいに理解しておいてよろしいでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

余り私ばかり質問してもしょうがないので、あともう 1 問で終わります。あと 2 件ほどあるのですけれども、いいですか。

○中村委員長

今、佐藤委員が手を挙げて……。その前に相澤委員が手を挙げておりましたので、まず相澤委員にやっていただきます。（「そうですか。わかりました」の声あり）

○相澤委員

資料 8 の 196 ページ、委託料についてお聞きいたします。漏水調査業務委託、たしか説明のときに、森郷系 1 万 2,000 戸という説明をいただいたと思いましたが、まず、それによろしいでしょうか。

○長田工務課長

そのとおりです。

○相澤委員

そのいろいろな系統があるのでしょうかけれども、1 万 2,000 戸というと、相当比率は高い方だと思うのですが、それぞれの系は何年ごとに、どれぐらいの間隔で漏水調査するのでしょうか。

○長田工務課長

確かに平成 11 年ころまで、各配水池系統、ですから森郷系、市川系、天の山系、そういう 3 ブロックで漏水調査をやっておりましたが、現在はその森郷系と、あと市川、天の山、これを一緒にしまして、隔年で漏水調査をやってございます。

○相澤委員

そうすると、森郷系の 1 万 2,000 戸というのは、全体のうちの大体何%ぐらいになるのでしょうか。

○長田工務課長

配水量でいきますと、五十八、九%ぐらいですか。

○相澤委員

その調査した後で、漏水が発見されると思うのです。そのときに、市民の側での漏水に対する負担率というのはどれぐらいになりますか。

○長田工務課長

済みません。もう一度ちょっとお願いします。

○相澤委員

漏水がわかると思います。漏水調査するのですから、漏水がわかるために調査するのだと思います。そのときに、例えば、私の家で引いている分の中で、漏水したとすれば、私の家で負担しなければならないわけですね。漏水した分の水道料も含めて。ですけれども、それ以外のところは、市民の負担にはならないのではないかと思います。ですけれども、それでいいのですか。

○長田工務課長

そのとおりでございます。

○相澤委員

それで、その場合の市民の側が負担する割合というのはどれぐらい、今までの実績ではどれぐらいになっていましたか。

○長田工務課長

個人で負担していただくのは、そのまるっきり宅内の中です。メーター以降くぐった分。その分は個人負担になります。件数的には、鋼管とか、あとそういった古い管が結構まだ存在していますので、年に三、四件ぐらいはそういった形では出てきています。

○相澤委員

前に市民相談をいただいたときに、相当の金額を払わなければならなくなったのだという方がいらっしゃったもので、現実にはそういうふうには漏水、漏水していても、自分の敷地に入っていれば、自分で負担するのだと、今のお話ですと、そのような感じがします。そういう方がもうこれからどれぐらい出てくるのかと、こういう調査をすると。その辺がちょっと心配だったのでお聞きしているのです。その辺がわかれば、もうちょっと教えていただければありがたいのですけれども。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

調査に限らず、例えば毎月、漏水というのは発生するものですから、検針関係などで見つかる場合がございます。その場合には、平均3カ月間の平均使用料をとって、その2分の1は減免いたしております。（「はあ、ありがとうございます」の声あり）

○佐藤委員

57ページの、災害対策、先ほどから技術の継承も含めてですけれども、何かあったときには、市内業者と災害復旧の提携を結んでいるというお話でしたけれども、何か地震、具体的に言うと地震とかそういう大きな地震のときに、多賀城だけでなく、御近所全部そういう被害に遭うわけですね。塩竈から利府から、七ヶ浜から。そういうときに、各自治体では、町内に住む人たち、あるいはその地域に住む管工業者と契約はそれぞれ結んでいるのだと思うのですが、そういう中で、多賀城が結んでいる業者さんは、多賀城の復旧作業を最優先でやってくれるのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

多賀城市内にある管工事業協同組合とは、災害時の協定は結んでおりますので、そちらが最優先で市内の災害の復旧に当たっていただくような形になります。

○佐藤委員

どこも重大な事態を招いたときに、自分たちのところで足りないとすれば、近隣の業者に手配するわけですね。そのときに、多賀城に業者がいなくなったという事態は起きないのかと思ったのです。

そうしたときに思い出したのが、輪島の地震対策のその後を、去年行ったときに、輪島では、自前の技術者さんを、どの程度抱えていたかちょっと詳しいのは忘れてしまったのですが、いて、そしてその人たちが、もう一目瞭然で、どこの場所でどうだというと、もうあそこはあだからこうだからということで、走って行って、本当に復旧に多大な貢献をしたというふうにおっしゃっていました。

そういうことでは、やはり、塩竈が五十何人で、多賀城が今 27 人で、半分の人数なのですが、技術の継承というところでは、やはり重要なことではないのかというふうに思って聞いていたのですが、ということですね。そういう思いを投げかけて、終わります。（「答弁は要らないですね」の声あり）はい。

○藤原委員

一つは、資料 9 の 58 ページなのですが、先ほど竹谷委員からも指摘ありましたが、平成 20 年度の純利益は 1 億 3,092 万 9,000 円の見込みだと。

それで、去年は臨時的な支出が非常に大きかったわけです。マッピングシステムと市川の配水池の修繕で 1 億 1,000 万円でした。

それで、費用としては、17 億 4,242 万 5,000 円、これが大体通常のベースの費用なのだというふうに受けとめているのですが、その理解でいいのかという問題です。それが 1 点。

もう一つは、他会計補助金、慣例で当初予算はゼロにしているのですが、実質的な平成 20 年度の見込みはどうなのかと。いわゆる高料金対策の補助金なのですが、20 年度の実質的な見通しはどうなのかという点ですが、お答えください。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

済みません。1 点目ちょっと聞き漏らしたのですが、済みません。

○藤原委員

1 点目は、費用の 17 億 4,242 万 5,000 円というのは、多賀城市の水道部の通常の費用なのだと、これが。17 億 4,000 万円というのが、大体通常の費用総額なのだというふうに理解していいのかと。平成 19 年度は、特別に臨時的な支出が多かったわけですね。ですから、17 億円の前半という数字が、費用の通常の総額なのだというふうに受けとめていいのですかということです。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

仰せのとおりです。

あと、高料金対策補助についてということであるのですが、国の方の基準が変わらなければ、恐らく平成 20 年度も高料金対策団体に該当するだろうというふうには見ております。

○藤原委員

そうすると、多分まあ近い数字が来るだろうけれども、かたく見積もって計上していないのだと。そうすると、決算段階では 2 億円ぐらいの黒字になるかなと、そういうふうな感じがいいのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

2億円になるかどうかはわかりませんが、その部分は確かに国の基準、何回もしつこいのですが、国の基準が変わらなければ入ってくるだろうというふうな想定はしております。

○藤原委員

あと、宿題の点幾つかなのですけれども、一つは、水道部で使っているコンピューターの体系がよく見えないのだと。一般会計のときもちょっと問題にしたのですが、一体水道部でどういうコンピューターのシステムになっているのかと。一般会計の分を貸してもらっているのはどの部分なのかという、その、いわば水道部で使っているコンピューターの全体像をちょっと説明してほしいのですけれども。概略でいいのですけれども。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

市役所の方から借りている部分というのは、水道料金の納付書を打ち出しする部分とか、あと、そのほか住基関係の調べるものの関係で、平成20年度は90万円の予算を上げております。市役所から借りているコンピューターを利用するというので、90万円を上げております。それは先ほども言ったように、納付書の打ち出し、あと督促状の打ち出しとかというふうな関係でございます。

あと、そのほか、新たに平成19年10月から、コンビニエンスストアから利用できるような形になった関係で、ハード部分については借り入れている部分もありますし、積算系の関係のコンピューターの一部分も借りております。そういうような類のものでございます。

○藤原委員

それにマッピングシステムが加わったのだということですか。要するに、資料8の200ページに、財務会計システム借上料の300万6,000円というのがありますね。この財務会計システム借上料300万6,000円というのは、そのコンビニなども使えるようにしたものなのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

200ページの、財務会計システム借上げについては、普通の伝票を打ち出ししたり、試算表をつくったりというふうなもの財務会計の関係でございます。市役所から借りている機械とはまた別でございます。

○藤原委員

ですから、全体を言ってくれと。全体像を説明してくれと言っているのです。何だか小出しで、よくわからないのです。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

では、予算の内訳の方で御説明申し上げたいと思います。まず、資料8の195ページでございます。大きく分けると、財務会計と料金システム関係と、マッピング関係と、あと設計積算の機械を借り上げているということで、4点でございます。

○藤原委員

それで、もう一つの宿題ですが、ソフトとマッピングシステムは資産ではないのかという提起をしていましたね。最後に、市長から、きちんとした説明をするようにしたいのだと

ということがあったのですけれども、それはどういうことになったのかということなのですが、どうですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

では、櫻井参事の方から回答させます。

○櫻井管理課参事

前回御指摘のありました、藤原委員の方から、マッピングシステムについては資産ではないかと。長年使えるのではないかと、1年じゅう使えるのではないかとというような御質問等がございました。

それで、私どもの方で、日本水道協会の方に確認をさせていただきました。いわゆるマッピングシステムの予算計上については、どのようにしたらよろしいかと。今、こういった質問があるのだけれども、どうなのでしょうかとということで、確認をいたしました。

その際に、研究開発費等に係る会計基準というのが提示されました。それによりますと、「いわゆる試験研究費、開発費、そういったものは、いわゆる資産の計上が任意となっている。また、コンピューターの発達による高度社会進展の中で、このソフトウェアの制作過程には、研究開発に当たる活動が多々含まれている。ソフトウェアについての明確な体系基準が存在せず、各企業において個々の会計処理が行われており、会計基準の整備が望まれていた」というようなことで、研究開発等に係る会計基準というのが定められたようでございます。

基準の目的といたしまして、「ソフトウェア制作過程における研究開発の範囲を明らかにするとともに、ソフトウェア制作費に係る会計処理全体の整合性の観点から、研究開発に該当しないソフトウェア制作費に係る会計処理についても明らかにすることにした」と。我々が借りているようなソフト、我々が今回入れたようなソフトウェアのことでございます。

「そのソフトウェアの制作費は、その制作目的により、将来の収益との対応関係が異なること等から、ソフトウェア制作費に係る会計基準は、取得形態別ではなく、制作目的別に設定することとした」ということで、研究開発費に該当しないソフトウェア制作費の会計基準を、制作目的別に定めるに当たっては、いわゆる販売目的のソフトウェア、それから受注生産のソフトウェア、あと、今回うちの方でやったような自社利用のソフトウェアに区分をしたようです。

それで、自社利用のソフトウェアの会計基準の考え方ですけれども、「将来の収益獲得または費用削減が確実である自社専用のソフトウェアについては、将来の収益との対応等の観点から、その取得に要した費用を資産として計上し、その利用期間にわたり償却を行うべきと考えられる。したがって、当該ソフトウェアの取得に要した費用を、資産と計上することとした」ということになっております。

「また、独自使用の社内利用ソフトウェアを自社で制作する場合、または委託により制作をする場合には、将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められる場合を除き、費用として計上することができる」ということで、見解が示されています。

それで、今回、日本水道協会の方に確認したところ、マッピングシステムは収益獲得または費用削減がなく、導入することにより利便性の向上であり、費用として計上するという指導を得てございます。

一番最初に申し上げましたとおり、藤原委員がおっしゃったように、ソフトウェアについては、一般的には資産、いわゆる無形固定資産ということの考え方を示されておりましたけれども、今回、私どもの導入したマッピングシステムにつきましては、あくまでも利益の獲得、費用の削減、そういったことがなく、いわゆる利便性の向上ということから、3条予算での計上ということを指導されたところでございます。

○藤原委員

つまり、ソフトは一般的には資産になるのだと。だけれども、マッピングシステムについては、直接収益の向上だとか、そういうこと、あるいは人員削減等の費用減につながらないので、こういう場合には費用になるのだという指導を、全国水道協会から受けたということですね。

○櫻井管理課参事

そのとおりでございます。

○藤原委員

それはそれで、去年の春からずっと問題にできてきて、ここに来て、そういう指導もあったということで、これでそういうことですかということにしたいと思うのですけれども、ただ、それでもまだ私、若干疑問があるのです。例えば電話の加入権などを、資料9の63ページ、無形固定資産の中に電話の加入権だとか、地役権とか書いています。例えば電話を例にした場合、電話それ自体は、水道の収益には直接関係しないですね。要するに、電話をかけて、うちの水道を使ってくださいとやるわけでもないし、やはり管を引いて、飲んでもらって、収益が上がるし、費用もかかるということになってますから。それから、ソファ等についても耐用年数6年となっています。ソファを買ったからといって、応接室を立派にしたからといって、収益が上がったり下がったりするものではない。だけれども耐用年数で6年と決まっていると。

ですけれども、システムの永久使用権だけは、1,000万円以上もお金を出したのに、無形固定資産に計上されないというのは、やはり私は違和感といいますか、何かなかなか納得できないのです、そこが。まあ、これはこれで上に相談した結果ですからいいことにしますけれども、私の疑問について、答えられる範囲で答えていただきたいのですけれども。

○櫻井管理課参事

なかなか難しいので、うまく答えられるかどうかあれなのですけれども、おっしゃった電話加入権、これは当時NTTからですか、お金で買い取っております。それも、最近は売れなくなりましたけれども、そういったものは売れるというようなことで、うちの財産なのかというふうにも考えられるのではないかと考えております。

ただ、今、そのほかの考え方なのですけれども、うちの方とすれば、回答にならないかもしれないけれども、一応上位の水道協会の方に確認させていただいて、最初、資産ではないというような答弁を申し上げましたけれども、その辺につきましては、ソフトウェアについては無形固定資産という計上でやるのだということがわかりました。その辺については非常に申しわけなかったと思っております。

○藤原委員

それではいいです。これ、私、なぜちょっと不愉快な思いをしたかということ、去年の春から問題提起をしているのに、真面目に検討をされているような感じがしなかったのです。

この間ずっと。ただ、この間、随分いろいろな各方面に問い合わせをして、その点については深めていただいたという点で、もうこれ以上、これは上部団体の指導でもあるので、これについては触れません。

ただ、1点、この答弁はどうもこのままではまずいのではないかと。去年の12月の柳原委員に対する市長の答弁の中で、天明先生の回答書を読み上げているのです。何と言っているかという、「マッピングシステム導入業務についてですけれども、電子化により新たな機能が加えられるのであれば、資産性が認められ、資本的支出の予算として計上することは可能である。しかし、今後の作業利便性が多少高まる程度であれば、資本的支出と認めることは難しい」、今後の作業利便性が多少高まる程度だから、資産でないのだというふうに指導を受けたのだと言っているのでしょうか。

そうすると、余り役にも立たないのに、余り便利になるわけでもないのに、4,000万円ものマッピングシステムを導入することにしましたと。余り役に立たないけれども、予算を認めてくださいという話になってしまうのですよ、これですと。

こんな回答をされて、議会の側が、「ああ、余り役にも立たないけれども、高い買い物なのですね。はい、わかりました」と、これはちょっと、そういうことはすんなりと、「いいでしょう」というふうにはならないのです。この答弁のままでいいのかどうかという問題なのですけれども。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

改めまして、天明先生の回答につきましては、我々、天明先生に対して説明不足があったということで、藤原委員初め、あと柳原委員には大変不愉快な思いをさせたということで、おわびを申し上げたいと思います。

我々も注意して先生の方にお話をしたつもりだったのですが、ちょっと説明不足なところがあったということで、御理解いただきたいと思います。本当に済みませんでした。

○吉田委員

一つ伺いますが、資料9の56ページの関係なのですが、いわゆる水管橋の電気防食にかかわることです。この本年度の予算の中では、鴻ノ池橋、それから念仏橋、橋本橋と三つの橋の水管橋について、電食防止の工事を行うということでありますが、これはこれとしてよくわかるのですが、多賀城が大量に、いわゆる水を引いている仙広水の関係です。ずうとこう水管橋があり、布設工事業を計画されてからもう相当な仙広水は、実は導水管についての年月を経ているわけですが、知り得る範囲で、仙広水の導水管などにおけるいわゆる電気防食の実態などは心配ないのかどうか、知り得る範囲で御説明賜ります。

○長田工務課長

今の御質問でございますが、電食防止そのものは、ちょっと私もまだ把握してございません。

ただ、耐震化、以前にも委員から仙南・仙塩広域水道の耐震化はどうなっているのだという御質問がありまして、それを調べたところ、既に、たしか平成18年からですか、橋台・アバットとかそういったものの耐震管、耐震化と言うのですか、そのぶれというのですか、ダンパーといいまして、振動を吸収するような装置などをつけて、耐震化をやっているのを現に確認してございます。

○吉田委員

それについては以前お伺いして、概略私も説明をいただいていたのですが、改めて電気防食の関係について、本当に仙広水は大丈夫なのかなと、実はちょっと心配をする旨の話なども漏れ伺った経過が、他にあった経過があるものですから、この際聞いておこうかと思って立ったわけではありますが、そんな話題などは、県の方から伺っているような状況下にはないですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

直接的には、電気防食ということではないのですが、仙南・仙塩広域水道では、平成19年度と20年度にかけて、老朽化した施設をプロジェクトチームをつくりながら、なおかつ仙南・仙塩広域水道から受水を受けている17市町の代表者を交えながら、それらの計画を入れていくというふうな話は聞いておりますが、具体的にどういうふうな内容かというのは、ちょっと承知しかねております。

○吉田委員

なるほど。わかりました。老朽化しつつある施設が部分的には見受けられるというような状況下にあるのでしょうか。今の話を伺うと。そんなような状況下にあるので、対策的な取り組みについて考えておられるという事態なのだろうと思います。

これは膨大な施設ですから、いざその工事などに取りかかるとなったら、大変な、まあ費用も労力も、それから用地も要するというようなことなので、これはもう本当に念には念を入れて、何かの折があったら、それらの問題について、いわゆる保全上、心配ないのかどうか、どんな状況にあるのか、そして、今お話を伺ったようなことの内容について、どの程度のことであるのかというようなことを伺っていただきたいと思います。いずれ、そんな状況を把握された段階で、我々にも教えていただきたいと思います。お願いしておきます。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

わかりました。

○竹谷委員

資料9の57ページ、先ほど説明がありましたが、ちょっと聞き漏らしたので、再度説明を求めたいと思いますが、1日平均の配水量、県、仙台市、末の松山について、もう一回説明いただきたいと思います。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

1日平均配水量につきまして、仙台から5,000トン、仙南・仙塩広域水道から1万2,000トン、あと岡田自己水源で365トンでございます。

○竹谷委員

県からは、ちょっと単価は高くなっているのですけれども、取るべき水量は幾らになっていますか。契約。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

契約水量の8割です。（「ですから幾らですか」の声あり）申しわけございません。契約水量は1万4,300トンになっております。その8割ですから、1万1,840トンです。

○竹谷委員

そうすると、県から1万2,000トン来て、1万1,800トンしか来ていないのに、先ほどの説明では、高くなるということはないのではないですか。昨年度平成19年度よりも高くなるということはないのではないですか。水の買いが悪いので、結果として、固定分は払わなければいけないという契約でしょう、これ。固定分は。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

済みません。櫻井参事の方から回答申し上げます。

○櫻井管理課参事

昨年度の契約水量は1万4,100トンで、1日平均配水量、予算計上の際には1万2,500トンということで計上させていただきました。（「そう言えばいいのですよ」の声あり）済みませんでした。

○竹谷委員

そこで出てくるのです。また先ほどの管理者のことですが、社会情勢面での課題ということで、水需要の減が述べられておりました。そういう関係から、岡田水系が365トンだということになると、岡田水系の、たしか水のコストは、どうですか。高いと私は踏んでいるのですが、いかがでしょうか。

○長田工務課長

平成20年度の予算でいきますと、365トンなのですけれども、それで計算しますと、トン当たり339円、これは税込みです。339円96銭となります。

○竹谷委員

そうすると、県広水と比べて、県広水の方が安くなるのではないですか。

○長田工務課長

確かに安くなります。

○竹谷委員

県広水の方が安いのではないですかと、確認しているのですけれども。

○長田工務課長

そのとおりです。

○竹谷委員

そうであれば、新田浄水場のように、岡田についても、井戸ですから、休ませておいて、夏の緊急、多く水需要があるときに活用するようにして、いざというときに、緊急のとき活用するような施設維持をしていった場合に、どういうコストになってくるのか、経営としてどういうリスクが来るのか、どういうメリットが来るのか、そういうことを研究したことはありますか。

○長田工務課長

地下水でございますので、やはり定期的にくみ上げしませんと、水の清浄的には悪いのかというふうを考えてございます。

確かに、夏場だけ大量に使用すれば、確かにコスト当たりの単価が下がると思います。

○竹谷委員

私は、この間の説明で、その水需要の問題が、減ってくると。しかし、県との契約は買わなければいけない。仙台市との契約も買わなければいけないという基本的な枠組みがあるとなれば、岡田の関係、水系については、そういう異常時とかそういうものに活用するようなことをしていくことで、コスト低減ができ、また井戸の問題はあります。井戸は。ある程度はくまなければいけないというのが。そういうものを含めて、コスト的に、多賀城の水道事業会計としてどのような影響を及ぼすのか、くんだ場合の影響とくまない場合の影響というものを、私は企業としてはやるべきではないのかというふうに思うのですけれども。

というのは、水道の水が低迷して、料金収入が減収してくるということも想定しているわけですから、それに合わせての施策として、企業として、そういうものを検討することに、私は値するのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

竹谷委員のおっしゃるとおりでございます。それらについて、研究してみたいと思っております。

○竹谷委員

余計なことは言いませんけれども、企業というのはそういうところを見ていくのが、企業のあり方ではないかと。この面は、私は新田水系のときも御質問をいたしました。今、新田は休んでおりますね。現実的に。新田の浄水は休んでいますね。空回りしているだけでしょう。あれも井戸でしたね。岡田も井戸ですね。という同じ環境であれば、私はそういう面も含めて、企業に有利な水利用というものを考えていくというのが大事だと思いますので、今、次長がおっしゃられるように、「検討する」というのであれば、ぜひ検討していただいて、どのような状況なのか、後でそれらについても教えていただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

そのような形で進めたいと思っております。

○竹谷委員

もう一つ。今回、新たにブロック、水の供給安定のために、配水ブロック化基本計画策定の業務委託、これは先ほど説明した、ブロックエリアを決めてやるという発想だと思えますが、何ブロックを想定しておられるのか。

○長田工務課長

これから検討する課題でございますが、現在、その配水池が三つございますので、基本的には三つかなと思います。

ただ、その地形的とか、いろいろなものがありますので、もっとその調査の中で、この段階で検討していきたいと思っております。

○竹谷委員

そうすると、これは配水区の中で、水の流動化をしていくような状況をつくるということですか。水がとまらないで、その配水区、いわば配水タンクを中心として、水がぐるぐる回るようなことも含めて想定してやる、それとも、あくまでも配水池の入っているところだけ監視するだけという仕組みなのですか。仕組みとしてはどうなのでしょう。

○長田工務課長

ブロックですが、例えば三つ、スリーブブロックに分けた場合、その中でその水の運用ができる。ただし、先ほど説明で申し上げましたように、事、何かあれば、例えば三つのうちの一つが何か事故があった場合は、別の方の管から連絡管を設けて、その中の水、水圧とか水量とか、それらをきちんとできるような形のブロック化でございます。

○竹谷委員

では、一応ブロックをつくって、その連携はサブ管で進めていこうということで、通常は、そのブロックの中で水の、水もとめておけば死にますから、やはり還流して、水を生かしながら、いい水を供給するという態勢をつくっていくのだという理解でよろしいですか。ちょっと認識が違えば教えてください。

○長田工務課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

ぜひ、災害のことも考え合わせると、重要だと思いますので、机上プランではなく、やはり現場主義で、これこそは現場主義でずうっとやりながら、必要なところには必要な設備をするということも大事だと私は思いますので、その辺も含めて研究していただければというふうに思います。これは私の思いを申し上げておきたいと思います。

最後に、200 ページのことですが、これはミスだと思いますが、交際費で 20 万円、市長交際費というふうに記入しておりますが、管理者の間違いであれば、ここで訂正をしておいた方がよろしいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

確かに市長ではなくて、管理者でございます。ここで訂正させていただきたいと思います。済みません。

○竹谷委員

こういうところから、組織としての筋道が通っていないのではないかと感じがするのです。やはりその辺の意識を、これは予算書をだれか点検するのでしょうかけれども、やはりきちんとその辺をやっておいた方が、この予算書はあちこちに行っても、笑われないのではないかと思いますので、今後は気をつけるようにしていただきたいと思います。小さいことですが、対外的な問題があるとするような課題については、御注意をした方がよろしいのではないかとこのように思います。今後注意していただきたいと思います。

○昌浦委員

組織というと、大きな数ですが、大数の法則に従うのか、少数精鋭でいくのか、多賀城はどちらかといえば少数精鋭主義だと理解しているところでございまして、27 人という数字が、決して少ないとか、そういうことで私は論じたわけではないということだけまず 1 点。

そこで、私が先ほどから質問したのは、組織の質に対してのことなのです。大きい組織であろうが、小さい組織であろうが、いわゆる技術の継承というものは、きちんとその組織内で、クオリティーコントロールというのですか、質の継承、そういうのもしていかなければならないと、ちょっと危惧するところがあったので、発言をしたわけでございます。

それで、何か漏れ聞くところによると、水道部、民間の方から何か途中採用などされたのですか。

○中村上水道部次長(兼)管理課長

平成 19 年 4 月 1 日に、電気関係の資格を持っている職員を採用いたしました。

○昌浦委員

この方もいわゆる技術屋さんなのでしょうけれども、そういう形で採用というか、されたということで。そういえば、今、団塊の世代が大量退職を迎えて、やはり、先ほどから私がちょっと質問させていただいている技術の継承というのが、ちょっとうまくいかないのではないかとということで、一度退職なさった方を、アドバイザーのような形で、いわば定年延長を図っている企業というのが多いのです。

もし、仮定の話ですけれども、もしそういう技術の継承にそごを来たすようであれば、定年延長などという方策もあり得るのか、この 1 点、どうなのでしょう。

○内海総務部次長(兼)総務課長

選択肢の一つとしてはあろうかと思えます。（「わかりました。いいです」の声あり）

○中村委員長

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○中村委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 32 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○中村委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中村委員長

以上で本予算特別委員会に付託されました議案第 26 号から議案第 32 号までの、平成 20 年度多賀城市各会計予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については私に一任願いたいと思います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

長期にわたり御協力いただきましてありがとうございました。

午後 6 時 25 分 閉会

予算特別委員会

委員長 中村 善吉